# 第10次鈴鹿市高齢者福祉計画

(2024~2026年度)

(案)

令和●年●月 鈴鹿市

# はじめに

(市長あいさつ)

## 目 次

第1	章 計画策定に当たって	1
1	計画策定の背景と目的	1
2	2 計画の位置付け	2
3	3 計画の期間	3
4	l 日常生活圏域について	4
~~ ~	7. 4. 6. 6. 4. 4. 7. 5. 6. 4. 4. 5. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6.	_
	2章 鈴鹿市における高齢者を取り巻く状況	
1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
2		
3		
4	4 第9次計画の取組からみた課題	14
第3	3章 計画の基本的な考え方	17
1		
2		
3		
h-h- a		0.5
	1章 施策の展開	
1		
2		
3		
4		
5	— — · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
6	(E)	
7	7 住まいを中心とした環境整備	47
第5	5章 計画の推進に当たって	51
1		
2		
参考	<b>餐資料</b>	
1	THE PROPERTY OF THE PROPERTY O	
2		
3		
4		
5		
6	5 地域ケア会議の流れとその他の会議及び取組に関する相互作用のイメージ図	121

# **非** 1 章

# 計画策定に当たって

## 1 計画策定の背景と目的

わが国では、少子高齢化・人口減少が本格化しており、いわゆる団塊の世代\*(約800万人)が75歳以上となる2025(令和7)年以降に、75歳以上の人口が急激に増加し、国民の医療や介護の需要が増加することが見込まれることから、2025(令和7)年を目途として、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の下で、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制である地域包括ケアシステム\*の構築を推進してきました。

今後、さらに少子高齢化が加速すると予測されており、いわゆる団塊ジュニア世代\*が65歳を迎える2040(令和22)年頃には、働く世代の人口が減少し、支える側と支えられる側のバランスが崩れ、人材不足により思うように介護が受けられなくなることが懸念されています。

また、人と人との関係の希薄化や、単身世帯の増加により、地域の中で孤立する人の存在など、高齢者の問題だけでは解決できない多様化、複雑化した課題が増えています。2020(令和2)年から流行した新型コロナウイルス感染症\*の拡大は、人と人との交流機会を奪い、こうした問題に拍車をかけたとも言えます。こうした状況に対応するため、「地域包括ケアシステム\*の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により2018(平成30)年に施行された「改正社会福祉法」にもとづき、「地域共生社会\*」の実現に向けた地域づくりの強化及び包括的な支援体制の整備が進んできています。

一方、認知症高齢者の問題では、65歳以上の方の4人に一人が認知症又はその予備軍との予測に対し、認知症対策のための国家戦略としてオレンジプラン、新オレンジプランについで、2019(令和元)年6月には認知症施策推進大綱\*が、さらに2023(令和5)年6月には共生社会の実現を推進するための「認知症基本法\*」が制定されました。この法律では認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らせるよう、国民の理解の増進をはじめとする基本的施策を定めています。

こうした背景の中、鈴鹿市(以下「本市」という。)でも高齢者が可能な限り地域で暮らせるよう、在宅医療・介護連携や介護予防・生活支援サービス\*の充実などを進め、地域包括ケアシステム\*の深化・推進に向けて取り組んできました。今後も、高齢者を含むあらゆる地域住民などが参画して支え合う「地域共生社会\*」の実現に向けて、より一層、地域包括ケアシステム\*を深化・推進していかなければなりません。

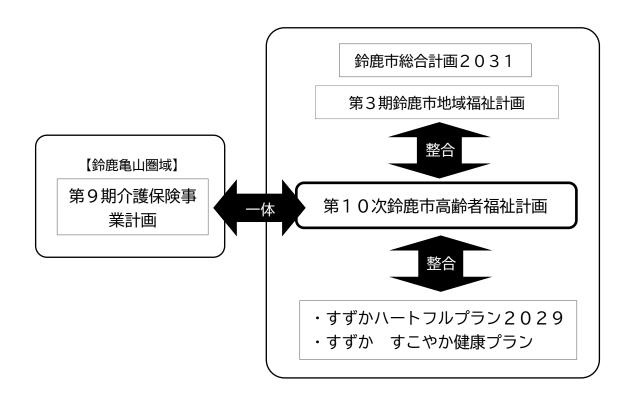
以上のことから、第10次鈴鹿市高齢者福祉計画(以下「本計画」という。)は、高齢者が尊厳を持ち、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるよう、一人ひとりに寄り添いながら、住まい、医療、介護、予防、生活支援などが、切れ目なく一体的に提供されることをめざして高齢者施策を推進できるよう策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」であり、鈴鹿亀山地区広域連合\*(以下「広域連合\*」という。)が策定する「鈴鹿亀山地区広域連合第9期介護保険事業計画」(以下「第9期介護保険事業計画」という。)との一体性を保ちます。

また、本計画は、2024(令和6)年度からの8年間を計画期間(前期4年、後期4年)とする「鈴鹿市総合計画2031」の推進プランであり、福祉分野の上位計画として位置付けられる「第3期鈴鹿市地域福祉計画」との整合性を図りながら、他の福祉分野の計画と関連する事項についても整合性を図ります。

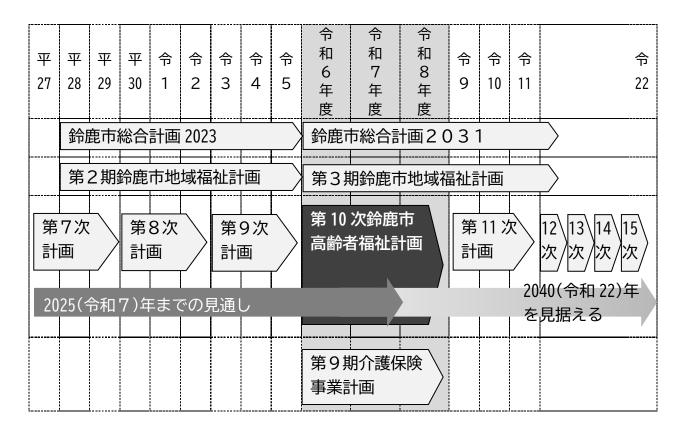
なお、本計画の第4章施策の展開 4認知症施策の推進を共生社会の実現を推進する ための「認知症基本法」第13条に基づく市町村認知症施策推進計画と位置付けます。



# 3 計画の期間

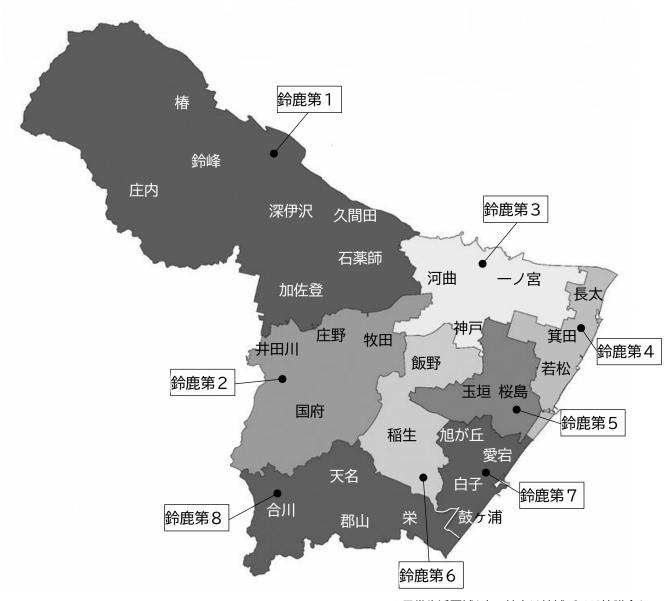
本計画は、第9期介護保険事業計画との一体性を保つため、2024(令和6)年度から2026(令和8)年度までの3年間を計画期間とします。

また、本計画期間の中でこれまでの計画で目標としてきた2025(令和7)年を迎えることから、2040(令和22)年を見据えた中・長期的な見通しの中で、必要な方策を検討します。



# 4 日常生活圏域について

高齢者が、できるだけ身近な地域で介護・支援・相談などのサービスを受けることができるよう総合相談や地域密着型サービス\*などの提供を進めていくため、広域連合\*が本市の地域づくり協議会\*の活動地域を考慮して8つの日常生活圏域\*を設定しています。地域包括ケアシステム\*の深化・推進を図る上でも、この8つの日常生活圏域\*を基盤として取組を推進します。



※日常生活圏域\*内の地名は地域づくり協議会\* の活動地域を表しています。

日常生活圏域\*の位置

# 鈴鹿市における高齢者を取り巻く状況

# 1 人口、高齢者人口の推移及び推計

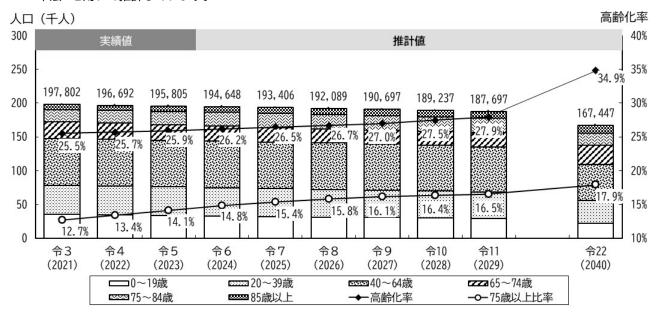
本市における、計画期間(令和6~令和8年度)及び2029(令和11)年度までと、2040(令和22)年度の人口を次のように見込みます。

65歳以上の高齢者人口は、2023(令和5)年度で50,688人であったものが、2026(令和8)年度には51,264人とゆるやかに伸び続け、2040(令和22)年度には58,366人に上るものと考えられます。一方、75歳以上の人口は2023(令和5)年度の27,583人から、2026(令和8)年度には30,383人と大幅に増加することが見込まれ、ゆるやかに増加した後、やや減少し、2040(令和22)年度には30,030人と見込まれます。(表・図2-1-1参照)

			実 績		推言	十(計画期	月間)		推計		推計
	項目	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2040 年度
Ý	総人口	197,802	196,692	195,805	194, 648	193, 406	192,089	190,697	189, 237	187,697	167, 447
4	0~64 歳人口	69,095	69, 234	69, 217	69, 132	68, 942	68, 775	68, 275	67, 545	66,695	52,933
6	5 歳以上人口	50,506	50, 516	50,688	50,953	51, 168	51, 264	51,516	51,979	52, 385	58,366
	65~74 歳	25, 465	24, 221	23, 105	22, 108	21, 426	20,881	20, 753	21,023	21, 365	28, 336
	75 歳以上	25,041	26, 295	27, 583	28,845	29, 742	30, 383	30,763	30,956	31,020	30,030
Ī	高齢化率	25.5%	25. 7%	25.9%	26. 2%	26.5%	26.7%	27.0%	27.5%	27.9%	34.9%
7	75 歳以上比率	12. 7%	13.4%	14.1%	14.8%	15.4%	15.8%	16.1%	16.4%	16.5%	17. 9%

表・図2-1-1 年齢別人口の推移及び推計(各年度9月末時点)

※2024 年度以降は、2018 年度~2023 年度の各年度9月末日時点の住民基本台帳人口の推移を基に、コーホート変化 率法\*を用いて推計しています。



高齢者人口の推移・推計を日常生活圏域\*別にみると、高齢化率は、圏域による差が大 きい上、ほとんどの圏域が緩やかに上昇する中で、大規模な住宅団地を抱える「鈴鹿第 8」では高齢化が急速に進み、2026(令和8)年には市内8圏域の中で最も高くな るものと見込まれます。(図2-1-2、表2-1-4参照)

また、75歳以上人口比率についても圏域による差は大きいですが、いずれの圏域で も2025(令和7)年に向けて比率が高まり、その後は横ばいや緩やかな上昇となるも のと見込まれます。「鈴鹿第1」では2025(令和7)年以降も上昇し、20%を超え ることが見込まれます。(図2-1-3、表2-1-4参照)

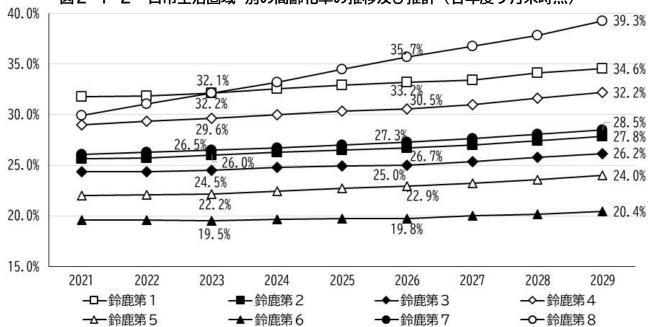


図2-1-2 日常生活圏域\*別の高齢化率の推移及び推計(各年度9月末時点)

図2-1-3 日常生活圏域\*別の75歳以上人口比率の推移及び推計(各年度9月末時点)

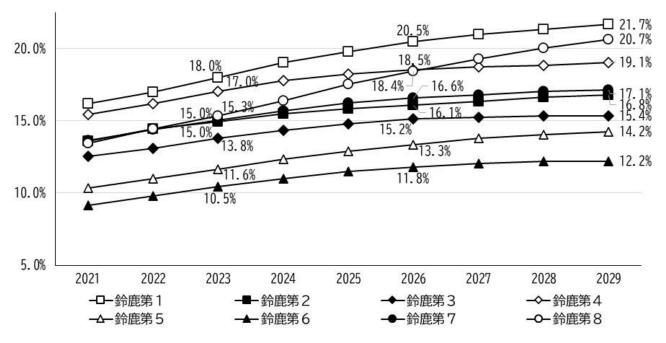


表2-1-4 日常生活圏域\*別人口の推移及び推計(各年度9月末時点)

			1		コレノ打圧作タル		(1,2	プロ不時		1,,, =1
		実績		推言				推計		推計
項目	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2040
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
	Т	T	久間田、村	1		庄内〕				
総人口	22, 349	21,972	21,696	21, 367	21,035	20, 703		20, 035	19,686	15,690
40~64 歳人口	7, 594	7, 566	7, 470	7, 401	7, 335	7, 284		7, 085	6, 972	4,809
65 歳以上人口	7, 105	6, 996	6, 978	6, 958	6, 924	6,877	6,810	6, 833	6,802	6,925
65~74 歳	3, 485	3, 264	3, 080	2,889	2, 761	2,633	2,532	2, 557	2,532	3, 265
75 歳以上	3,620	3, 732	3, 898	4, 068	4, 164	4, 243	4, 278	4, 276	4, 269	3,660
高齢化率	31.8%	31.8%	32.2%	32.6%	32.9%	33. 2%	33.4%	34.1%	34.6%	44. 1%
75 歳以上比率	16.2%	17.0%	18.0%	19.0%	19.8%	20.5%	21.0%	21.3%	21.7%	23. 3%
鈴鹿第2〔[	国府、庄野	<sup>野</sup> 、牧田、	井田川)							
総人口	32, 316	32, 311	32, 155	32,043	31,917	31,771	31,615	31, 443	31, 261	28, 464
40~64 歳人口	11, 446	11, 498	11, 518	11,527	11, 492	11, 423	11, 333	11, 168	11,048	8,962
65 歳以上人口	8, 298	8,320	8, 361	8, 419	8,450	8, 484	8,534	8, 631	8,698	9, 497
65~74 歳	4, 385	4, 170	3, 992	3, 787	3,676	3,566	3, 533	3, 573	3, 593	4,550
75 歳以上	3, 913	4, 150	4, 369	4, 632	4, 775	4,919	5,000	5, 058	5, 105	4, 948
高齢化率	25.7%	25.7%	26.0%	26.3%	26.5%	26. 7%	27.0%	27.4%	27.8%	33. 4%
75 歳以上比率	12.1%	12.8%	13.6%	14.5%	15.0%	15.5%	15.8%	16.1%	16.3%	17. 4%
鈴鹿第3〔氵	可曲、一人	ノ宮、神戸	<b>⋾</b> ]							
総人口	24, 088	24, 045	23, 853	23, 711	23, 555	23, 392	23, 220	23, 041	22, 851	20,503
40~64 歳人口	8, 315	8, 379	8, 404	8, 423	8,433	8,478	8, 432	8, 377	8, 295	6,625
65 歳以上人口	5, 875	5,861	5,847	5, 871	5,871	5,856	5, 882	5, 943	5, 980	6,980
65~74 歳	2,850	2,710	2,563	2, 475	2,389	2, 311	2, 342	2, 411	2, 471	3,617
75 歳以上	3,025	3, 151	3, 284	3, 396	3, 482	3,545	3, 541	3, 532	3, 509	3, 363
高齢化率	24.4%	24.4%	24.5%	24.8%	24.9%	25.0%	25.3%	25.8%	26.2%	34.0%
75 歳以上比率	12.6%	13.1%	13.8%	14.3%	14.8%	15. 2%	15.2%	15.3%	15.4%	16.4%
鈴鹿第4〔	長太、箕田	日、若松〕	l							
総人口	18,063	17, 848	17, 720	17, 547	17, 362	17, 169	16, 969	16, 766	16, 551	14, 138
40~64 歳人口	6, 430	6, 379	6, 343	6, 296	6, 227	6, 173	6, 096	5, 984	5,880	4, 498
65 歳以上人口	5, 240	5, 239	5, 253	5, 260	5, 265	5, 243	5, 259	5, 303	5, 328	5,859
65~74 歳	2, 451	2,350	2, 233	2, 138	2, 101	2,058	2,084	2, 143	2, 174	2,842
75 歳以上	2, 789	2,889	3,020	3, 122	3, 163	3, 185	3, 175	3, 160	3, 154	3,017
高齢化率	29.0%	29.4%	29.6%	30.0%	30.3%	30.5%	31.0%	31.6%	32. 2%	41.4%
75 歳以上比率	15.4%	16.2%	17.0%	17.8%	18.2%	18.5%	18.7%	18.8%	19.1%	21.3%

		実 績		推言	十(計画期	朋間)		推計		推計
項目	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2040
	年度 料	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
	玉垣、桜I	Ī	24 456	24 452	24 420	24 402	24 267	24 212	24 250	22 010
総人口	24, 431	24, 428	24, 456	24, 453	24, 429			24, 312	24, 259	23, 019
40~64 歳人口	8,342	8, 448	8, 526	8, 554	8,574	8, 625	8,606	8, 583	8,504	6,898
65 歳以上人口	5, 376	5, 389	5, 421	5, 493	5, 547	5, 591	5,656	5, 724	5,820	6, 943
65~74 歳	2,847	2, 698	2, 576	2, 472	2, 393		2, 298	2, 307	2, 363	3, 436
75 歳以上	2,529	2, 691	2, 845	3, 021	3, 154		3, 358	3, 417	3, 457	3,507
高齢化率	22.0%	22. 1%	22. 2%	22.5%	22. 7%		23. 2%	23.5%	24. 0%	30. 2%
75 歳以上比率	10.4%	11.0%	11.6%	12.4%	12.9%	13.3%	13.8%	14.1%	14. 2%	15. 2%
	稲生、飯里	Ī								
総人口	27,919	27, 851	28, 034	28, 054	28,056			28,008	27, 964	26,807
40~64 歳人口		9,810	9, 936	10, 015	10, 124			10, 279	10, 252	9,048
65 歳以上人口	5, 477	5, 460	5, 479	5, 510	5,536		5,606	5, 641	5, 709	7,025
65~74 歳	2, 917	2, 725	2, 544	2, 432	2, 317	2, 239	2, 223	2, 232	2, 293	3,819
75 歳以上	2,560	2, 735	2, 935	3, 078	3, 219	3, 303	3, 383	3, 409	3, 416	3, 206
高齢化率	19.6%	19.6%	19.5%	19.6%	19.7%	19.8%	20.0%	20.1%	20.4%	26. 2%
75 歳以上比率	9. 2%	9.8%	10.5%	11.0%	11.5%	11.8%	12.1%	12.2%	12.2%	12.0%
鈴鹿第7〔	白子、鼓	ヶ浦、愛る	号、旭が₽	í)						
総人口	36,463	36, 236	36,015	35, 755	35, 483	35, 186	34, 873	34, 554	34, 216	29,944
40~64 歳人口	12,820	12,768	12, 727	12,692	12,644	12,574	12, 452	12, 261	12,088	9,568
65 歳以上人口	9,496	9, 519	9, 535	9,552	9,584	9, 595	9,632	9, 708	9, 761	10,710
65~74 歳	4,527	4, 304	4, 123	3, 942	3,824	3, 762	3, 773	3,822	3, 904	5, 129
75 歳以上	4,969	5, 215	5, 412	5,610	5,759	5,832	5,860	5,886	5,857	5,580
高齢化率	26.0%	26.3%	26.5%	26.7%	27.0%	27.3%	27.6%	28.1%	28.5%	35.8%
75 歳以上比率	13.6%	14.4%	15.0%	15.7%	16.2%	16.6%	16.8%	17.0%	17. 1%	18.6%
鈴鹿第8〔	栄、郡山、	天名、行	今川)				•	<del>.</del>		
総人口	12, 173	12,001	11,876	11, 718	11,568	11, 413	11, 248	11,078	10,909	8,882
40~64 歳人口	4, 494	4, 386	4, 293	4, 223	4, 113	4,010	3, 907	3, 807	3, 656	2,525
65 歳以上人口	3,639	3, 732	3, 814	3, 891	3,992	4,078	4, 136	4, 196	4, 286	4, 428
65~74 歳	2,003	2,000	1, 994	1,973	1,965	1,977	1,968	1, 978	2,033	1,678
75 歳以上	1,636	1, 732	1,820	1, 918	2,026	2, 101	2, 168	2, 218	2, 253	2,750
高齢化率	29.9%	31.1%	32.1%	33.2%	34.5%		36.8%	37.9%	39.3%	49.9%
75 歳以上比率	13.4%	14.4%	15.3%	16.4%	17.5%		-	20.0%	20. 7%	31.0%
				<u> </u>					 ・休の推計値	-

<sup>※2024</sup> 年度以降の人口は、鈴鹿市全体と同様の推計方法により圏域別に推計したのち、鈴鹿市全体の推計値と圏域別 の推計値の合計とが合うよう調整したものです。小数点以下の端数があるため、合計が合わない場合があります。

<sup>※</sup>圏域名の後ろの〔 〕内は地域づくり協議会\*の活動地域を表しています。

## 2 要介護認定者数の推移及び推計

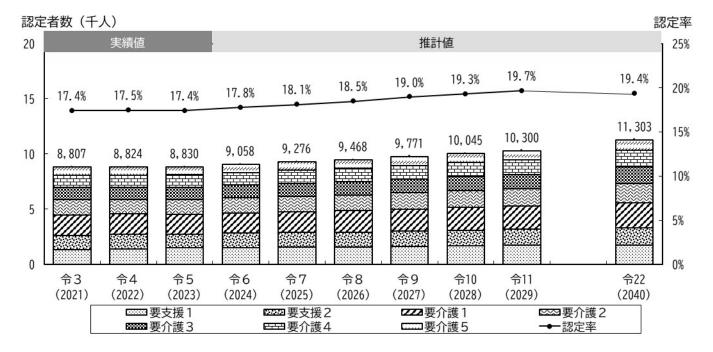
本市における、計画期間(令和6~令和8年度)及び2029(令和11)年度までと、2040(令和22)年度の認定者数を次のように見込みます。

要支援・要介護認定者数は、2026(令和8)年度には9,468人、認定率は18.5%になるものと見込みます。その後も、認定率の高い75歳以上の高齢者が増加することに伴い認定者数も増加し、2029(令和11)年度には10,300人、認定率は19.7%に、2040(令和22)年度には11,303人、認定率は19.4%になるものと見込みます。(表・図2-2-1参照)

		実 績		推言	†(計画期	間)		推計		推計
項目	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2040
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
認定者数	8,807	8,824	8,830	9,058	9, 276	9,468	9,771	10,045	10,300	11,303
要支援 1	1,324	1,413	1,476	1,519	1,549	1,566	1,620	1,666	1,712	1,738
要支援 2	1,301	1,305	1,271	1,302	1,329	1,355	1,394	1,432	1,470	1,557
要介護 1	1,818	1,842	1,789	1,841	1,887	1,930	1,997	2,058	2, 116	2, 295
要介護 2	1,396	1,332	1,342	1,375	1,410	1,442	1,487	1,529	1,565	1,755
要介護 3	1, 149	1,092	1, 112	1, 139	1,170	1, 195	1,232	1,266	1, 298	1,471
要介護 4	1,082	1, 110	1,120	1, 146	1, 176	1,207	1,246	1,279	1,309	1,526
要介護 5	737	730	720	736	755	773	795	815	830	961
認定率	17.4%	17.5%	17.4%	17.8%	18.1%	18.5%	19.0%	19.3%	19.7%	19.4%

表・図2-2-1 要介護度別認定者数及び認定率の推移と推計(各年度9月末時点)

<sup>※</sup>認定者数は第1号被保険者\*分(65歳以上)及び第2号被保険者\*分(40~64歳)の合計値ですが、認定率は 第2号被保険者\*を含む要支援・要介護認定者数を第1号被保険者\*数(65歳以上人口)で割ったものです。



<sup>※2024</sup> 年度以降は、2023 年度年度の男女別・年齢別認定率が一定であると仮定して、人口推計値に掛け合わせて推計しています。

認定者数の推移・推計を日常生活圏域\*別にみると、認定率は、ほとんどの圏域が75歳以上の増加に比例して上昇を続け、特に、「鈴鹿第4」については既に19.4%と他圏域よりも高く、75歳以上人口比率も高いことから、今後も非常に高い比率で推移するものと見込まれます。一方、高齢者数が急速に増加する「鈴鹿第8」では、認定者数は増加するものの、認定率は横ばいで推移していくことが見込まれます。(図2-2-2、表2-2-3参照)

22.5% ♦ 21.5% 20.7% 20.4% 20.4% 20.0% □ 19.7% 19.4% 19.2% 19.1% 19.1% 18.6% 18.29 18.1% 7.79 17.5% 17.0% O 17.2% 17.3% 16.6% 16.5% 15.8% 15.0% 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 → 鈴鹿第1 **一**□ 鈴鹿第2 -鈴鹿第3 → 鈴鹿第4 → 鈴鹿第5 → 鈴鹿第6 ◆ 鈴鹿第7 **一**一 鈴鹿第8

図2-2-2 日常生活圏域\*別の認定率の推移及び推計(各年度9月末時点)

表2-2-3 日常生活圏域\*別認定者数の推移と推計(各年度9月末時点)

	12 2 - 2 -				日女人が出		П	2.7.7.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	371117	1// = 1
-T-	0001	実績	2222	推計			000=	推計	2222	推計
項目	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2040
^^ <del></del>	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
				<b>多、深伊</b> 派		庄内〕			1 222	
認定者数	1, 327	1, 274	1, 266	1, 280	1, 299	1, 311	1, 336	1, 366	1, 390	1, 414
要支援 1	187	186	190	192	195	195	199	204	211	194
要支援 2	188	193	172	174	176	178	182	186	191	186
要介護 1	273	248	265	269	274	272	281	289	295	295
要介護 2	221	209	201	203	205	210	212	215	219	223
要介護 3	183	164	173	175	178	181	184	187	189	198
要介護 4	165	174	166	168	169	171	173	179	178	201
要介護 5	110	100	99	100	103	103	105	106	105	116
認定率	18. 7%	18. 2%	18.1%	18.4%	18.8%	19.1%	19.6%	20.0%	20.4%	20.4%
鈴鹿第2〔	国府、庄野		井田川〕							
認定者数	1,369	1,384	1, 422	1, 481	1,514	1,548	1,600	1,656	1, 716	1,940
要支援 1	195	194	232	243	248	251	262	272	281	285
要支援 2	223	218	208	216	220	224	228	235	243	270
要介護 1	283	306	294	309	319	324	337	350	363	403
要介護 2	237	231	226	234	239	246	255	263	273	320
要介護 3	180	171	173	181	182	187	196	201	211	255
要介護 4	155	159	181	186	190	197	201	209	217	255
要介護 5	96	105	108	112	116	118	121	126	129	153
認定率	16.5%	16.6%	17.0%	17.6%	17.9%	18.2%	18.8%	19. 2%	19.7%	20.4%
鈴鹿第3〔	河曲、一ノ	/宮、神戸	ā) .							
認定者数	1,032	1,012	992	1,004	1,024	1,038	1,064	1,086	1, 112	1, 176
要支援1	168	178	180	183	186	187	192	195	200	194
要支援 2	130	123	134	137	138	141	143	146	148	151
要介護 1	204	203	188	191	193	199	204	208	215	222
要介護 2	163	149	162	162	167	170	174	177	182	192
要介護 3	143	130	114	116	119	118	123	124	127	141
要介護 4	131	127	118	118	120	121	126	128	131	151
要介護 5	93	102	96	97	101	102	103	107	108	125
認定率	17.6%	17.3%	17.0%	17.1%	17.4%	17.7%	18.1%	18.3%	18.6%	16.8%
鈴鹿第4〔	長太、箕田	日、若松〕					_			
認定者数	1,025	1,015	1,021	1, 044	1, 068	1,084	1, 104	1, 126	1, 143	1, 152
要支援 1	156	171	191	195	197	199	201	205	209	208
要支援 2	148	146	130	132	136	137	140	142	142	146
要介護 1	227	219	208	213	217	223	225	228	233	222
要介護 2	152	135	122	126	129	130	133	136	139	141
要介護 3	126	126	144	147	152	153	157	161	163	164
要介護 4	131	128	132	135	138	141	145	148	149	160
要介護 5	85	90	94	96	99	101	103	105	107	111
認定率	19.6%	19.4%	19.4%	19.8%	20.3%	20.7%	21.0%	21. 2%		19.7%

		実 績		推言	十(計画期	間)		推計		推計
項目	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2040
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
鈴鹿第5〔	玉垣、桜島	事〕								
認定者数	848	876	894	930	964	993	1,045	1,080	1, 118	1, 317
要支援1	115	138	146	152	156	160	168	173	176	197
要支援 2	118	125	127	132	138	142	149	153	160	175
要介護 1	195	209	188	197	203	211	220	229	239	278
要介護 2	135	120	138	143	149	151	161	167	172	207
要介護 3	105	89	108	113	117	121	128	133	138	170
要介護 4	101	116	108	112	118	122	129	133	139	172
要介護 5	79	79	79	82	83	86	91	91	93	117
認定率	15.8%	16.3%	16.5%	16.9%	17.4%	17.8%	18.5%	18.9%	19.2%	19.0%
鈴鹿第6〔科	<b>稻生、飯</b> 墅	<b>野</b> )								
認定者数	870	859	866	903	930	957	1,004	1,051	1, 092	1, 239
要支援1	125	132	136	143	146	149	158	165	172	171
要支援 2	117	117	125	130	133	136	143	149	155	159
要介護 1	173	164	161	167	174	179	188	197	206	231
要介護 2	130	130	137	143	149	154	161	171	176	207
要介護3	114	108	115	120	124	128	131	136	141	169
要介護 4	120	126	116	121	125	129	136	141	146	182
要介護 5	91	82	76	79	79	82	88	91	95	119
認定率	15.9%	15.7%	15.8%	16.4%	16.8%	17.3%	17. 9%	18.6%	19.1%	17.6%
鈴鹿第7〔日	白子、鼓な	7浦、愛宕	i、旭がE	í)						
認定者数	1, 728	1,777	1,739	1, 773	1,820	1,858	1,918	1, 962	1, 992	2, 113
要支援 1	282	312	297	303	309	311	322	330	336	337
要支援 2	284	280	280	285	292	297	307	315	320	333
要介護 1	342	371	367	375	383	393	409	419	427	456
要介護 2	275	272	265	270	278	285	292	298	300	326
要介護 3	206	207	199	201	208	213	218	225	227	244
要介護 4	204	207	216	221	228	236	244	248	253	280
要介護 5	135	128	115	117	121	123	125	128	129	137
認定率	18. 2%	18. 7%	18. 2%	18.6%	19.0%	19.4%	19.9%	20.2%	20.4%	19.7%
鈴鹿第8〔	<del></del>	天名、台								
認定者数	608	627	630	643	657	678	700	718	738	952
要支援 1	96	102	104	106	111	113	116	120	125	152
要支援 2	93	103	95	97	97	102	104	107	111	137
要介護 1	121	122	118	121	123	129	133	137	139	187
要介護 2	83	86	91	92	94	97	100	101	103	138
要介護3	92	97	86	87	91	92	96	99	102	131
要介護 4	75	73	83	84	86	89	92	93	96	125
要介護 5	48	44	53	54	54	55	59	61	63	82
認定率	16.7%	16.8%	16.5%	16.5%	16.5%	16.6%	16.9%	17.1%	17.2%	21.5%

<sup>※2024</sup> 年度以降の認定者数は、鈴鹿市全体と同様の推計方法により圏域別に推計したのち、鈴鹿市全体の推計値と圏域 別の推計値の合計とが合うよう調整したものです。小数点以下の端数があるため、合計が合わない場合があります。

<sup>※</sup>圏域名の後ろの〔 〕内は地域づくり協議会\*の活動地域を表しています。

## 3 認知症高齢者数の推移及び推計

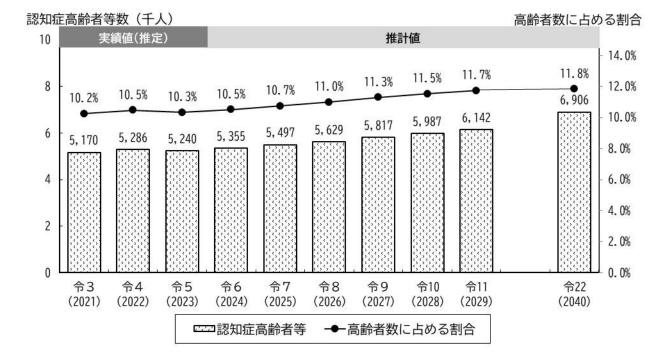
本市における、計画期間(令和6~令和8年度)及び2029(令和11)年度までと、2040(令和22)年度の認知症高齢者などの人数を次のように見込みます。

認知症高齢者などの人数は、近年はほぼ横ばいで推移しており、2023(令和5)年度には5,240人と見込まれますが、75歳以上人口の増加に伴い、2026(令和8)年度には5,629人、高齢者数(65歳以上人口)に占める割合は11.0%、2029(令和11)年度には6,142人、11.7%、2040(令和22)年度には6,906人、11.8%となるものと見込みます。(表・図2-3-1参照)

	実 絹	責(推定値	直)	推言	十(計画期	朋間)		推計		推計
項目	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2040
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
認知症高齢 者等の人数	5, 170	5, 286	5, 240	5, 355	5, 497	5, 629	5, 817	5, 987	6, 142	6,906
高齢者数に 占める割合	10. 2%	10.5%	10.3%	10.5%	10. 7%	11.0%	11.3%	11.5%	11. 7%	11.8%
認定者数	8,807	8,824	8,830	9,058	9, 276	9, 468	9,771	10, 045	10,300	11,303
65 歳以上人口	50,506	50, 516	50,688	50,953	51, 168	51, 264	51,516	51,979	52,385	58,366

表・図2-3-1 認知症高齢者などの人数及び割合の推移と推計(各年度9月末時点)

<sup>※</sup>コロナ延長により認知症生活自立度\*が不明の人がいるため、実績値においても各年9月末日現在の認知症自立度 の判定率を用いて認知症高齢者数等の推定を行いました。



<sup>※</sup>認知症高齢者等とは、要支援・要介護認定を受けている第1号被保険者\*及び第2号被保険者\*のうち、要介護認 定に係る主治医意見書において認知症高齢者の日常生活自立度\*がⅡ以上の人を集計したものです。

<sup>※2024</sup> 年度以降は、2021~2023 年度の年齢別の認知症の判定率(日常生活自立度\*がⅡ以上)の平均値を要支援・要介護者数に掛け合わせて推計しています。

## 4 第9次計画の取組からみた課題

本計画の施策の展開を図る上で、第9次計画の取組状況や2022(令和4)年度に 実施したアンケート調査結果を踏まえ、また、関係者間で行った課題抽出の結果を反映 し、下記のとおり課題を整理しました。

#### (1) 地域包括ケア体制の確立

- 地域ケア推進会議\*で提案された課題を、市の関係部局で情報共有し、協議する仕組みが必要です。
- ▶ 地域ケア会議\*については、自立支援型の会議を含めて開催回数が増えてきていますが、圏域会議と個別会議の位置付けを確立し、課題の共有や解決につながるようさらに取り組む必要があります。
- 地域住民が抱える生活課題が複雑化する中で、多機関の専門の相談支援機関が連携することや、地域づくり協議会\*などの地域組織や住民を始めとする多様な主体の連携により、高齢者分野中心の仕組みから多世代型への仕組みへと発展させていく必要があります。
- ▶ 隣近所など地域の人間関係が希薄化しており、地域の見守りのネットワークを構築する必要があります。

#### (2)介護予防・生活支援の推進

- 社会活動の少ない方を含めたフレイル\*の早期発見と早期対応の手法を検討する必要があります。
- ▶ 引き続き、サロン\*など高齢者の通いの場を増やし、フレイル\*予防に取り組める機会を増やす必要があります。
- ▶ 地域での支え合い活動について、すでに活動している地区への活動定着のための継続的な支援を行うとともに、活動検討中の地区に対しても準備が円滑に進むよう支援し、市内全域に広がるよう努めることが必要です。
- ゴミ出し問題など、在宅生活に支援が必要な方への方策を検討する必要があります。
- ▶ 通院が困難な方の移動手段を検討する必要があります。
- ▶ 重症化予防など、介護に至らないよう取り組む必要があります。

#### (3) 認知症施策の推進

- ▶ 高齢者人口の増加に伴い、認知症の方が増えています。また、単身世帯、高齢者のみの世帯も増えているため、認知症の方の在宅での生活が難しくなっています。
- ▶ アンケートでの「チームオレンジ\*」に期待する取組としては、見守り・声かけをはじめ、交流の場、居場所づくりについて幅広い取組が期待されています。
- 認知症サポーター\*やチームオレンジ\*の登録を増やし、地域みんなで見守る機運をより一層高める必要があります。
- ▶ 認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしく日常生活を過ごすことができる地域を目指すため、「認知症フレンドリーシティ\*鈴鹿」 宣言への協力を促す必要があります。特にフレンドリーシティのパートナーとなる商店や企業を増やすための取組が必要です。

#### (4)医療・介護の連携の推進

- 在宅医療ケアシステム運営委員会などによる顔の見える関係の構築と多職種連携情報共有システムの普及により、多職種の情報共有や連携体制を強化し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築をさらに進める必要があります。
- アンケートからは、終末期に自宅で療養したいと考える人は多いものの、難しいと考えている人が多く、実現に向けた環境整備が必要です。
- ▶ 医療・介護の専門職のためのACP(アドバンス・ケア・プランニング)\*に関するマニュアルの作成及び周知啓発とともに、市民に対するACP\*の普及啓発により一層取り組む必要があります。
- ▶ 身寄りのない方の入院・入所時の対応方法等のガイドラインを作成し、関係者への 周知と継続的な運用などの取組が必要です。
- ▶ 在宅医や介護等の担い手の高齢化や離職による人材不足は喫緊の課題であり、人材確保に取り組む必要があります。あわせて、人材不足に対応した効率的なケアを目指すため、ICT(情報通信技術)\*を推進する必要があります。

# (5) 高齢者の尊厳を守るための施策の充実

- ▶ アンケートにおいて、在宅生活を続けるに当たって、介護サービスの利用だけでは 介護者の負担が軽減しきれていない状況が浮かび上がっており、介護者の精神的、 肉体的不安感に対し、いかにケアしていくかが課題です。
- ▶ 高齢者虐待については、高齢者と介護者両方への支援が必要な場合も多く、関係機関と連携を図りながら、進めていくことが必要です。また、高齢者虐待の対応のため、一時的な入所先の確保に努める必要があります。
- ▶ アンケートにおいて、成年後見や財産管理などサポートを必要とする場合の相談先が「わからない」と答えた方が一定数あり、制度の周知を図るとともに、制度利用が必要な方に対し、相談機会や手続き支援を充実させることが必要です。
- 介護離職\*を防ぐため、介護休業などの制度の周知とともに、労働時間の柔軟な選択や休業制度を利用しやすい職場づくりなど、職場における理解を促していくことが求められています。

#### (6)住まいの確保

- ▶ これからの生活を自宅で生活を続けたいと考えている方が多くいる中で、バリアフリー\*になっていない、維持修繕ができない、清掃ができないなどの問題をかかえている方もいて、在宅生活が続けられる環境づくりが求められています。
- ▶ 居住系サービスの整備については、引き続き、整備状況の把握に努めた上で、関係 部署と協議を行い、適切に対応していく必要があります。
- ▶ 高齢者が自分に合った住まいを見つけられるよう、市営住宅の入居機会の提供や住まいに関するサポートを継続することが必要です。

#### (7)安全・安心の体制づくり

- ▶ 日頃からの見守りにつなげるため、災害時要援護者\*台帳の整備を図るとともに、 災害が発生した場合に備え、個別避難計画の作成を進める必要があります。
- ≫ 災害時における福祉避難所の確保について、検討する必要があります。
- ▶ 高齢者の移動支援について、引き続き、公共交通の施策と連携した取組を推進する 必要があります。

# 計画の基本的な考え方

# 1 基本理念及び基本目標

本計画は、長期的な視点に立ち、これまでの9次にわたる高齢者福祉計画の考え方を 継承するとともに、市の最上位計画である「鈴鹿市総合計画2031」の前期基本計画に 沿って、福祉分野の上位計画に位置付けられている「第3期鈴鹿市地域福祉計画」との 整合を図るよう、次のとおり基本理念及び基本目標を定めます。

#### [基本理念]

# 地域の中で高齢者が自分らしく生きるまち 「すずか」をめざして

地域包括ケア システムの推進

認知症施策の推進

高齢者の生活支援 の充実

〔基本目標1〕

[基本目標2]

〔基本目標3〕

### 基本目標1 地域包括ケアシステム\*の推進

- □高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう、地域での支え合い活動と多職種が連携した包括的支援を両輪として地域包括ケアシステム\*の深化・推進を図ります。
- □医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、ICT\*を活用しつつ在宅医療・介護の連携を推進し、ACP\*・人生会議\*などに対する市民の意識を高めるとともに、介護を担う人材の育成・確保を図ります。
- □要介護状態になることやその悪化をできる限り防ぐことができるよう、自立支援と重度化防止のための効果的な介護予防の取組を推進します。また、「支えられる人」と「支える人」との関係を越えてお互いに支え合う地域づくりに向けて、地域活動及びボランティア活動などへの参加並びにフレイル\*予防に取り組めるよう、住民主体による身近な場所での「通いの場」づくりを促します。

#### 成果指標1

通いの場に参加する高齢者の人数(年間)

現状値
令和4年度
3,133人



	目標値	
令和6年度	令和7年度	令和8年度
3,500人	3,700人	3,900人

#### 指標設定の基本的な考え方

住民主体の通いの場が市全域に設置されることで、より多くの高齢者が介護予防に取り組むことができ、住み慣れた地域で暮らし続ける元気な高齢者が増えると考えます。また、通いの場で人と人とのつながりができ、見守りや支え合いの意識も醸成されます。

こうしたことから、住民主体の通いの場(ふれあいいきいきサロン\*、地域づくり協議会\*が実施する支え合い事業、単位老人クラブ\*が実施する元気いっぱい教室)に参加する高齢者の人数の目標値を、毎年200人ずつ増やし、2026(令和8)年度に3,900人に設定します。

#### 基本目標2 認知症施策の推進

□認知症の人が尊厳や希望を持って暮らすことができる地域づくりに向けて、共生社会の実現を推進するための「認知症基本法\*」を踏まえ、認知症の人に対する理解の増進、バリアフリー\*の推進、意思決定の支援と権利利益の保護、サービス提供体制や相談体制の整備、認知症予防といった施策を、「チームオレンジ\*鈴鹿」や「認知症フレンドリーシティ\*鈴鹿」パートナー登録事業者などと協働\*しながら、総合的に推進します。

#### 成果指標2

認知症サポーター\*の養成人数(累計)

現状値
令和4年度
22,604 人



	目標値	
令和6年度	令和7年度	令和8年度
26,000人	28,000人	30,000 人

#### 指標設定の基本的な考え方

地域住民のほか、学校、生活に関連する企業など、様々な立場の方が 認知症サポーター\*となることで、誰もが暮らしやすい社会の仕組みが 整い、認知症になっても住み慣れた地域で日常生活を送れることにつな がると考えます。

このため、総人口の1%に当たる約2,000人を毎年養成し、2026 (令和8)年度には累計30,000人を目指します。

### 基本目標3 高齢者の生活支援の充実

- □要介護状態の高齢者やその家族の生活を支えるため、在宅介護の支援の充実を図る とともに、身近な地域で相談・支援が受けられる体制を整えます。
- □高齢者が自らの意思で自立した生活を送れるよう、高齢者の尊厳を守る視点から、 権利擁護とともに虐待や差別の防止を図ります。
- □高齢者が住み慣れた住まいや地域で安全・安心に暮らせるよう、入所施設や居住系 サービスを含めた居住環境の整備を図るとともに、外出環境の向上や防災・生活安 全対策に取り組みます。

#### 成果指標3

要介護認定を受けた方のうち、在宅生活をしている方の割合

現状値
令和4年度
73.5%



	目標値	
令和6年度	令和7年度	令和8年度
73.9%	74.1%	74.3%

#### 指標設定の基本的な考え方

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができている状況を示すものとして、要介護認定を受けた方のうち、在宅生活をしている方の割合を成果指標とします。

生活支援体制の充実を図り、安心して生活できる環境を整備することで、現状よりも在宅生活をしている方の割合を増加させます。

※在宅生活者数には、介護保険の施設サービスに含まれないサービス付き高齢者向け住宅\*や有料老人ホーム\*などの入居者も含まれます。

## 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた考え方

#### (1)3層での取組による地域包括ケアシステム\*の深化・推進

本市では、地域包括ケアシステム\*を構築する地域区分として、鈴鹿市全域を「第1層」、8つの日常生活圏域\*を「第2層」、地域づくり協議会\*の範囲を「第3層」としています。(図3-2-1、3-2-2参照)

本市の地域包括ケアシステム\*は、第1層及び第2層における「医療と介護の連携」と、第3層における「介護予防と生活支援」の二つの側面から地域包括ケアシステム\*を推進しています。第1層には、高齢者が住み慣れた地域で医療や介護を受けながら暮らし続けられるよう医療、介護、福祉の専門職が連携して支援するため「在宅医療・介護連携支援センター\*」を設置し、第2層では、総合相談、支援活動を行う地域包括支援センター\*を中心に包括的支援体制を構築するとともに、認知症初期集中支援チーム\*及び認知症地域支援推進員\*を設置して認知症施策を推進し、第3層では、地域住民が主体的に取り組む「介護予防・生活支援」の活動を促進するよう、地域住民主体の高齢者サロン\*などの通いの場の設置や支え合いによる生活支援サービス\*の運営などを支援しています。

地域包括ケアシステム\*を推進するにあたり、地域ケア会議\*を活用して社会基盤の整備を行います。地域ケア会議\*は、多職種協働\*の実務者レベルによる高齢者の個別の課題解決のための地域ケア個別会議\*、そこで積み重ねられた最適な事例や共通する地域課題を地域の関係者で共有するための圏域会議を地域包括支援センター\*が開催します。さらに、そこで把握された課題を解決していくために、本市が、関係機関の代表者レベルで地域ケア推進会議\*を開催します。課題の把握については基幹型地域包括支援センター\*がとりまとめ、課題の抽出を行います。

このように地域ケア会議\*を重層的に開催することにより、高齢者の自立支援、地域の関係者のネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり・地域資源\*の開発を推進し、政策形成へとつなげていきます。

また、地域づくり協議会\*や地区民児協、NPO\*、民間団体などの地域主体の活動団体を生活支援コーディネーター\*が選出し、協議体\*として会議を開催します。協議体\*会議では、情報共有により地域の活動を把握し、支援することや、連携・協働\*により地域に必要な社会資源の創出などを進めます。協議体\*会議と地域ケア会議\*は連動しながら生活支援・介護予防サービスの充実を図っていきます。



地域づくり協議会が実施する生活支援サービス

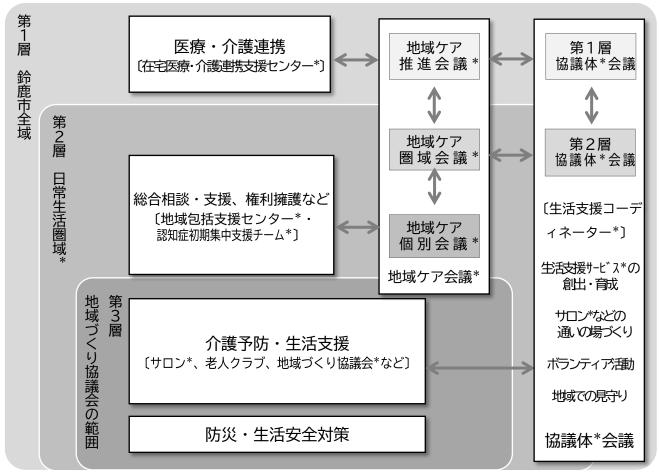


図3-2-1 鈴鹿市の各階層における主な取組イメージ



高齢者施策推進協議会(地域ケア推進会議)

医療と介護が必要になっても、 住み慣れた地域で暮らし続けるために・・・ 医療・介護連携

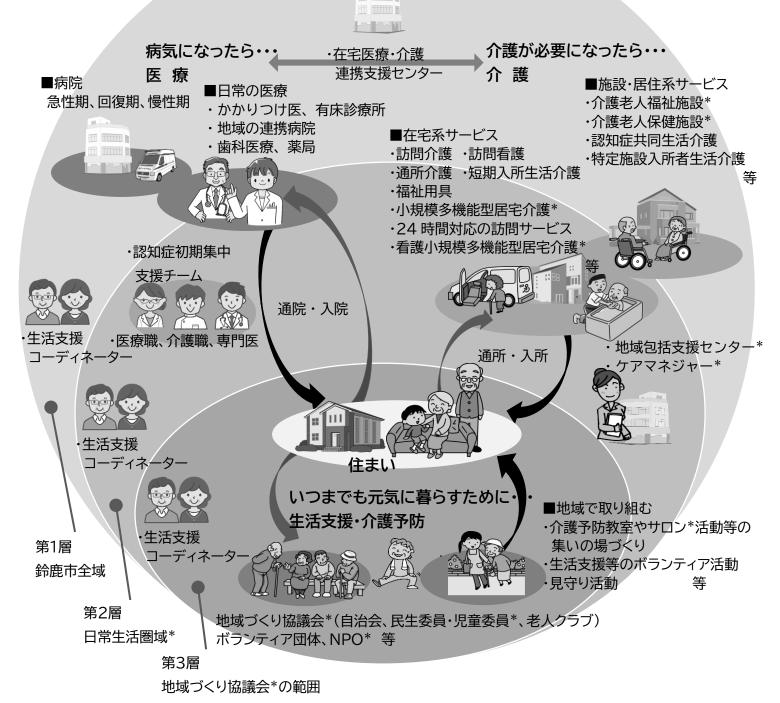


図3-2-2 鈴鹿市における地域包括ケアシステム\*のイメージ

#### (2)協働\*と役割分担による地域包括ケアシステム\*の深化・推進と地域共生社会\*の実現

地域包括ケアシステム\*の深化・推進に向けては、第9次計画に引き続き「自助・互助・共助・公助」の4つの支援と役割分担・協働\*を重視した取組を推進します。(図3-2-3参照)

自助を基本として、自発的な支え合いの地域活動である互助を支援することにより介護予防・生活支援の活動を推進します。共助は介護保険などを指し、互助で解決できないものを共助で支え、それでも解決できない貧困や虐待に対しては公助による取組を進めます。

このうち、互助に関しては、高齢者などの地域住民を含むあらゆる主体が参画して つながる地域共生社会\*の実現を図る上で、非常に重要な要素となります。

このため、本市における地域共生社会\*の実現に向けた取組により、地域包括ケアシステム\*の深化・推進につながるよう、地域づくり協議会\*を中心に、自治会、民生委員・児童委員\*、老人クラブ\*、ボランティア団体、NPO\*、医療機関及び介護保険サービス事業所など、高齢者を取り巻くあらゆる主体が協働\*し、役割を分担して地域づくりを進めるための支援を行っていきます。

また、重層的支援体制整備事業\*を進める上でも、こうした地域づくりによって「場」 ができることが重要であることから、より一層、互助の取組を支援していきます。

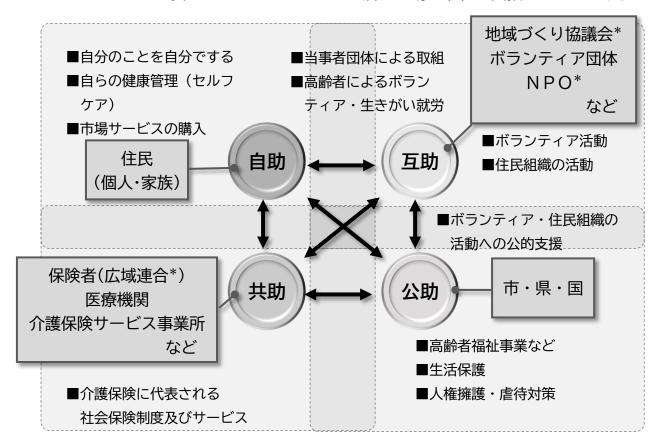


図3-2-3 自助、互助、共助、公助からみた協働\*による取組のイメージ

#### (3)地域包括支援センター\*と連携体制の構築

基幹型地域包括支援センター\*1か所と日常生活圏域\*ごとに設置されている地域 包括支援センター\*8か所は、広域連合\*が社会福祉法人等に委託し、高齢者の総合相 談支援の中核的な役割を担っています。

地域包括支援センター\*は、包括的支援事業として圏域内の高齢者に関する困り事、 虐待などの相談支援、地域ケア個別・圏域会議の開催のほか、介護予防支援を行いま す。

基幹型地域包括支援センター\*は、市全域を所管し、各地域包括支援センター\*の連絡調整や困難事例への後方支援、自立支援型の地域ケア会議\*を支援しながら、地域課題の把握と市が開催する地域ケア推進会議\*を活用した課題解決へ向けた取組を行います。

市は、基幹型地域包括支援センター\*及び地域包括支援センター\*との連携により、 情報共有を行い、虐待や生活困窮などの日常生活を営むことに支障のある場合の支援 措置を行います。

上記三者は各々の役割についての相互理解の下、連携を図りながら、高齢者支援を 実施します。

また、支援内容には高齢者を取り巻く家族の問題が複雑に絡み合っていることが多く、分野を超えた相談支援機関の連携が必要な場合や、課題解決の方向性が見えない場合には、多機関協働\*事業と連携して対応できるよう包括的な支援体制を構築し、地域共生社会\*の実現へ向けて地域包括ケアシステム\*の深化・推進に取り組みます。

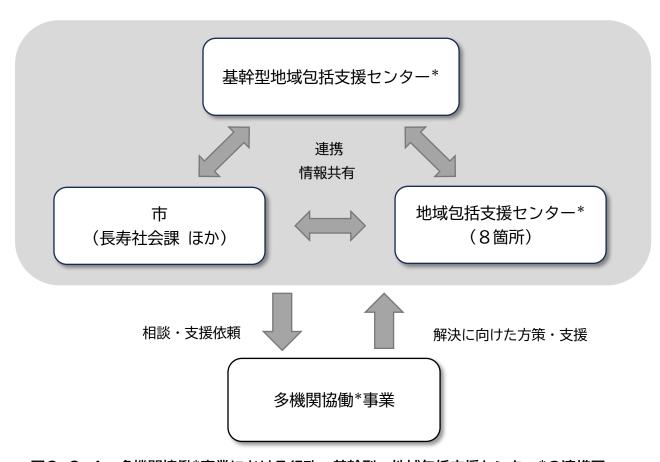
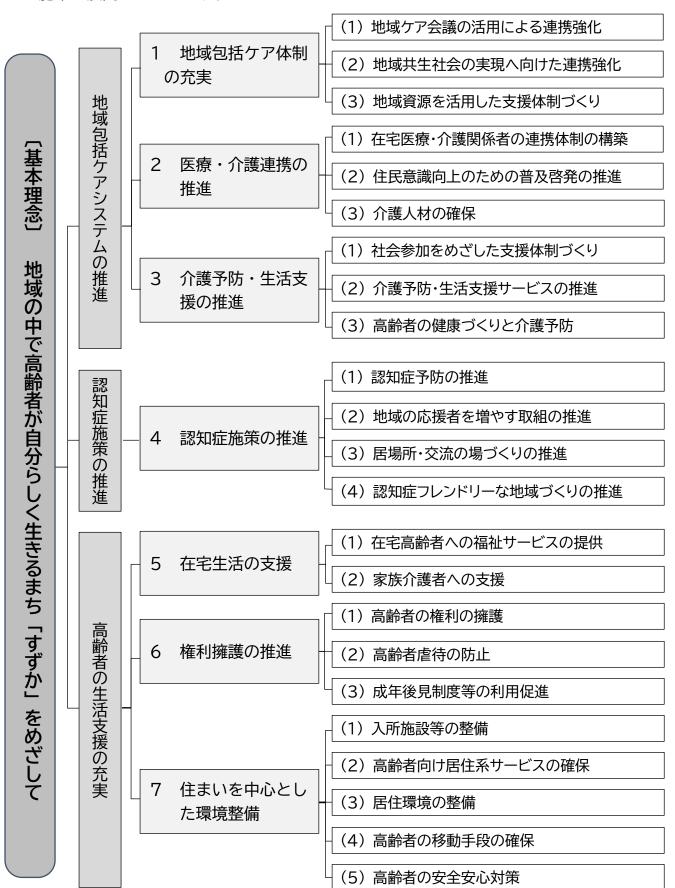


図3-2-4 多機関協働\*事業における行政・基幹型・地域包括支援センター\*の連携図

# 3 施策の体系

基本理念と基本目標の下、第9次計画の取組からみた課題などを踏まえ、以下の体系 で施策を展開していきます。



# **第4**章

# 施策の展開

# 1 地域包括ケア体制の充実

#### 活動指標1

地域ケア推進会議\*の開催回数

現状値
令和4年度
2回



	目標値	
令和6年度	令和7年度	令和8年度
2回	20	2回

#### (1) 地域ケア会議\*の活用による連携強化

高齢者を始めとする住民が、住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう、市内に普遍化する課題を把握し解決するために、多職種や住民組織の代表者による地域ケア会議\*を開催し、さらなる社会基盤の整備を目指して地域包括支援ネットワークを構築します。

参照:巻末 資料6 地域ケア会議の流れとその他の会議及び取組に関する相互作用のイメージ図

主な取組	取組内容	実施主体
地域ケア推進会 議*の開催	基幹型地域包括支援センター*の支援のもと、地域包括支援センター*が開催する地域ケア個別会議*、自立支援型地域ケア会議*及び地域ケア圏域会議*から把握された地域課題などについて、課題の解決へ向けた検討を行い、地域づくりや政策形成へつなげていくため地域ケア推進会議*を開催します。また、課題の検討結果を各会議で共有し、活動の活性化につなげます。	市(長寿社会課)
地域ケア会議* と協議体*の連 携	地域ケア会議*において見えてきた地域に不足するサービスを、地域住民主体の団体等が参画する協議体*と共有し、地域に必要な地域資源*の創出等、協働*の地域づくりが推進されるよう生活支援コーディネーター*が調整を行うことで、それぞれの役割が連携して介護予防の充実を図ります。	市(長寿社会課)

在宅医療ケアシ	地域ケア推進会議*での課題と鈴鹿市地域包括在宅 医療ケアシステム運営会議*での課題を相互に共有 することで、それぞれの役割の中で課題解決へ導け るよう連携します。	市(長寿社会課)
---------	--	----------

# (2) 地域共生社会\*の実現へ向けた連携強化

高齢者を取り巻く複雑化・複合化した課題には、他分野との連携が必要な課題が多くを占めており、地域包括ケアシステム\*の深化・推進により地域共生社会\*の実現に向けた取組が必要不可欠です。これらの課題に対し、重層的支援体制整備事業\*を活用しながら、分野を超えた支援の仕組を構築します。

主な取組	取組内容	実施主体
相談支援包括化 推進員*の配置 と包括的な相談 支援	地域共生社会*の実現に向けて、包括的支援体制を 推進するため、地域課題や制度の狭間にいる人など に対し、相談支援機関と連携し、必要な支援のコー ディネートを行う相談支援包括化推進員*を配置し ます。 また、分野を超えた協議の場を庁内に設置するとと もに、地域住民や既存の支援機関をはじめ、各関係 機関が連携し、相談支援体制の整備や仕組みづくり を進めます。	市 (健康福祉政策課、 長寿社会課) 市社協*
地域包括支援センター*と関係機関との連携を強化	高齢者を取り巻く多様で複合的な地域生活課題に ついて、地域包括支援センター*が高齢者の総合的 な相談窓口として、市、関係機関・団体、事業者及 び地域と連携し、適切な役割分担を図りながら、分 野を超えた包括的な相談支援に寄与するよう支援 します。	市 (長寿社会課) 広域連合 (地域包括支援 センター)
生活支援コーディネーター*とコミュニティソーシャルワーカー*との連携による包括的支援体制づくり	重層的支援体制整備事業*を実施する中で、地域住民の複合化・複雑化した課題を包括的に支援するため、生活支援コーディネーター*とコミュニティソーシャルワーカー*が、協力体制を構築することにより、必要な居場所づくりの確保に取り組みます。	市 (長寿社会課、 健康福祉政策課) 市社協*

# (3) 地域資源\*を活用した支援体制づくり

専門機関のみならず、地域づくり協議会\*を始めとする地域団体との連携による支援体制を充実させるため、地域包括支援センター\*を中心とした地域の各主体とのネットワークを強化します。

また、地域住民の福祉意識を高めるため、学校、地域、社会の様々な場において、福祉教育の推進、福祉知識の普及啓発などによる意識醸成を図ります。

主な取組	取組内容	実施主体
地域づくりの支援	市民参加と協働*によるまちづくりを推進するため、 地域の課題解決に取り組む地域づくり協議会*や公 益活動を行う市民活動団体の人材育成や団体力向 上を支援し、活動の活性化を図ります。	市(地域協働課)
民生委員・児童 委員*の活動支 援	鈴鹿市民生委員児童委員協議会連合会と地区民生 委員児童委員協議会への事業費補助や、民生委員・ 児童委員*の地域福祉活動に対して支援を行いま す。	市(健康福祉政策課)
地域福祉意識の 醸成	地域福祉活動が活発化するように、啓発を行うこと により地域福祉意識の醸成を図ります。	市(健康福祉政策課)
学校教育、社会 教育における福 祉教育の推進	児童生徒が高齢者や障がい者への理解を深め、地域の中で見守りや支援に協力できるよう、市内の福祉協力校*において、授業の一環として福祉体験学習を実施することや、夏休みに実施する「ワークキャンプ」で、様々な立場の方々との出会いによる学びを支援します。 また、放課後子ども教室や土曜体験学習での高齢者との交流を実施します。	市 (教育指導課、 文化振興課) 市社協*
ふれあい福祉総 合相談の実施	弁護士相談、司法書士相談、高齢者健康相談、一般 相談などを実施します。	市 (健康福祉政策課) 市社協*



民生委員・児童委員の友愛訪問

# 2 医療・介護連携の推進

# 活動指標2

鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム運営委員会の開催回数

現状値 令和4年度 4回



	目標値	
令和6年度	令和7年度	令和8年度
4回	4回	4回

# 活動指標3

介護人材確保のための周知数

現状値 令和4年度 0回



	目標値	
令和6年度	令和7年度	令和8年度
2回	2回	2回

# 活動指標4

勉強会の開催回数

現状値	
令和4年度	
4回	



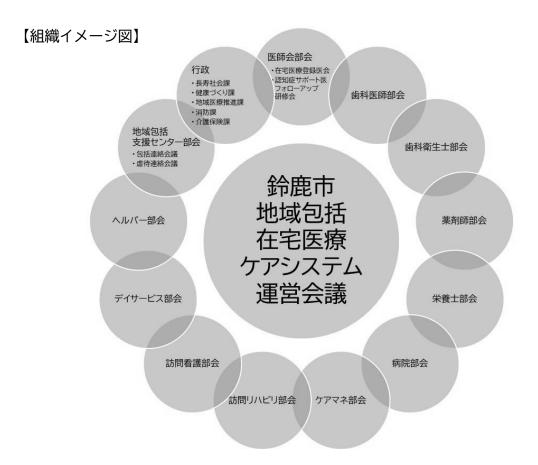
目標値				
令和6年度	令和7年度	度 令和8年度		
4回	4回	4回		

※勉強会は、多職種連携のための研修会です。

#### (1) 在宅医療・介護関係者の連携体制の構築

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム運営会議\*を中心とした地域の在宅医療・介護・福祉の関係者の連携を強化し、切れ目なく医療と介護が提供される体制づくりをさらに進めます。

また、在宅医療・介護関係者の研修などを通じて知識の向上や医療職・介護職相互の関係づくりを支援するとともに、ICT\*などを活用した情報共有・連携のための基盤構築を進めます。



#### 【会議の名称と内容】

<b>か鹿市地域包括在宅医療</b> ● 年4回開催 ● 年4回開催	勉強会 委員会	多職種の勉強会(年3回)の内容を検討
	ケアシステム 研究会	テーマに沿って、多職種がワークショップ を実施(年2回)
	ACP 委員会	ACP の多職種へ向けた周知啓発の検討
		ACP 勉強会(年1回)の内容を検討
	すずらん 運営委員会	鈴鹿市在宅医療・介護連携支援センターすずらんの活動内容を多職種で共有・検討 (年3回)

図4-2-1 在宅医療・介護連携のイメージ

主な取組	取組内容	実施主体
地域の医療・介護の資源の把握	市内の在宅医療・介護に関する地域資源*を見える化し、ホームページ等による情報共有を行います。	市(長寿社会課)
在宅医療・介護 連携の課題抽出 と対応策の検討	関係者との連携や会議等で把握された課題について、その解決に向けた取組を行います。	市(長寿社会課)
切れ目のない在 宅医療と介護の 提供体制の構築 推進	在宅医療、訪問看護、訪問介護などを切れ目なく一体的に提供する体制を構築するため、在宅医療ケアシステム運営委員会を中心とする顔の見える関係づくりに取り組みます。	市(長寿社会課)
在宅医療・介護 連携に関する相 談支援推進	医療・介護関係者など多職種からの相談の対応や連携を支援するため、在宅医療・介護連携支援センター*を設置し、相談支援を行います。	市(長寿社会課)
医療・介護関係 者の情報共有の 支援	ICT*などを活用したシステムの導入や運用支援、医療・介護連携のためのツールの作成などに取り組み、情報ネットワークの構築を図ります。	市(長寿社会課)
医療・介護関係 者の研修	多職種がお互いを理解することや、連携に必要な知識を深めるために、勉強会や研修会の開催を支援します。	市(長寿社会課)



地域包括在宅医療ケアシステム勉強会



地域包括在宅医療ケアシステム研究会

## (2) 住民意識向上のための普及啓発の推進

高齢者が医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で在宅医療・介護サービスを受けることができるよう、かかりつけ医や看取りなどに関する知識の普及について、 多職種を含む住民への周知啓発を推進します。

主な取組	取組内容	実施主体
在宅医療や看取 りなどの知識の 普及啓発	在宅医療や介護について住民の理解を深め、必要なサービスを選択できるようにするため、講演会の開催、エンディングノート*や ACP*の周知啓発を行います。	市(長寿社会課)
かかりつけ医や 救急医療に係る 普及啓発	かかりつけ医を持つことや救急医療の適正利用等を 推進するため、広報誌、ホームページ、チラシ等の広 報媒体を活用した情報発信を行うほか、出前講座や 既存事業など様々な機会を通じた普及啓発を推進し ます。	市(地域医療推進課)

## (3) 介護人材の確保

介護サービスの持続的な提供が図られるよう、介護人材の確保に向けた取組を進めるとともに、介護人材の不足を補うためのICT\*の推進などによる事務の効率化を促します。

主な取組	取組内容	実施主体
介護人材の確保 等	介護サービスが持続的に提供されるよう、介護現場 における担い手の確保や資質の向上、ICT*の推 進など、人材不足の対策を支援します。	市(長寿社会課)
就職相談など就 職機会につなが る催しの周知	市の広報やホームページを活用し、三重県社会福祉協議会などが開催する介護職に関する就職セミナーなどの催しを周知し、介護職の人材確保につなげます。	市(長寿社会課)



訪問介護のようす

## 3 介護予防・生活支援の推進

### 活動指標5

ふれあいいきいきサロン\*の数

現状値
令和4年度
131 か所



	目標値	
令和6年度	令和7年度	令和8年度
150 か所	160 か所	170 か所

## 活動指標6

通いの場や支え合いなどの介護予防活動に対し、 市が支援を行った地域づくり協議会\*の数

現状値
令和4年度
11 協議会



	目標値	
令和6年度	令和7年度	令和8年度
19 協議会	23 協議会	28 協議会

## (1) 社会参加をめざした支援体制づくり

高齢者が社会とのつながりを持ち、いきいきと暮らし続けられる地域づくりに向けて、高齢者の社会活動が活発化するよう、引き続き関係機関への支援を行います。

また、地域における社会資源の活用による生活支援体制の整備に向けて、生活支援コーディネーター\*の活動を充実させるとともに、協議体\*を通じた地域や関係機関との連携と情報共有等を強化します。

主な取組	取組内容	実施主体
社会参加の促進	地域において住民参加の福祉活動を行っている各種団体などの支援を行います。特にサロン*については、「サロン*交流会」や「リーダー養成講座」などを開催し、担い手の養成や運営内容に関する情報提供に取り組みます。	市 (健康福祉政策課) 市社協*
生活支援に係る 協議体*の設置	生活支援に係る関係団体間の情報共有、地域資源*の開発や調整のための話し合いの場として、市全域、日常生活圏域*に協議体*の設置と運営を行います。	市(長寿社会課)
生活支援コーディネーター*の配 置	地域における生活支援の育成、連携、調整役を担う 生活支援コーディネーター*を、市全域及び日常生活 圏域*に配置します。	市(長寿社会課)

公民館などの管理運営	地域の特性やニーズに応じた事業を実施するとともに、地域づくり協議会*と連携しながら、高齢者の社会参加を促します。また、地域住民の自主的なサークル活動などの場所の提供を行います。	市(地域協働課)
老人クラブ連合 会*・単位老人ク ラブ*への運営 支援	老人クラブについての普及啓発とともに、生きがい づくりや健康づくり事業を実施する老人クラブの活 動に対し、支援を行います。	市(長寿社会課)
高齢者の就労支 援	自発的な社会参加や生きがいのある充実した生活が 送れるようにシルバー人材センター*の運営支援を 行うなど、働く意欲のある高齢者の就業機会の確保 に取り組みます。	市(産業政策課)
ボランティアセン ターの運営	ボランティア養成講座の開催やグループ活動の助成、活動のコーディネーターなどと協力して、生活支援の担い手となるNPO*・ボランティア組織などの掘り起こしと育成を図ります。	市 (健康福祉政策課) 市社協*

### (2) 介護予防・生活支援サービス\*の推進

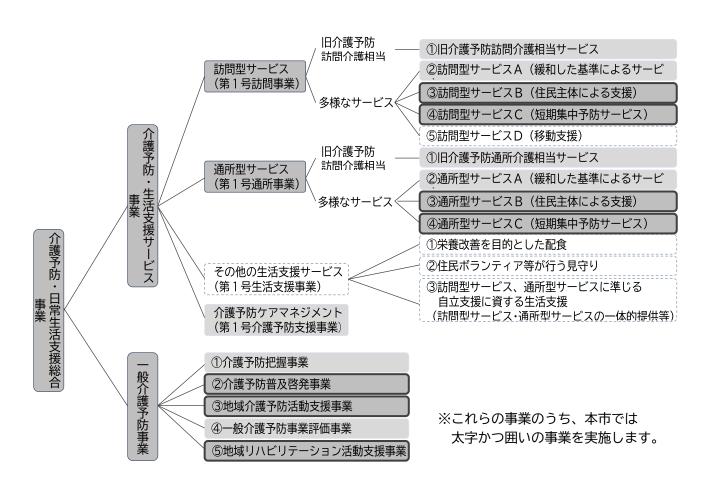


図4-3-1 介護予防・日常生活支援総合事業\*の構成

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、サロン\*などの通いの場を増やし、身近な地域において介護予防に取り組める機会の創出を促すとともに、住民主体型を含めた多様な主体による介護予防・生活支援サービス\*の充実を図ります。

また、地域の支え合いによる生活支援が市内全域に広がるよう、活動中の地域や検討中の地域に対する継続的な支援を行うとともに、移動支援やごみ出しの支援など、地域の実情に応じて活動に対する支援を行います。

主な取組	取組内容	実施主体
訪問型サービスの提供	要支援者などに対して、訪問介護事業所のホームへルパーなどによる身体介護(食事・入浴介助など)・生活援助(掃除・洗濯など)や、専門職による短期集中的な口腔機能向上指導・栄養改善指導・リハビリ指導を行うほか、住民主体による生活援助(掃除・洗濯など)、サービスの創設を促します。	市 (長寿社会課) 広域連合
通所型サービス の提供	要支援者などに対して、通所介護事業所での生活介護、生活機能向上のための機能訓練や、専門職による短期集中的な運動機能向上指導を行うほか、住民主体による定期的な通いの場の開催を促します。	市 (長寿社会課) 広域連合
介護予防のケア マネジメント*	要支援者などに対してアセスメント*を行い、総合事業などの必要なサービスが適切に提供できるようケアマネジメント*を行うことにより、要支援者などの自立支援・重度化防止につなげます。また、地域包括支援センター*による介護予防ケアマネジメント*の実施に当たっては、多様なサービスの活用を推進し、セルフケアを継続できるよう情報提供します。	広域連合 (地域包括支援 センター)
介護予防の普及 啓発	運動・口腔・栄養・認知症などのフレイル*予防に関する知識の普及のため、住民主体の通いの場や老人クラブなどで出前講座を実施するほか、自宅でもフレイル予防に取り組めるよう WEB 教室を実施します。また、介護予防の情報を取りまとめ、情報発信するなど、ICT を活用した介護予防にも取り組みます。	市(長寿社会課)
介護予防の対象 者の把握	収集した情報などの活用により、閉じこもりなどの何らかの支援が必要な人を把握し、介護予防活動への参加につなげます。	広域連合
住民主体の通い の場などの充実 を促進	地域づくり協議会*を中心とする通いの場の設置や 支え合い事業の運営を支援します。 また、ふれあいいきいきサロン*などの歩いて通える 住民主体の通いの場の設置・運営を支援します。	市 ( <sub>長寿社会課</sub> ) 市社協*

スクエアステップ 等の普及促進	フレイル*予防の取組としてスクエアステップを普及するため、市民体験会の開催やスクエアステップリーダー*を養成し、住民主体の通いの場などで実施、またはサロン*の設置を促進できるよう支援を行います。 また、鈴鹿おどり*を取り入れたフレイル予防の取組を支援します。	市(長寿社会課)
住民の自主的な 介護予防活動の 支援	鈴鹿いきいきボランティア*の登録促進や、チラシ・パンフレットの配布や回覧、配信動画による住民の自主的な介護予防の取組を支援します。	市(長寿社会課)
一般介護予防事 業*の評価	計画に定める目標値の達成状況などを検証し、一般 介護予防事業*の評価を行います。	広域連合 市 (長寿社会課)
地域リハビリテ ーション活動の 支援	リハビリ専門職などの講師が、住民主体の通いの場 などで介護予防に関する出前講座を行います。	市(長寿社会課)
地域の支え合い 活動における高 齢者への生活支 援	住民主体の支え合い活動の中で行われる、付き添い や移動支援、ごみ出し支援について、関係機関と連 携して情報提供や相談支援を行い、円滑な事業実施 につなげます。	市 (長寿社会課、 廃棄物対策課) 市社協*



ふれあいいきいきサロン



スクエアステップ

## (3) 高齢者の健康づくりと介護予防

高齢者の健康寿命の延伸に向けて、病気やフレイル\*の早期発見と早期対応、及び生活習慣病などの疾病予防や重症化予防を図るため、健(検)診等の受診を促進するとともに、通いの場などを活用してフレイル\*予防を含めた保健事業と介護予防の取組を推進します。

主な取組	取組内容	実施主体
高齢者に対する 保健事業の推進	関係機関と連携し、生活習慣病予防や健康づくりなどの知識の普及啓発を図るとともに、すずか健康マイレージを実施し、健康増進、フレイル予防につなげます。	市(健康づくり課)
フレイル*の早期 発見・早期対応 の取組の推進	一人暮らし高齢者のフレイル*を早期に発見し、早期に対応するため、ICT*を活用した相談支援のしくみの構築に取り組みます。	市(長寿社会課)
各種がん検診に よる健康づくり の推進	がんに関する正しい知識の普及啓発を行い、健康保持増進を図るとともに、がんの早期発見・早期治療を目的に、年齢などの要件に該当する方に対し、各種がん検診を実施します。	市(健康づくり課)
鈴鹿市国民健康 保険 特定健康 診査・特定保健 指導	健康状態を把握し、生活習慣病の予防と早期発見を目的に、鈴鹿市国民健康保険被保険者で40歳~74歳の方(施設入所者などを除く)を対象に健康診査等を実施します。	市(保険年金課)
糖尿病性腎症重 症化予防事業の 実施	糖尿病の重症化予防を目的に、鈴鹿市国民健康保険 被保険者で40歳~74歳の方を対象に、前年度の特 定健康診査結果やレセプト*情報をもとに医療機関 未受診者などへ受診勧奨等を実施します。	市(保険年金課)
後期高齢者に対 する各種健康診 査	後期高齢者医療被保険者に対して、生活習慣病の早期発見や心身機能低下予防のための健康診査、口腔機能低下の予防などのための歯科検診を実施します。	市(福祉医療課)
高齢者の保健事 業と介護予防の 一体的な実施	高齢者の特性を踏まえた健康支援、健康相談、フレイル*予防を行うため、医療専門職による課題の整理・分析から、通いの場などへの積極的な関与や個別支援を行うなど、医療保険、介護保険、健康づくりの各部局の連携のもと「保健事業と介護予防の一体的な取組」を実施します。	市 (福祉医療課、 保険年金課、 長寿社会課、 健康づくり課)
高齢者スポーツ の振興	高齢者が健康づくりのために自身の体力にあった 様々なスポーツを行えるように、教室、大会などの機 会を提供します。	市 (スポーツ課)

## 4 認知症施策の推進

### 活動指標7

認知症サポーター\*養成講座の開催回数

現状値
令和4年度
53 回



目標値		
令和6年度	令和7年度	
60 回	60 回	60 回

## 活動指標8

認知症フレンドリー鈴鹿パートナー登録数

現状値
令和4年度
9店舗



目標値		
令和6年度	令和7年度	令和8年度
20 店舗	25 店舗	30 店舗

### (1) 認知症予防の推進

認知症の早期発見・早期対応を推進するため、引き続き、認知症初期集中支援チーム \*を中心とした専門的な支援・調整を図ります。

また、認知症の発症を遅らせることや、認知症になっても進行を緩やかにすることへつながるよう、認知症予防の取組を推進するとともに、認知症ケアパス\*やICT\*の活用によって認知症の早期発見につなげます。

主な取組	取組内容	実施主体
認知症初期集中 支援チーム*によ る早期発見・早 期対応の取組の 推進	複数の専門職が家族の訴えなどにより認知症が疑われる人や認知症高齢者などやその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。	市(長寿社会課)
認知症ケアパス*の活用の推進	認知症と疑われる症状の発生から最終段階まで、いっ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか相談窓口などの流れを示す認知症ケアパス*を作成し、地域包括支援センター*などの相談機関や認知症サポーター*を含めた地域住民へ周知して、積極的な活用を推進します。	市(長寿社会課)
介護予防に資す る通いの場への 参加促進	高齢者サロン*や認知症カフェ*などの通いの場の周知に努めます。	市(長寿社会課)

ICT*を活用した 認知症予防の推 進	認知機能などについて、インターネット上での簡易チェックシステムにより自己検査することで、認知症の早期発見につなげます。また、民間のサービスの導入を検討します。	市(長寿社会課)
---------------------------	---	----------

## (2) 地域の応援者を増やす取組の推進

認知症に対する理解を深め、認知症の人への支援が地域全体に広がることで、認知症の人が安心して暮らせるよう、あらゆる機会を活用して本人発信を含めた認知症に関する知識の普及啓発を推進するとともに、「チームオレンジ\*鈴鹿」などが中心となり、ひとり歩きの見守りなど、地域ぐるみでの支援体制を構築します。

主な取組	取組内容	実施主体
認知症の普及啓 発	市広報やホームページを活用した認知症相談窓口の 周知や世界アルツハイマー月間*などにおける啓発 活動、本人発信の支援を行います。	市(長寿社会課)
認知症サポータ ー*の養成	認知症に関する正しい知識と理解を身につけた認知症サポーター*及びキッズサポーター*を養成するための講座を開催するとともに、より理解を深めてチームオレンジ*鈴鹿などのボランティア活動につなげるための、認知症サポーター*のステップアップ講座などを開催します。 また、認知症サポーター*養成講座の講師を務めるキャラバン・メイトの活動支援を行います。	市(長寿社会課)
「チームオレンジ *鈴鹿」の活動支 援	チームオレンジ*コーディネーターを配置し、認知症と家族のニーズを支援につなぐ「チームオレンジ*鈴鹿」の活動を支援します。	市(長寿社会課)
認知症高齢者の 見守り体制の構 築	市内事業者との見守り協定「SUZUKA まるごとアイネット」により、認知症高齢者などの見守り体制の構築を推進します。	市(長寿社会課)
行方不明高齢者 の捜索支援	鈴鹿警察と協力し、行方不明高齢者等のための安心ネットワークを活用し、市内の協力店舗や協力事業所に情報を共有し、行方不明高齢者の発見につなげます。 また、GPS*を利用した捜索サービスや安心見守りシール、安心見守り保険の普及を図り、早期発見や事故防止につなげる他、地域における捜索体制の取組を支援します。	市 (長寿社会課) 市社協*

## (3) 居場所・交流の場づくりの推進

認知症の人とその家族が交流でき、情報交換などができるよう、通いの場の設置を進めるとともに、認知症に関わる組織の連携・連絡強化に向けた取組を支援します。

主な取組	取組内容	実施主体
認知症カフェ*等 の設置の推進	認知症高齢者と家族の居場所や地域住民の情報交換や交流を図る場づくり、さらにチームオレンジ*鈴鹿の拠点として認知症カフェ*等の設置を推進します。	市(長寿社会課)
関係機関・当事 者団体との連携 の推進	認知症連絡会を設置・運営し、関係者の情報共有を 図り、課題の把握に努め、政策形成へつなげます。	市(長寿社会課)

## (4) 認知症フレンドリーな地域づくりの推進

認知症の有無に関わらず、だれもが住み慣れた地域で自分らしく暮らせる地域づくりに向けて、「認知症フレンドリーシティ\*鈴鹿」宣言への協力を呼びかけ、パートナーとなる商店や企業における認知症フレンドリーな取組を促進します。

主な取組	取組内容	実施主体
認知症地域支援 推進員*の配置	認知症にやさしい地域づくりを推進するため、認知症地域支援推進員*を配置します。また、これを認知症初期集中支援チーム*のチーム員が兼務することで、切れ目のない支援体制を構築します。	市(長寿社会課)
おもいやりレジ の設置とスロー ショッピングの 取組の推進	認知症などでお金の出し入れに時間がかかる方やサポートが必要な方が、焦らずにゆっくりと会計することができる「おもいやりレジ」を市内商業施設に設置されるよう促し、スローショッピングに取り組める環境を整えます。	市(長寿社会課)
「認知症フレンド リーシティ*鈴 鹿」の推進	民間事業者や関係機関、関係団体、ボランティア等の様々な主体が協働*で認知症の人を含む誰にもやさしい地域づくりを推進するためフレンドリーの周知と参画を促します。また、「認知症フレンドリーシティ* 鈴鹿」パートナー事業者の登録を推進します。	市(長寿社会課)



おもいやりレジ



認知症フレンドリーシティ宣言

## 5 在宅生活の支援

## 活動指標9

在宅生活を支えるための事業利用者数

現状値	
令和4年度	
1,403人	<b>&gt;&gt;&gt;</b>

目標値		
令和6年度	令和7年度	令和8年度
1,450人	1,475人	1,500人

<sup>※</sup>対象事業は、ふとん丸洗いサービスの提供、訪問理美容サービスの提供、日常生活用具の給付、緊急通報システム\*の導入、介護用品の支給、配食サービスの支援になります。

## (1) 在宅高齢者への福祉サービスの提供

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、引き続き、利用者ニーズの把握に努めるとともに、市民への周知を図り、在宅介護を支援するためのサービスを提供します。

主な取組	取組内容	実施主体
ふとん丸洗いサ ービスの提供	寝たきりなどの症状により、寝具の衛生管理が困難 な人を対象に、ふとん丸洗いサービスを提供します。	市 (長寿社会課)
訪問理美容サー ビスの提供	重度の要介護認定を受けた人などを対象に、訪問理 美容サービスにかかる出張経費を補助します。	市 (長寿社会課)
日常生活用具の 給付	要介護認定を受けた人で、一人暮らし又は高齢者のみの世帯のうち、心身機能の低下により防火などの配慮が必要な人などを対象に、日常生活用具を給付します。	市(長寿社会課)
緊急通報システム*の導入	一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯の人を対象 に、緊急通報システム*の導入に要する費用の一部を 補助します。	市(長寿社会課)



訪問理美容42

## (2) 家族介護者への支援

在宅で要介護高齢者等を介護する家族を支援するため、介護者のつどいの開催や介護用品を支給するなど、家族介護者を支える取組を継続します。

主な取組	取組内容	実施主体
介護者のつどい の開催	介護する上で困っていることを一人で抱えこまない ように、同じ悩みを抱えている人や経験した人同士 で交流できる場を開催します。	広域連合 (地域包括支援 センター)
介護用品の支給	在宅で生活する高齢者と介護者の生活の安定を図るため、重度の要介護認定を受けた在宅高齢者などを対象に、紙おむつの支給を行います。	市(長寿社会課)
配食サービスの支援	在宅で生活する高齢者と介護者の生活の安定を図るため、在宅で生活している市内の高齢者宅への食事の個別配達を行う事業者を支援し、配達時における高齢者の安否確認と、緊急時の緊急連絡体制の充実を図ります。	市(長寿社会課)



#### 6 権利擁護の推進

## 活動指標10

権利擁護講演会の開催回数

現状値
令和4年度
1回



目標値		
令和6年度	令和7年度	令和8年度
1回	1回	1 🛭

## 活動指標 11

| 成年後見制度\*利用支援の件数

現状値
令和4年度
14 件



目標値			
令和6年度	令和7年度	令和8年度	
16 件	16 件	16 件	

※成年後見制度\*利用支援の件数は、 市長申立と申立費用及び報酬助成件数の計です。

## (1) 高齢者の権利の擁護

高齢者の尊厳と権利を守るため、権利擁護講演会等の開催やパンフレットの配布な どを通し、人権、権利擁護に関する啓発を行うとともに、身寄りのない高齢者の権利が 侵害されないよう、入院、施設入所等に関するガイドラインに基づく支援体制づくりを 進めます。

主な取組	取組内容	実施主体
人権の啓発活動	高齢者の人権について理解を深めるために、パネル展示やパンフレットの配布を行うなど、あらゆる機会をとらえた啓発活動を行います。	市(人権政策課)
生活相談や人権 相談の実施	隣保館において、一人暮らし高齢者への訪問や、生活相談を実施し、生活に関する相談や人権に関する相談に対し、関係機関と連携し、適切な支援につなげます。	市(人権政策課)
権利擁護の啓発 と推進	権利擁護シンポジウムの開催や啓発パンフレットの配布などにより、権利擁護に関する啓発及び成年後見制度*の周知を行います。	市 (長寿社会課、 障がい福祉課) 市社協*
身寄りのない高 齢者の入院、施 設入所に関する 支援	身元保証人がいない身寄りのない高齢者が、必要な 医療や介護を受けることができるよう支援するため、入院・施設入所に関するガイドラインを作成し、関 係者とともに解決に向けた検討を行います。	市 (長寿社会課、 環境政策課) 市社協*

## (2) 高齢者虐待の防止

高齢者虐待を未然に防止するため、広く市民に周知啓発を図るとともに、地域包括支援センター\*を中心とした関係機関との連携により、虐待の早期発見と発生防止に取り組みます。また、虐待事案が発生した場合に、適切な対応がとれるように、一時的な保護施設を確保するとともに、対応力の向上を図ります。

主な取組	取組内容	実施主体
虐待の未然防止	高齢者の虐待について、通報義務、相談窓口について周知を図るため、広報・啓発活動を充実させ、市民意識の向上を図ります。また、介護施設においては、介護従事者などに対し、集団指導において周知及び意識の向上を図ります。	市 (長寿社会課) 広域連合
虐待対応にかか る連携	市や地域包括支援センター*などにおいて高齢者や その家族からの相談を受け付け、関係機関と連携し ながら適切な支援につなげます。	市 (長寿社会課) 広域連合 (地域包括支援 センター)
高齢者の緊急一 時保護	虐待行為により、高齢者の生命や身体に重大な危険が生じる恐れなどがある場合は、協定を結んだ福祉施設に一時的な保護を行うとともに、その解決に向けて、関係機関と連携を図ります。	市(長寿社会課)

## (3) 成年後見制度\*等の利用促進

認知症の人や一人暮らし高齢者の増加により、判断能力が不十分な人に対する成年後見ニーズへの増加に対応するため、権利擁護ネットワークの中核機関である鈴鹿市後見サポートセンターみらい\*を中心に、制度に関する相談や広報、啓発の実施、後見人の育成支援、法人後見\*の受任など、成年後見制度\*の利用促進に向けた制度の周知と利用支援の充実を図ります。また、支援が必要な方の日常生活上の契約や金銭管理を支援するため、鈴鹿日常生活自立支援センター\*事業のさらなる充実を図ります。

主な取組	取組内容	実施主体
鈴鹿市後見サポートセンターみらい*の運営	中核機関の役割を担う鈴鹿市後見サポートセンター において、運営委員会の運営や権利擁護ネットワー ク会議の設置運営、市民への啓発、制度利用等の相 談、制度の利用促進、後見人等支援、法人後見*業務 などを行います。	市 (長寿社会課) 市社協*
日常生活自立支援センターの運営	鈴鹿日常生活自立支援センター*を通して、認知症や 障がいなどで判断能力が不十分な人が自立して地 域生活を送れるように、日常生活上の消費契約や金 銭管理を行います。また、増加するニーズに対応する ため、支援専門員や生活支援員の知識の習得や関係 機関や専門職とのさらなる連携を図ります。	市 (健康福祉政策課) 市社協*
成年後見制度* 利用の支援	成年後見制度*利用促進法の趣旨に基づき、成年後 見制度*の利用を支援し、申立費用の助成や成年後 見人*等報酬の助成などを実施し、制度の利用促進 を図ります。	市 (長寿社会課、 障がい福祉課) 市社協*



権利擁護講演会

## 7 住まいを中心とした環境整備

### 活動指標 12

災害時要援護者\*台帳の登録者数

現状値			目標値	
令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
9,982 人	<b>&gt;&gt;&gt;</b>	16,000 人	16, 200 人	16,400 人

<sup>※</sup>災害時要援護者\*台帳の登録者数は、避難行動要支援者名簿の掲載者数です。

### (1) 入所施設等の整備

介護保険施設\*や地域密着型サービス\*の整備については、広域連合\*が策定する介護 保険事業計画に沿って必要な支援を行います。

また、養護老人ホーム\*については、引き続き在宅生活を継続することが困難で、経済的にも施設入所が難しい方が増加してきていることから、その対応も含め、検討を進めます。

主な取組	取組内容	実施主体
介護保険施設*などの整備	広域連合*と連携し、介護保険事業計画に即して行われる介護保険施設*(介護老人福祉施設*、介護老人保健施設*、介護医療院*)や地域密着型サービス*の整備に対して、必要な支援を行います。	市 (長寿社会課) 広域連合
養護老人ホーム *の整備	現状を維持しつつ、増加するニーズに対応するため、 施設の拡充について検討します。	市 (長寿社会課)

## (2) 高齢者向け居住系サービスの確保

サービス付き高齢者向け住宅\*や有料老人ホーム\*などの居住系サービス(以下、「居住系サービス」という。)については、引き続き、県や広域連合\*と連携をとって、整備状況を把握しつつ適切な対応を図るとともに、現有施設におけるサービスの質的向上を促します。

主な取組	取組内容	実施主体
居住系サービス の整備	居住者の生活利便性が高い市街化区域*において、 住所地特例*の対象である居住系サービスの整備を 誘導します。	市 (長寿社会課、 都市計画課)
居住系サービスの質的向上	介護や福祉に関する各種研修会などの周知を行うと ともに、県と連携を強化し、施設職員同士の交流の 機会を検討するなど、居住系サービスにおける質的 向上をめざします。	市 (長寿社会課) 市社協*

### (3) 居住環境の整備

高齢者を始め、誰もが快適に暮らせるまちづくりに向けて、引き続き、三重県ユニバーサルデザイン\*のまちづくり条例に基づき、施設のバリアフリー\*化等を進めます。

また、高齢者の居住環境の向上に向けて、市営住宅への優先入居を継続するとともに、民間賃貸住宅への入居に関して居住支援団体や不動産関係団体と協力し、住まいに関する相談支援を行います。

主な取組	取組内容	実施主体
ユニバーサルデ ザイン*のまちづ くりの推進	三重県ユニバーサルデザイン*のまちづくり推進条例に基づき、協議申請の受付及び適合証交付申請の受付、交付を行います。	市(障がい福祉課)
市営住宅への高 齢者などの優先 入居	市営住宅において、低層階への高齢者世帯の誘導を 推進します。また高齢者世帯に対し、抽選会での優先 的な取扱いを行います。	市(住宅政策課)
住宅の相談支援	三重県居住支援連絡会*の構成団体として、民間賃貸住宅相談会の開催や居住支援に関するパンフレットの配布などにより、高齢者などの円滑な入居に関する支援を行います。	市(住宅政策課)
住まいの有効活 用や処分に関す る支援	福祉部局や関係団体と連携し、空き家の予防・活用・ 解消に向けた支援を行います。また空家等対策計画 に沿って、空き家対策に総合的に取り組みます。	市(住宅政策課)

## (4) 高齢者の移動手段の確保

市民の日常生活における主な移動手段は自動車 (マイカー)ですが、高齢化の進展により、運転免許証の自主返納や、返納後に必要となる新たな移動手段の確保が求められています。そのため、地域公共交通 (鉄道・バス・タクシー)の維持・確保に努めるとともに、公共交通機関の利用が不便な地域における移動ニーズに対応するために、地域の実情に応じた移動手段の導入に取り組みます。

また、公共交通機関が利用できない高齢者に対しては、総合事業\*における住民主体サービスを活用できるよう、その仕組みの整備と担い手の確保に努めるほか、福祉有償運送\*など民間の移動サービスの利用を促進します。

主な取組	取組内容	実施主体
路線バス・C- BUS の運行維 持	路線バス及びコミュニティバス*(C-BUS)の運行を 維持するとともに、利用実態やニーズ等を踏まえて、 路線や運賃体系を見直します。	市(都市計画課)
地域の実情に応 じた移動手段の 確保	新たな移動手段の確保に向けた手順等を示した「手引書」に基づき、地域が主体となって、支え合い事業 を含めた移動手段を検討・導入できるよう必要な支援を行います。	市 (都市計画課、 地域協働課、 長寿社会課)

福祉有償運送* への支援	要介護認定者など通院や買い物などの移動が困難 な在宅で生活する高齢者の移送手段を確保するため、福祉有償運送*の登録申請や更新手続きの支援 を行います。	市(長寿社会課)
-----------------	---	----------

### (5) 高齢者の安全安心対策

災害が発生した場合に備え、災害時要援護者\*台帳の整備を図り、個別避難計画の作成を進め、地域の状況に合わせた災害への備えの準備を促すとともに、平常時の見守り強化や防災知識の普及啓発に取り組みます。

また、高齢者が安全に安心して暮らせるよう、感染症の発生に備えた対策を地域や関係機関との連携のもとで進めるとともに、市民意識を高め、日頃からの見守り活動の強化を促します。あわせて、高齢者が交通事故や犯罪、消費者被害に巻き込まれることのないよう、情報提供による注意喚起や相談体制の充実を図ります。

主な取組	取組内容	実施主体
要援護者(要支 援者)と見守り支 援	地域防災計画において、避難行動要支援者名簿として位置付けている災害時要援護者*台帳の整備を図り、災害時における個別避難計画の作成を進めるとともに、民生委員児童委員、地域包括支援センター*、自治会などと要援護者(要支援者)の情報を共有し、日頃からの見守り活動につなげます。	市 (長寿社会課、 防災危機管理課)
福祉避難所の充 実	市内福祉施設に協力を依頼し、福祉避難所の協定事業所の拡充を図ります。また、災害時に備えて、鈴亀地区老人福祉施設協会と協力し、福祉避難所設置を想定した避難所開設訓練などを実施します。	市 (長寿社会課、 防災危機管理課)
救急情報伝達手 段の構築	救急情報を伝達する方法を構築し、迅速な救急活動 につながるよう取り組みます。	市 (消防課)
防災知識の普及 啓発	自治会などに対する防災研修会を通じて、高齢者な どの支援が必要な人の視点に立った災害への備えや 災害時の行動についての啓発活動を行い、市民や地 域の防災意識向上を図ります。	市(防災危機管理課)
家具固定の普及	大規模地震による被害を軽減するため、家具転倒防 止対策の取組を促進します。	市(防災危機管理課)
重症化リスクの 高い感染症予防 対策	正確な情報の収集に努めるとともに、適切な感染症対策が図れるよう、地域住民、地域で活動する団体、 医療機関及び介護事業所などへの情報の周知・伝達 に取り組みます。	市 (地域医療推進課、 長寿社会課、 健康づくり課、 防災危機管理課) 広域連合

交通安全・防犯 意識の高揚	交通事故減少をめざし、交通安全教室を実施します。また、関係機関やボランティアが連携し、地域ぐるみで防犯対策を実施するとともに、市ホームページや SNS*などの情報媒体を利用して、防犯情報を配信することにより、防犯意識の高揚を図ります。	市 (交通防犯課)
鈴鹿亀山消費生 活センター*の運 営	消費生活に関するトラブルなどについての相談を受け、解決するための助言やあっせんを行います。	広域連合





地域づくり協議会 交通事故防止研修

# 第 5 章

## 計画の推進に当たって

## 1 計画の推進体制

関係機関の連携によって各取組の推進を図るため、地域ケア推進会議\*において情報 共有を図り、計画の推進に係る必要事項の検討・調整を図ります。

また、取組の推進に当たっては、庁内関係部局間での連携を密にし、相互に調整を図りながら進めることとします。

さらに、市民、地域団体、事業所などとの協働\*の下で計画を推進するため、本計画の 内容や高齢者福祉施策に係る広報・啓発活動や情報提供の充実を図ります。

## 2 計画の進行管理

本計画は、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)の4段階を繰り返して業務を継続的に改善するPDCAサイクルにより進行管理を行い、担当部局による実績整理と内部評価結果をもとに、毎年、鈴鹿市高齢者施策推進協議会\*において点検・評価し、それらの結果に基づき翌年度以降の事業改善につなげます。(図5-2-1参照)また、それらの繰り返しにより、次期計画において必要な見直しを図ります。

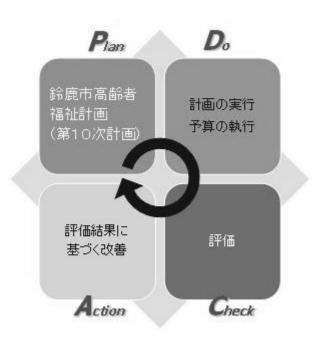


図5-2-1 PDCAサイクルのイメージ

# 参考資料

## 1 計画の策定経過

## (1)鈴鹿市高齢者福祉計画策定委員会

年月日	内容
2023(令和5)年 6月1日	第1回 ・鈴鹿市高齢者福祉計画策定委員会の位置付けについて ・第10次鈴鹿市高齢者福祉計画策定の概要について ・計画策定スケジュールについて ・現計画(第9次計画)の概要について ・現計画の進捗管理(令和4年度)について
7月13日	第2回 ・鈴鹿市の総人口・高齢者人口などの推移・推計について ・高齢者介護に関する調査(結果概要)について ・現計画(第9次計画)の取組からみた課題について ・第10次鈴鹿市高齢者福祉計画の体系(案)について
8月24日	第3回 ・第10次鈴鹿市高齢者福祉計画の骨子(案)について
9月28日	第4回 ・第10次鈴鹿市高齢者福祉計画の素案について
10月19日	第5回 ・第10次鈴鹿市高齢者福祉計画の素案について ・今後のスケジュールについて
2024(令和6)年 2月8日《予定》	第6回《予定》 ・パブリックコメントの結果について ・第10次鈴鹿市高齢者福祉計画の修正(案)について

## (2) 市民参加の取組

内 容	実施時期	備考
市民アンケート調査	令和4年11月~令和5年1月	調査の概要は54ページ参照
パブリックコメント		

## 2 計画の策定体制

## (1)鈴鹿市高齢者福祉計画策定委員会 委員名簿

(委員は順不同、敬称略)

構成区分	役 職	氏 名	団体名
学識経験者	委員長	藤原 芳朗	学校法人鈴鹿医療科学大学
医療関係者	副委員長	藤田 浩弥	一般社団法人 鈴鹿市医師会
学識経験者		辻川 真弓	学校法人鈴鹿医療科学大学
医療関係者		林 竜一郎	一般社団法人 鈴鹿歯科医師会
保健福祉関係者		長谷川 友子	社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会
保健福祉関係者		寺田 隆	鈴鹿市民生委員児童委員協議会連合会
保健福祉関係者		伊藤 健司	鈴亀地区老人福祉施設協会
保健福祉関係者		山本 勝也	鈴鹿市老人クラブ連合会
保健福祉関係者		山本 裕一	三重県介護支援専門員協会鈴亀支部
関係行政機関の 職員		中条裕	鈴鹿亀山地区広域連合
市民		菅谷 信之	市民公募委員
市民		岸俊子	市民公募委員

## 3 高齢者介護に関するアンケート調査の結果

## (1)調査の概要(鈴鹿亀山地区全体)

## 調査の目的

令和6年度から実施する「第9期介護保険事業計画」の策定作業の中で、介護保険事業の円滑な実施と、高齢者の保健福祉サービスを充実させるための基礎資料として活用することを目的に実施したものです。

### 調査の方法

①調査対象地域 鈴鹿亀山地区全域

### ②調査対象者

調査種別	調査対象者	調査件数
(1)在宅介護実態調査 【以降は「在宅調査」とします】	要介護認定(要介護1~5)または要支 援認定(要支援1・2)を受けている在	1.500 件抽出
	宅の方とその介護者の方	
(2)介護予防・日常生活圏域*ニーズ 調査【以降は「ニーズ調査」とします】	65 歳以上の介護保険の被保険者で、介   護保険の要介護認定(要介護1~5)   を受けていない方	2,000 人抽出
(3)第2号被保険者*調査 【以降は「2号調査」とします】	40~64歳の介護保険の被保険者のうち 55歳以上で介護保険の要支援・要介護 認定を受けていない方	1,000 人抽出
(4)居宅介護支援事業所調査 【以降は「居介調査」とします】	管内の居宅介護支援事業所及び介護予 防支援事業所	すべて (83 事業所)
(5)介護支援専門員*調査 【以降は「ケアマネ調査」としま す】	管内の居宅介護支援事業所及び介護予 防支援事業所に所属する介護支援専門 員*の方	すべて (264 人)
(6)サービス提供事業所調査 【以降は「事業所調査」とします】	管内の介護保険サービスの提供事業所 (有料老人ホーム*及びサービス付き 高齢者向け住宅*を含む)	すべて (381 事業所)

### ③調査期間

調査種別	調査期間		
(1)在宅調査	令和4年12月16日~令和5年1月16日		
(2)ニーズ調査			
(3)2号調査	(調査基準日は令和4年11月15日)		
(4)居介調査	令和4年11月24日~12月23日		
(5)ケアマネ調査			
(6)事業所調査	(調査基準日は令和4年 11 月 1 日)		

#### ④調査方法

調査種別	調査方法
(1)在宅調査	
(2)ニーズ調査	
(3)2号調査	] ・調査票による本人記入方式、郵送配布・郵送回収による郵送調査
(4)居介調査	調旦宗による本人記入力式、野及配刊・野及凹状による野及嗣旦
(5)ケアマネ調査	
(6)事業所調査	

### 配布・回収数

調査種別	配布数	回収数	回収率	白紙回答	有効 回収数	有効 回収率
	(A)	(B)	(B/A)	(C)	(D=B-C)	(D/A)
(1)在宅調査	2,000件	1,013件	50.7%	27件	986件	49.3%
(2)ニーズ調査	2,000件	1,281件	64.1%	2件	1,279件	64.0%
(3)2号調査	1,000件	473件	47.3%	1件	472件	47.2%
(4)居介調査	83件	73件	88.0%	0件	73件	88.0%
(5)ケアマネ調査	264 件	210件	79.5%	0件	210件	79.5%
(6)事業所調査	381 件	359件	94.2%	0件	359件	94.2%

### 調査結果の見方(注意事項)

- ①グラフおよび表中のN数(number of case)は、「無回答」や「不明」を除く回答者数を表しています。
- ②調査結果(表中)の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点以下第2位を四捨五入して算出し、小数点以下第1位までを表示しています。したがって、回答者比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。
- ③複数回答形式(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問については、その設問の回答者数を基数として比率を算出しています。したがって、すべての回答比率の合計が100%を超えることがあります。
- ④令和元年度に実施した前回調査(第8期介護保険事業計画の策定にかかる調査)において 同一の設問を行っている場合は、前回調査との比較を行っています。その際、前回調査に ついては「第8期調査」と表示しています。
- ⑤選択肢の語句が長い場合、本文や図表中では省略した表現を用いている場合があります。

### (2) 調査結果のポイント(鈴鹿市版)

※ただし、居介調査、ケアマネ調査、事業所調査は広域全体の結果

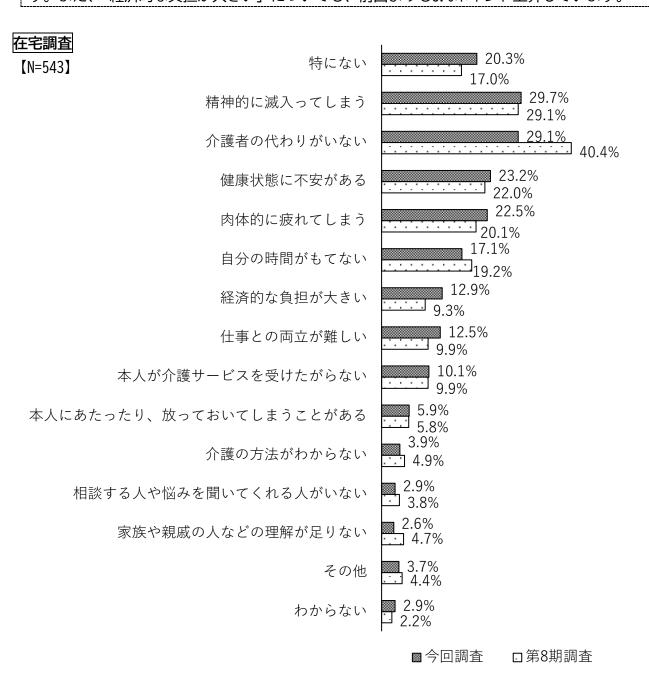
### 1. 地域包括ケア体制の確立について

■家族介護者が求めている支援は何か(支援内容は変化しているか)。

### 在宅調査-問24

主な介護者の方が介護する上で、どんなことに困っていますか。(3つまで選択可)

介護をする上で困っていることについては、前回調査では「介護者の代わりがいない」でしたが、今回調査では「精神的に滅入ってしまう」が29.7%と最も高く、「介護者の代わりがいない」(29.1%)が続きます。また、「肉体的に疲れてしまう」(22.5%)についても、前回よりも2.4ポイント上昇しており、介護者の精神的、肉体的負担や健康面の不安が強まっていることがうかがえます。また、「経済的な負担が大きい」についても、前回よりも3.6ポイント上昇しています。



### ■8050、ヤングケアラーなど複雑・複合的な課題に対し、どのような支援が求められるか。

### ニーズ調査-問84、2号調査-問39、ケアマネ調査-問27

高齢者だけでなく、障がい、子育て、生活困窮などさまざまな相談に対応する窓口についてどのように思いますか。(1つを選択)

さまざまな相談に対応する窓口については、各調査とも「さまざまな相談に対応できる窓口があったほうが良い」が最も高く、ニーズ調査で70.2%、2号調査で81.5%、ケアマネ調査では85.9%に上ります。

第8期調査と比較すると、「さまざまな相談に対応できる窓口」はニーズ調査でやや低下した ものの、ケアマネ調査では8.3ポイント上昇しており、ケアマネジャー\*が複雑・複合的な問題を 目の当たりにしている状況がうかがえます。

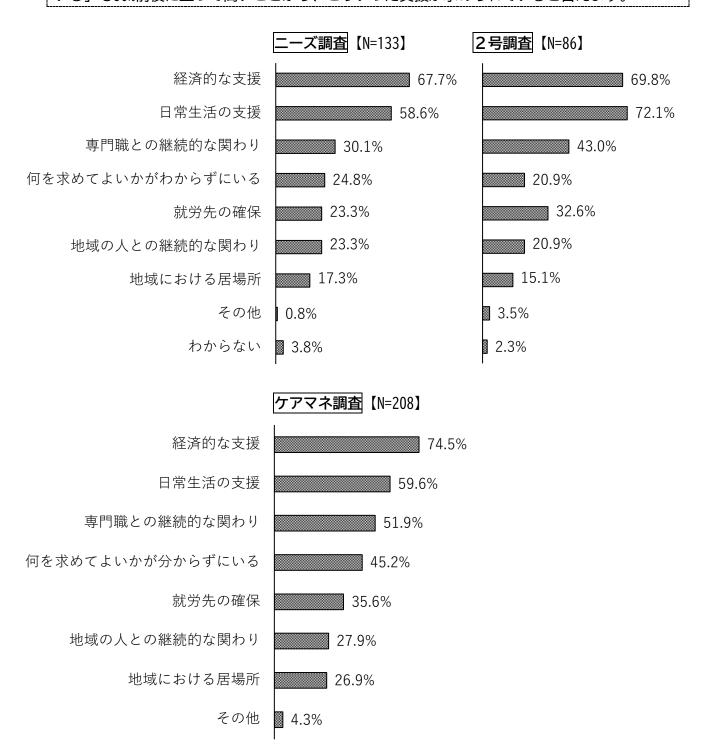
<b>ニーズ調査</b> 【N=924】 第8期調査		70.2%			17.0% 0.2% 12.6%	
			70.70/	<u>'.'.</u>	· · · · · / · · · · / · · · · · · · · ·	
			72.7%		12.1% 0/4% 14.8%	
<u> </u>	今回調査		81.5%		5.7%1.6% 11.2%	
2号調査			82.0%		10.0% 1.0% 7.1	0/2
[N=367]	第8期調査		02.070		10.070 1.070 7.1	/0
ケフフラ細木			85.9%		8.3% 1.5% 4.4	%
ケアマネ調査 【N=205】	望 第8期調査		77.6%		13.2% 3.9% 5.4	%
		さまざまな相談	高齢者に特化し	その他	わからない	
		に対応できる窓	た窓口があった			
		口があったほう	ほうが良い			
		が良い				

### ニーズ調査−問85-②、2号調査−問40-②、ケアマネ調査−問28

「8050問題」やヤングケアラーなど、複雑で複合化した課題を持つ家庭等は、どのような支援を求めていると思いますか。(複数選択可)

※ニーズ調査、2号調査は「複雑で複合化した課題を持つ家庭等を知っている人」に訊いた。

「8050問題」やヤングケアラーなど、複雑で複合化した課題を持つ家庭等がどのような支援を求めていると思うかについては、ニーズ調査、2号調査、ケアマネ調査とも「経済的な支援」、「日常生活の支援」が上位を占めており、市民と専門職との認識が共通であることが分かります。さらに、ケアマネ調査からは「専門職との継続的な関わり」や「何を求めてよいかがわからずにいる」も50%前後に上って高いことから、こういった支援が求められていると言えます。



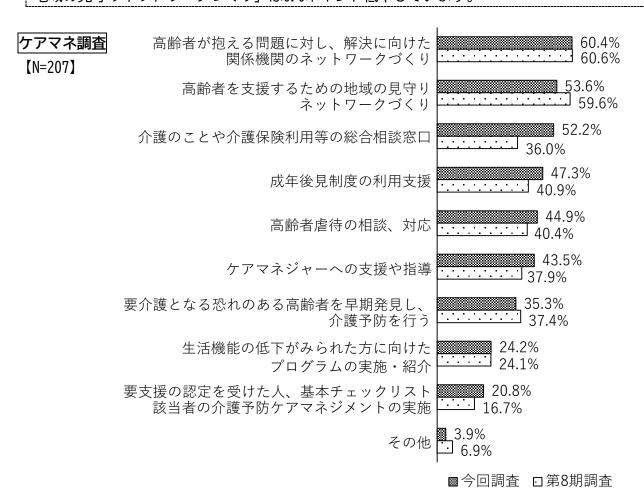
### ■ケアマネは地域包括支援センター\*にどのような機能を望むか。

#### ケアマネ調査-問33

地域包括支援センター\*の機能のうち、充実を望むものはどれですか。(複数選択可)

地域包括支援センター\*の機能のうち、充実を望むものについては、「高齢者が抱える問題に対し、解決に向けた関係機関のネットワークづくり」が60.4%と最も高く、次いで「高齢者を支援するための地域の見守りネットワークづくり」(53.6%)、「介護のことや介護保険利用等の総合相談窓口」(52.2%)、「成年後見制度\*の利用支援」(47.3%)と続いています。

第8期調査と比較すると、「介護のことや介護保険利用等の総合相談窓口」が16.2ポイント、「成年後見制度\*の利用支援」が6.4ポイント上昇しています。一方、「高齢者を支援するための地域の見守りネットワークづくり」は6.0ポイント低下しています。

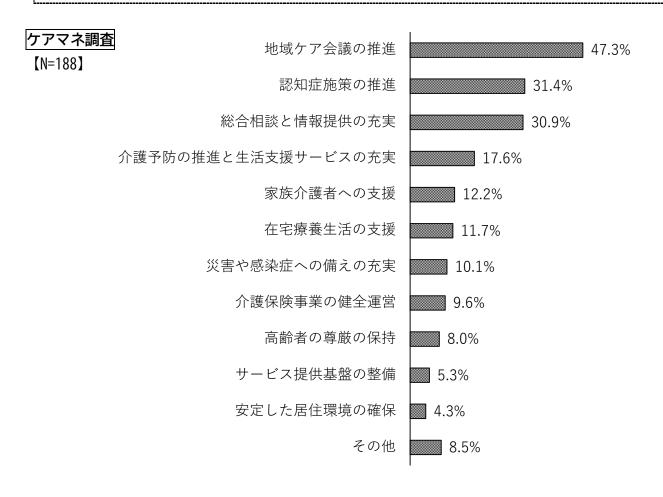


### ■地域包括ケアシステム\*の深化・推進は進んでいると思うか。

#### ケアマネ調査-問34

鈴鹿亀山地区においては「地域包括ケアシステム\*」の深化・推進に向けて、さまざまな取組を 進めていますが、どのような点で取組が進んでいると思いますか。(複数選択可)

鈴鹿亀山地区における「地域包括ケアシステム\*」の深化・推進に向けて、どのような取組が進んでいると思うかについては、「地域ケア会議\*の推進」が47.3%と最も高く、次いで「認知症施策の推進」(31.4%)、「総合相談と情報提供の充実」(30.9%)と続いています。



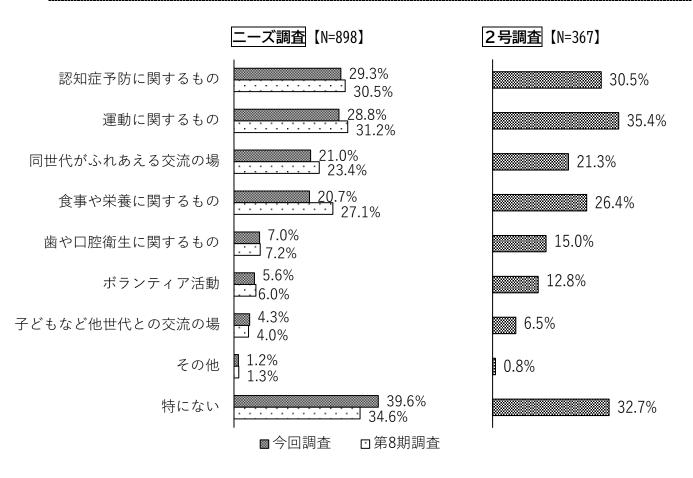
### 2. 介護予防・生活支援の推進について

■介護予防に対するニーズとして、何に注目していくべきか。

#### ニーズ調査-問70、2号調査-問14

介護予防のために、地域でどのような活動があれば参加したいですか。(複数選択可)

介護予防のために地域であれば参加したい活動については、ニーズ調査では「特にない」が 39.6%と最も高く、前回調査からも上昇しています。参加したい活動としては、両調査とも「認知症予防に関するもの」、「運動に関するもの」、「食事や栄養に関するもの」、「同世代がふれあえる交流の場」が上位であり、これらの活動が提供されることが必要と言えます。



### ■総合事業\*の利用につながったきっかけは何か。

#### ケアマネ調査-問20

介護予防・日常生活支援総合事業\*の住民主体型サービスを利用することで、利用者が自立した 生活を続けられる可能性はあると思いますか。(1つを選択)

住民主体型サービスを利用することにより利用者が自立した生活を続けられる可能性については、「今後のサービス次第ではあると思う」が56.4%と最も高く、「あると思う」(36.1%)を合わせると、92.5%が『可能性がある』と考えています。一方、「ないと思う」は7.4%となっています。第8期調査と比較すると、「あると思う」が7.3ポイント上昇する一方、「今後のサービス次第ではあると思う」が7.7ポイント低下しています。また、「ないと思う」にほとんど変化はみられません。

ケアマネ調査	今回調査	36.1%	56.4	% 7.4% 
[N=202]	第8期調査	28.8%	64.1%	7.1%
		あると思う	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ないと思う

### ■どのような生活支援が住民主体で実施できるか。

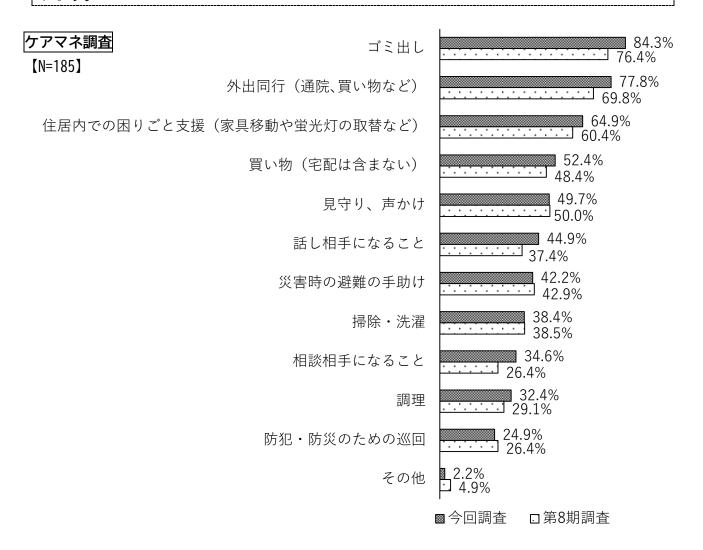
#### ケアマネ調査-問20-2

それは、具体的にどのようなサービスですか。(複数選択可)

※利用者が自立した生活を続けられる可能性が「あると思う」または「今後のサービス次第ではあると思う」と回答した人に訊いた。

具体的なサービスについては、「ゴミ出し」が84.3%と最も高く、次いで「外出同行(通院、買い物など)」(77.8%)、「住居内での困りごと支援(家具移動や蛍光灯の取替など)」(64.9%)と続いています。

第8期調査と比較すると、「相談相手になること」(+8.2)、「外出同行(通院、買い物など)」(+8.0)、「ゴミ出し」(+7.9)、「話し相手になること」(+7.5)などで7ポイント以上、上昇しています。



### ■生活支援コーディネーター\*に対して、どのような役割が期待されるのか。

### ニーズ調査-問57、2号調査-問31

地域における支え合い活動などが進むよう支援する専門職である生活支援コーディネーター\* (地域支え合い推進員) のことをご存知ですか。(1つを選択)

生活支援コーディネーター\*の認知状況については、二一ズ調査、2号調査とも「知らない」が70%以上を占めており、その存在や活動内容の周知が必要と言えます。

二一ズ調査 【N=909】	4.2% 23.0%	72.8%			
2号調査 【N=356】	2.2% 19.4% 78.4%				
	W 71 1 da 1 a 40	6-24-11-BB	60 N J .		
	活動内容まで知って	名前は聞いたことが	知らない		
	いる	ある			

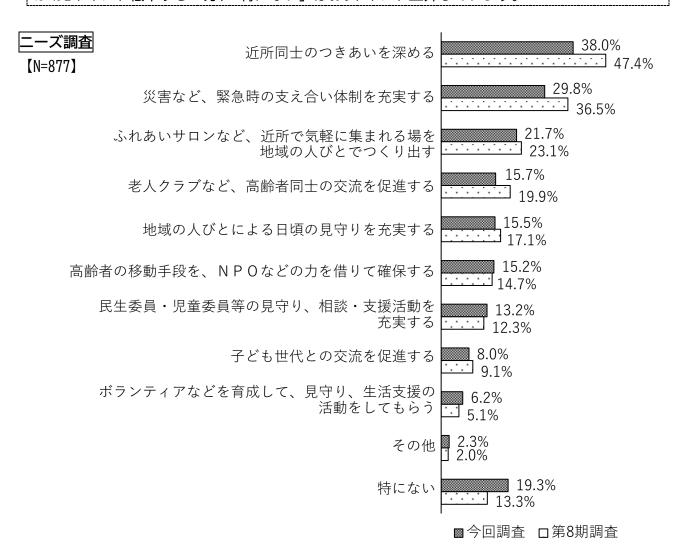
### ■高齢者はどのような地域になることを望んでいるか。

#### ニーズ調査 - 問56

今、住んでいる地域(地区、自治会など)を高齢者にとって暮らしやすい地域にするために は、どんなことが重要だと思いますか。(3つまで選択可)

高齢者にとって暮らしやすい地域にするために必要なことについては、「近所同士のつきあいを深める」が38.0%と最も高く、次いで「災害など、緊急時の支え合い体制を充実する」(29.8%)、「ふれあいサロン\*など、近所で気軽に集まれる場を地域の人びとでつくり出す」(21.7%)と続き、コミュニティ組織や緊急時対策、交流機会が重視されています。一方、「特にない」は19.3%となっています。

第8期調査と比較すると、「近所同士のつきあいを深める」が9.4ポイント、「災害など、緊急時の支え合い体制を充実する」が6.7ポイント、「老人クラブなど、高齢者同士の交流を促進する」が4.2ポイント低下する一方、「特にない」は6.0ポイント上昇しています。



### 3. 認知症施策の推進について

■認知症、認知症サポーター\*のことを知っているか。

### 在宅調査-問33、ニーズ調査-問78、2号調査-問21

「認知症サポーター\*」(認知症に関する学習会を受講し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者)についてご存じですか。(1つを選択)

「認知症サポーター\*」の認知状況については、「知らない」が在宅調査で45.5%であり、ニーズ調査、2号調査でも約60%を占めています。

第8期調査と比較すると、在宅調査では「知っている」「聞いたことはある」が上昇していますが、ニーズ調査、2号調査ではやや低下しています。。

<u> </u>	今回調査	18.1%	36.4%	6 45.5%	
在宅調査 【N=569】	第8期調査	16.2%	32.7%		51.0%
ニーズ調査 【N=906】	今回調査	7.9% 34.	7% 		57.4%
	第8期調査		1%	56.5%	
<b>2号調査</b> 【N=364】	今回調査	13.7% 26	.1%	6	0.2%
	第8期調査	14.7% 2	6.8%	58.5%	
		知っている	聞いた。	ことはある	知らない

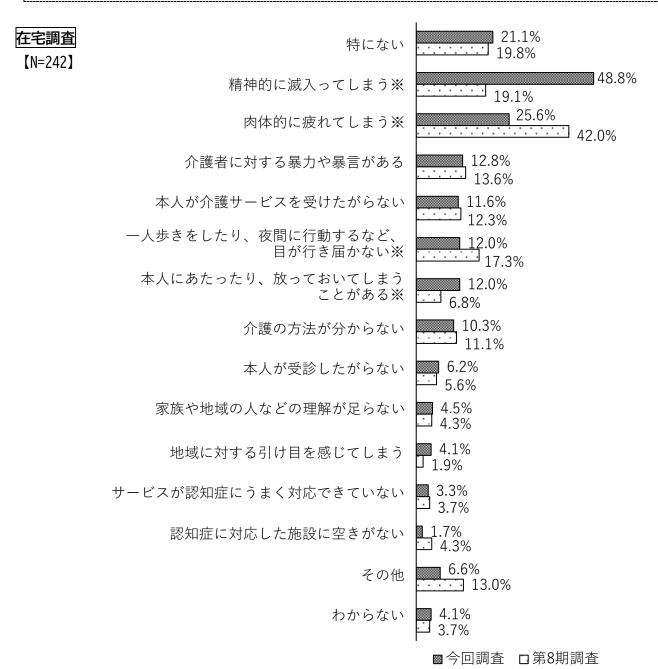
#### ■認知症に対して困っていることはあるか。

#### 在宅調査-問35-②

認知症に対して、主な介護者の方が困っていることは何ですか。(3つまで選択可)

認知症に対して主な介護者が困っていることについては、「精神的に滅入ってしまう」が48.8%と最も高く、次いで「肉体的に疲れてしまう」(25.6%)が続きます。一方、「特にない」は21.1%となっています。

第8期調査と比較すると、「精神的に滅入ってしまう」が29.7ポイント上昇する一方、「肉体的に疲れてしまう」は16.4ポイント低下しています。



※第8期調査選択肢:「介護者が精神的にふさぎこんでしまう」「介護者が肉体的に疲れてしま

《第6知調査選択版・「介護者が精神的になどさせんとしよう」「介護者が内体的に扱れてしま う」「徘徊したり、夜間に行動するなど、目が行き届かない」「介護者が本人に八つ当たりし てしまう」

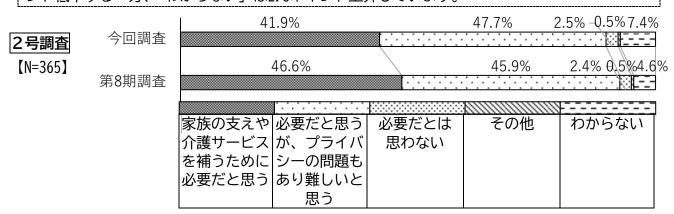
### ■地域で認知症の人を見守る体制が必要だと思うか。

#### 2号調查-問23

認知症の高齢者が自宅で安心して生活するためには、介護保険サービスだけではなく地域住民の協力(見守りなど)は必要だと思いますか。(1つを選択)

認知症高齢者が自宅で安心して生活するために、介護保険サービスだけではなく地域住民の協力が必要だと思うかどうかについては、「必要だと思うが、プライバシーの問題もあり難しいと思う」が47.7%、「家族の支えや介護サービスを補うために必要だと思う」が41.9%となっています。一方、「必要だとは思わない」は僅か2.5%となっています。

第8期調査と比較すると、「家族の支えや介護サービスを補うために必要だと思う」が4.7ポイント低下する一方、「わからない」は2.8ポイント上昇しています。



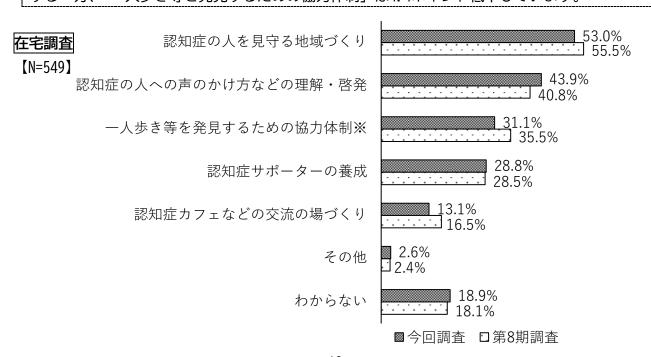
■認知症の人や家族はどのような地域づくりを求めているか。

#### 在字調查-問36

認知症の人が地域の中で暮らしていくために、どのようなことが必要だと思いますか。(3つまで選択可)

認知症の人が地域の中で暮らしていくために必要なことについては、「認知症の人を見守る地域づくり」が53.0%と最も高く、次いで「認知症の人への声のかけ方などの理解・啓発」(43.9%)が続いています。

第8期調査と比較すると、「認知症の人への声のかけ方などの理解・啓発」が3.1ポイント上昇する一方、「一人歩き等を発見するための協力体制」は4.4ポイント低下しています。

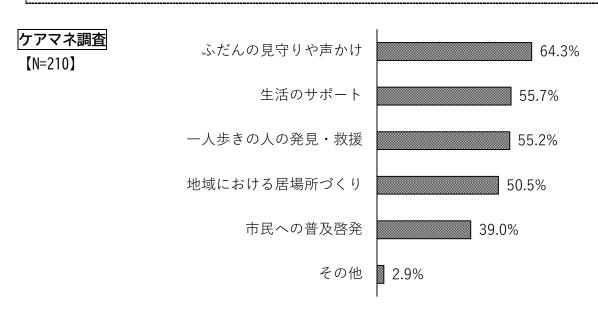


#### ■「チームオレンジ\*」をはじめとする地域の支援機能が果たすべき役割は何か。

#### ケアマネ調査-問26

認知症の方を地域で支えるため、「チームオレンジ\*鈴鹿」「チームかめやま」が編成されていますが、どのような取り組みを期待しますか。(複数選択可)

「チームオレンジ\*鈴鹿」「チームかめやま」に期待する取り組みについては、「ふだんの見守りや声かけ」が64.3%と最も高く、「生活のサポート」、「一人歩きの人の発見・救援」、「地域における居場所づくり」も50%を超えていることから、認知症の人に対して幅広い取り組みが期待されていると言えます。



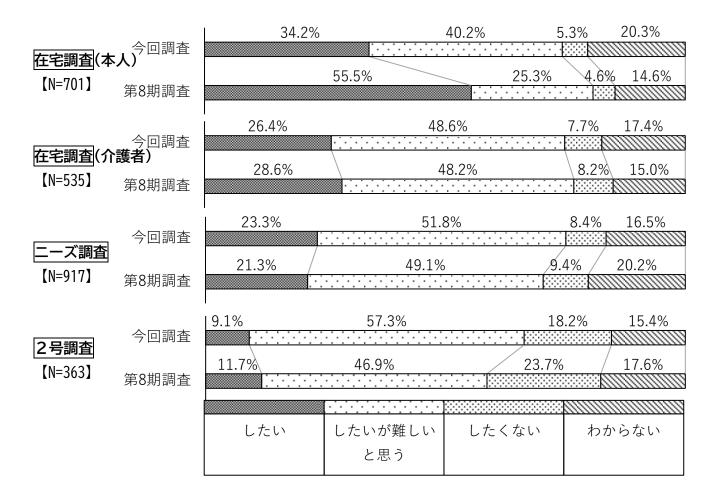
#### 4. 医療・介護の連携の推進について

#### ■自宅での療養生活を希望するか。

在宅調査-問14(本人)、在宅調査-問30(介護者)、二一ズ調査-問73、2号調査-問15 あなたは、自宅で最期まで療養したい(させたい)と思いますか。(1つを選択)

自宅で最期まで療養したいと思うかについては、いずれの調査・回答者においても「したいが難しいと思う」が40~60%と最も高くなっています。

第8期調査と比較すると、在宅調査の本人では「したい」が21.3ポイント低下する一方、「したいが難しいと思う」は14.9ポイント上昇しています。また、2号調査では「したいが難しいと思う」が10.4ポイント上昇する一方、「したくない」が5.5ポイント低下しています。

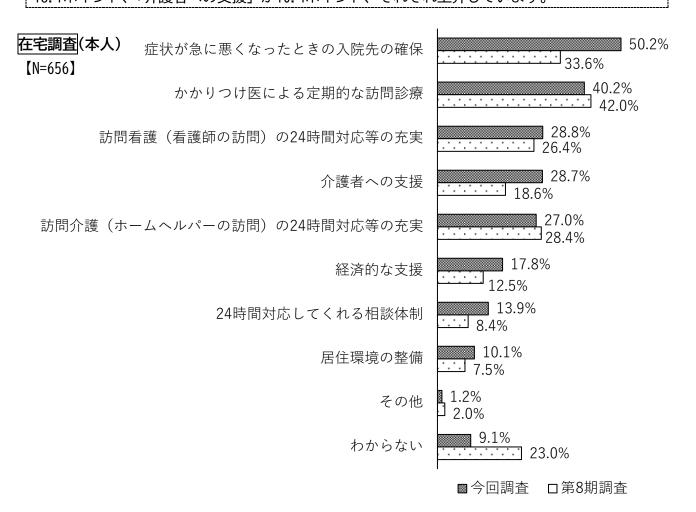


#### ■自宅での療養を実現するために必要なことは何か。

在宅調査-問15(本人)、在宅調査-問30-②(介護者)、二一ズ調査-問74、2号調査-問16 自宅で最期まで療養するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(3つまでを選択)

自宅で最期まで療養するために必要なことについては、在宅調査の本人、在宅調査の介護者、ニーズ調査では、いずれも「症状が急に悪くなったときの入院先の確保」が最も高く、「かかりつけ医による定期的な訪問診療」が続いています。一方、2号調査では、「訪問看護(看護師の訪問)の24時間対応等の充実」が最も高く、「介護者への支援」「経済的な支援」「訪問介護(ホームヘルパーの訪問)の24時間対応等の充実」が僅差で続いています。

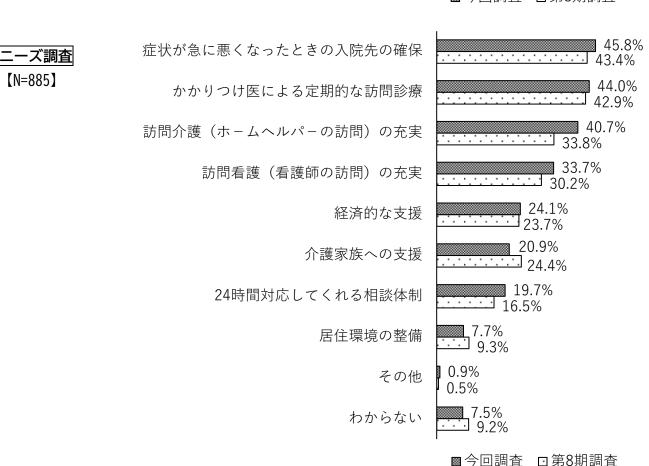
第8期調査と比較すると、在宅調査の本人で「症状が急に悪くなったときの入院先の確保」が 18.1ポイント、「介護者への支援」が10.4ポイント、それぞれ上昇しています。

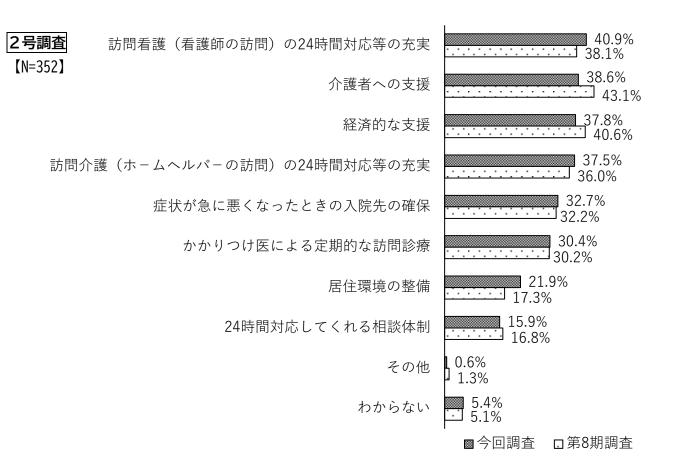


### 症状が急に悪くなったときの入院先の確保 在宅調査(介護者) [N=389]かかりつけ医による定期的な訪問診療 ₹ 42.9% 39.6% 訪問介護(ホームヘルパーの訪問)の24時間対応等の充実 36.2% 36.5% 訪問看護(看護師の訪問)の24時間対応等の充実 35.8% 29.8% 介護者への支援 **-** 24.3% 21.6% 経済的な支援 **-**17.5% **16.5%** 24時間対応してくれる相談体制 12.3% 10.0% 居住環境の整備 크 9.3% **L** 3.6% その他 わからない ■今回調査 □第8期調査

51.7%

46.0%





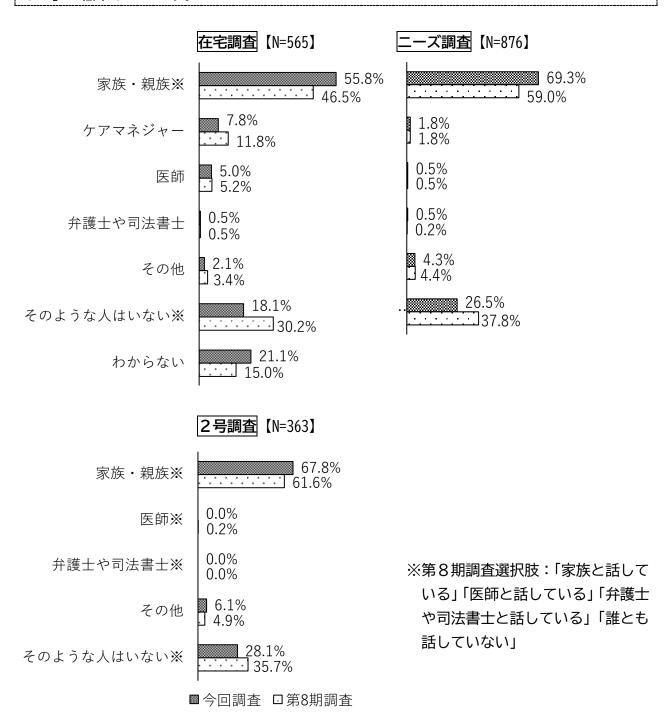
#### ■人生の終末期について考えたことはあるか。

### 在宅調査-問31、ニーズ調査-問75、2号調査-問17

あなたが人生の終末期のことについて話している相手はいますか。(複数選択可)

人生の終末期のことについて話している相手については、いずれの調査も「家族・親族」が最も高くなっています。一方、「そのような人はいない」は在宅調査で18.1%、ニーズ調査で26.5%、2号調査で28.1%となっています。

第8期調査と比較すると、いずれの調査も「家族・親族」が上昇する一方、「そのような人はいない」が低下しています。



#### ■医療・介護の連携は取れているか。

#### ケアマネ調査-問24

在宅療養者への支援において、医療・介護は連携していると思いますか。(1つを選択)

在宅療養者への支援において、医療・介護は連携していると思うかどうかについては、「ある程度連携している」が80.5%と最も高く、「十分連携している」(7.6%)を合わせると『連携している』は88.1%を占めています。一方、「連携が不十分である」は11.9%となっています。

第8期調査と比較すると、「十分連携している」が3.1ポイント上昇しています。

**ケアマネ調査** 今回調査 【N=210】 第8期調査

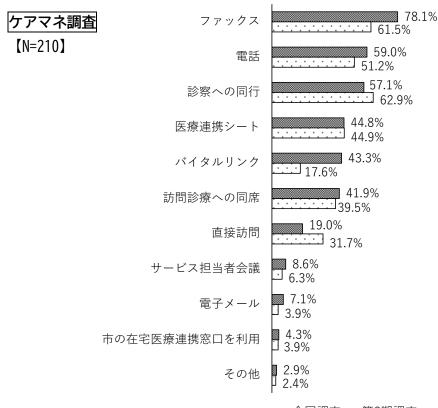
7.6%	80.5%		11.9%
			1. (33333333333
4.5%	80.4%		/ 15.1%
十分連携している	ある程度連携して	連携が不十	分である
	いる		
		I	

#### ケアマネ調査-問25

通常、医療機関やかかりつけ医とどのような方法で情報を交換していますか。(複数選択可)

医療機関やかかりつけ医との情報交換方法については、「ファックス」が78.1%と最も高く、次いで「電話」(59.0%)、「診察への同行」(57.1%)、「医療連携シート」(44.8%)、「バイタルリンク」(43.3%)、「訪問診療への同席」(41.9%)と続いています。

第8期調査と比較すると、「バイタルリンク」が25.7ポイント、「ファックス」が16.6ポイント上昇しています。一方、「直接訪問」は12.7ポイント低下しています。



■今回調査 □第8期調査

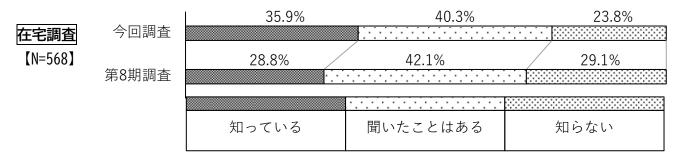
- 5. 高齢者の尊厳を守るための施策の充実について
- ■成年後見制度\*や相談窓口を知っているか。

#### 在宅調査-問37

主な介護者の方は、「成年後見制度\*」のことをご存じですか。(1つを選択)

「成年後見制度\*」の認知状況については、「聞いたことはある」が40.3%を占めており、「知っている」は35.9%、「知らない」は23.8%となっています。

第8期調査と比較すると、「知っている」が7.1ポイント上昇しています。

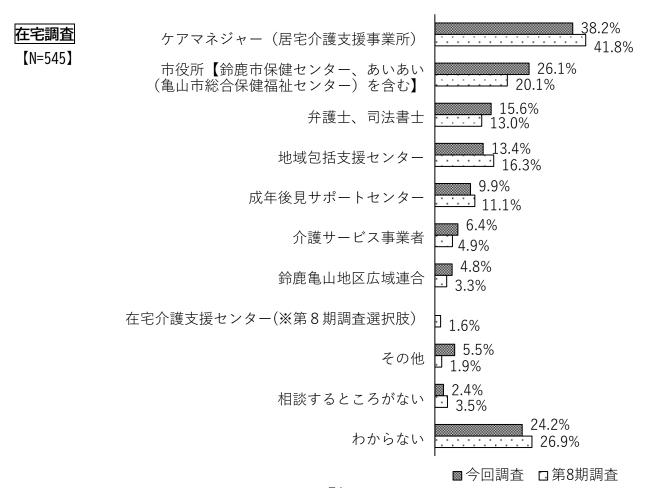


■権利擁護が必要な人を制度利用につなげるために、どんな支援が必要か。

#### 在宅調査-問38

成年後見や財産管理などについて相談する場合、どの相談窓口に相談しますか。(複数選択可)

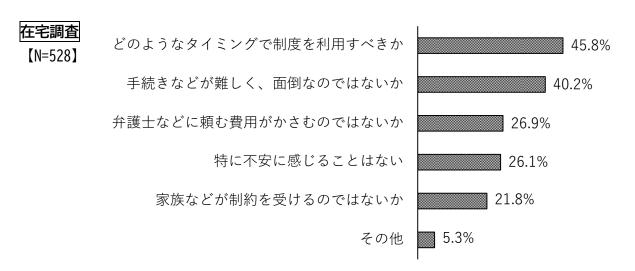
成年後見や財産管理などの相談先については、「ケアマネジャー\*(居宅介護支援事業所)」が38.2%と最も高くなっています。次いで「市役所」、「弁護士、司法書士」と続いており、「地域包括支援センター\*」は13.4%となっています。一方、「相談するところがない」は僅かながら2.4%となっているほか、「わからない」も24.2%あります。



#### 在宅調査-問39

成年後見や財産管理などが必要になった場合、どのようなことに不安を感じますか。 (複数選択可)

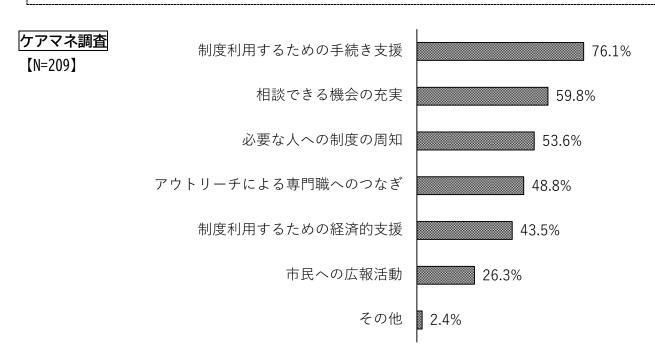
成年後見や財産管理などが必要になった場合に不安を感じることについては、「どのようなタイミングで制度を利用すべきか」が45.8%と最も高く、次いで「手続きなどが難しく、面倒なのではないか」(40.2%)、「弁護士などに頼む費用がかさむのではないか」(26.2%)と続いています。



#### ケアマネ調査-問30

成年後見をはじめとする権利擁護が必要な人を制度利用につなげるために、どのようなことが必要だと思いますか。(複数選択可)

成年後見をはじめとする権利擁護が必要な人を制度利用につなげるために必要なことについては、「制度利用するための手続き支援」が76.1%と最も高く、次いで「相談できる機会の充実」(59.8%)、「必要な人への制度の周知」(53.6%)と続いています。



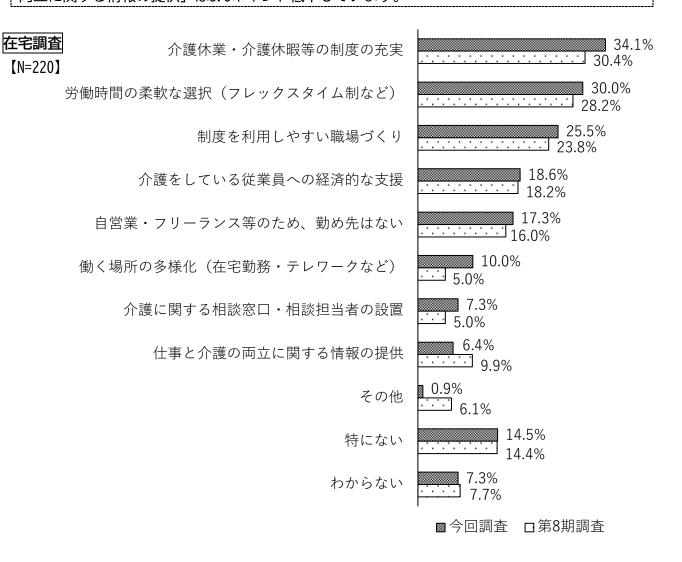
#### ■介護離職\*を防ぐために必要なことは何か。

#### 在宅調查-問28-3

主な介護者の方は、勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思いますか。(3つまで選択可)

仕事と介護の両立に効果があると思う勤め先からの支援については、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が34.1%と最も高く、次いで「労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など)」(30.0%)、「制度を利用しやすい職場づくり」(25.5%)と続いています。一方、「特にない」は14.5%となっています。

第8期調査と比較すると、「働く場所の多様化(在宅勤務・テレワークなど)」が5.0ポイント、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が3.7ポイント、それぞれ上昇する一方、「仕事と介護の両立に関する情報の提供」は3.5ポイント低下しています。



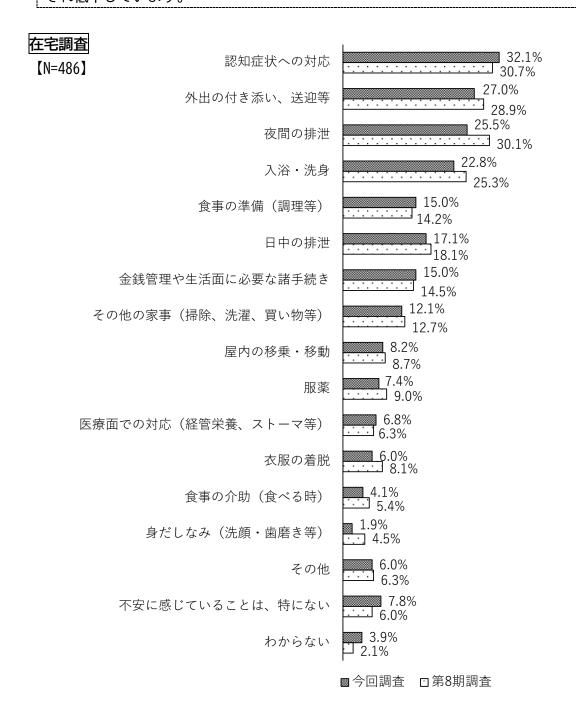
#### ■介護者が不安に感じる介護は何か。

#### 在宅調查-問23

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください(現状で行っているか否かは問いません)。(3つまで選択可)

不安に感じる介護等については、「認知症状への対応」が32.1%と最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」(27.0%)、「夜間の排泄」(25.5%)、「入浴・洗身」(22.8%)と続いています。一方、「不安に感じていることは、特にない」は7.8%となっています。

第8期調査と比較すると、「夜間の排泄」は4.6ポイント、「入浴・洗身」は2.5ポイント、それぞれ低下しています。



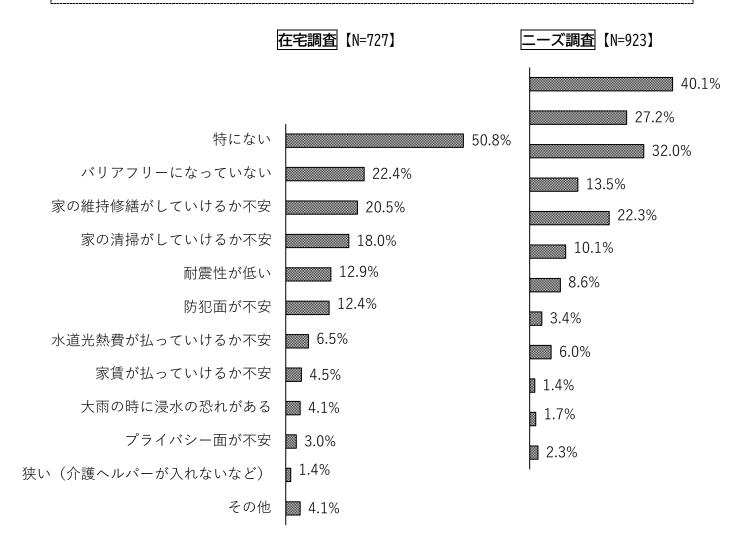
#### 6. 住まいの確保について

■高齢者が住まいに関して抱えている問題は何か。

#### 在宅調査-問4、ニーズ調査-問5

現在のお住まいに対し、今後に向けて不安がありますか。(複数選択可)

現在の住まいに対する今後に向けての不安については、在宅調査、ニーズ調査とも「特にない」が最も高く(50.8%、40.1%)なっています。不安に思うこととしては、「家の維持修繕がしていけるか不安」、「バリアフリー\*になっていない」が上位回答であり、それに続くのが「家の清掃がしていけるか不安」、「耐震性が低い」、「防犯面が不安」となっています。少なからず、住まいの構造面の不安と維持管理の不安を抱えている人がいると言えます。



#### ■住まいや施設入所をどのように考えているか。

#### 在宅調查-問5

ご本人は、これからの生活をどこでどのように送りたいとお考えですか。(1つを選択)

これからの生活をどこでどのように送りたいかについては、「介護サービスを利用して、自宅で生活を続けたい」が57.4%を占め、「家族だけに介護してもらい、自宅で生活を続けたい」は14.2%、「施設に入所・入居したい」は12.8%となっています。

第8期調査と比較すると、「介護サービスを利用して、自宅で生活を続けたい」が13.7ポイント低下する一方、「家族だけに介護してもらい、自宅で生活を続けたい」は3.2ポイント、「施設に入所・入居したい」は3.3ポイント上昇しています。

在宅調査 【N=718】 今回調査

第8期調查

1	14.2%	5	57.4%	12.8%	3.3% 12.3%
00000		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
	11.0% /		71.1%	Š	9.5% 1.7% 6.7%
00000		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
0000					
	家族だけに	介護サービ	施設に	その他	わからない
	介護しても	スを利用し	入所・入居		
	らい、自宅	て、自宅で	したい		
	で生活を続	生活を続け			
	けたい	たい			

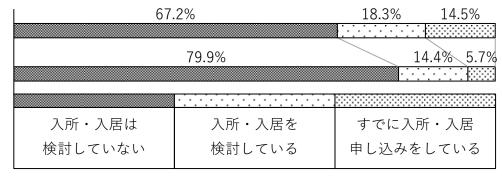
#### 在宅調査-問6

現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください。(1つを選択)

施設等への入所・入居の検討状況については、「入所・入居は検討していない」が67.2%を占め、「入所・入居を検討している」は18.3%、「すでに入所・入居申し込みをしている」は14.5%となっています。

第8期調査と比較すると、「入所・入居は検討していない」が12.7ポイント低下する一方、「すでに入所・入居申し込みをしている」は8.8ポイント上昇しています。





#### 7. 安心・安全の体制づくり

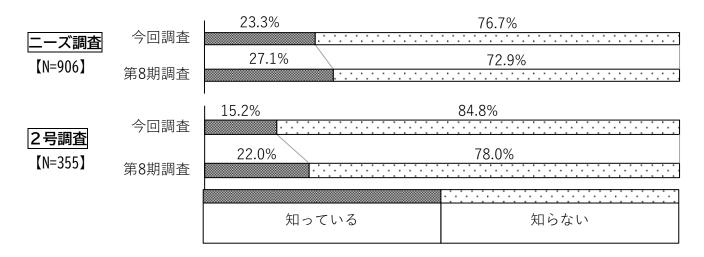
■災害時の避難に向けた備えはできているか。

#### ニーズ調査-問59、2号調査-問32

あなたは、災害時要援護者\*支援活動を知っていますか。(1つを選択)

災害時要援護者\*支援活動の認知状況については、「知っている」がニーズ調査で23.3%、2号調査で15.2%であり、多くの人が「知らない」と回答しています。

第8期調査と比較すると、「知らない」がニーズ調査で3.8ポイント、2号調査で6.8ポイント、 それぞれ上昇しています。



#### ニーズ調査-問60、2号調査-問33

あなたは、災害時要援護者\*支援活動において、「支援を必要とする人」の支援者になってもよいと思いますか。(1つを選択)

災害時要援護者\*支援活動において、「支援を必要とする人」の支援者になってもよいと思うかどうかについては、「どちらともいえない」がニーズ調査で61.2%、2号調査で67.1となっています。「思う」はニーズ調査で16.9%、2号調査で14.6%となっています。

第8期調査と比較すると、「思う」がニーズ調査で2.4ポイント、2号調査で5.6ポイント、それぞれ低下しています。

ニーズ調査	今回調査	16.9% 21.9%	( 	61.2%	***************************************
[N=897]	第8期調査	19.3% 21.3	3% ····	59.4%	***************************************
2号調査	今回調査	14.6%	-	67.1%	***************************************
[N=356]	第8期調査	20.2% 13.9%	, \ -:	65.9%	***************************************
		思う	思わない	どちらとも	いえない

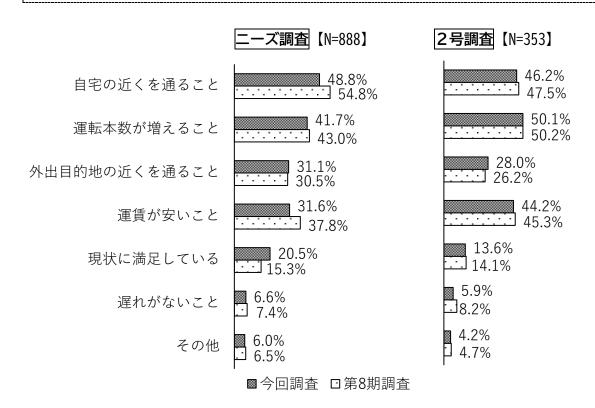
#### ■公共交通に望むことは何か。

#### ニーズ調査-問17、2号調査-問35

あなたが公共交通に望むことは何ですか。(複数選択可)

公共交通に望むことについては、ニーズ調査では「自宅の近くを通ること」が48.8%と最も高く、2号調査では「運転本数が増えること」が50.1%で最も高くなっています。一方、「現状に満足している」はニーズ調査で20.5%、2号調査で13.6%となっています。

第8期調査と比較すると、ニーズ調査では「運賃が安いこと」が6.2ポイント、「自宅の近くを通ること」が6.0ポイント、それぞれ低下する一方、「現状に満足している」は5.2ポイント上昇しています。



#### 8. その他

#### ■介護人材の確保のためには何が必要か。

#### 事業所調査-問24

過去1年間(令和3年11月1日~令和4年10月31日)、貴事業所における介護人材の確保について、おおむねどのような状況ですか。(1つを選択)

過去1年間の介護人材の確保状況については、「おおむね確保できている」が43.9%と最も高く、「確保できている」(17.3%)を合わせると『確保できている』は61.2%を占めています。一方、「あまり確保できていない」(30.1%)と「確保できていない」(8.7%)を合わせた『確保できていない』は38.8%となっています。

第8期調査と比較すると、「あまり確保できていない」が8.5ポイント上昇しています。

## 事業所調査 【N=346】

今回調査

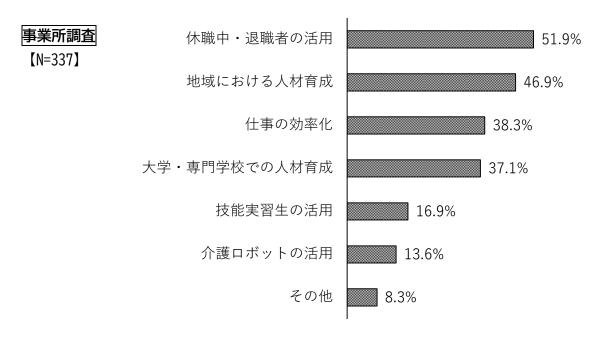
第8期調査

17.3%	43.9%		30.1%	8.7%
20.8%	48.6%		21.6%	8.9%
· ·		<u> </u>		
確保できている	おおむね	あまり確保	確保で	きて
	確保できている	できていない	いない	۱,

#### 事業所調査-問27

介護人材の不足に対し、どのようなことが求められると思いますか。(複数選択可)

介護人材の不足に対し何が求められるかについては、「休職中・退職者の活用」が51.9%と最も高く、次いで「地域における人材育成」(46.9%)、「仕事の効率化」(38.3%)、「大学・専門学校での人材育成」(37.1%)と続いています。



# 4 第9次計画(2021~2023年度)の取組状況

第9次計画に基づいて取り組んだ事業の概要を、下表のように整理しました。 (事業等の実施状況表における令和5年度数値は、3月末までの見込値となっています。)

## 1 地域包括ケア体制の確立

活動指標1:地域ケア推進会議の開催回数

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	2回	2回	2回
実績値	2回	2回	

## (1) 地域ケア会議の活用による連携強化

主な取組	実施状況			
地域ケア推進会議の開催	【市(長寿社会課)、広域連合】 ・第1層(鈴鹿市全域)の地域ケア推進会議において、圏域会議 から把握された地域課題について、テーマを決め、協議を実施 しました。			
地域ケア会議と協議体の連携	【市(長寿社会課)、広域連合】 ・第1層(鈴鹿市全域)では地域ケア推進会議、第2層(日常生活圏域)では地域ケア圏域会議、第3層(個別)では地域ケア個別会議、自立支援型地域ケア会議をそれぞれ開催し、会議の充実を図りました。表地域ケア会議の開催回数			
地域ケア会議と在 宅医療ケアシステ ム運営会議の連携	【市(長寿社会課)】 ・地域ケア推進会議で検討されている地域課題について、鈴鹿 市地域包括在宅医療ケアシステム運営会議において報告し、 情報共有を行いました。			

# (2) 地域共生社会の実現へ向けた連携強化

主な取組	実施状況				
相談支援包括化推 進員の配置と包括 的な相談支援	【市(長寿社会課)、市社協*】 ・相談支援包括化推進員を市社会福祉事務所内と鈴鹿市社会福祉協議会に配置し、横断的な相談支援体制の整備に向けて、関係機関との連携強化に取り組みました。				
地域包括支援セン ターと関係機関と の連携を強化	H * 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
生活支援コーディ ネーターと包括的 支援体制づくりと の連携	【市(長寿社会課、健康福祉政策課)】 ・生活支援コーディネーターが高齢者を中心とする地域活動の 支援を行う中で、複合化・複雑化した地域生活課題の解決に 向け、相談支援包括化推進員との協力体制の強化に努めまし た。				

# (3) 地域資源を活用した支援体制づくり

主な取組	実施状況			
地域づくりの支援	<ul> <li>【市(地域協働課)】</li> <li>・団体同士のネットワーク強化や組織運営力の向上を目指すことを目的に、「つながる」をテーマとした交流事業「つながろう鈴鹿ネットワーク」を開催しました。また、インターネットサイト「すずか市民活動広場」にまちづくりに関する情報を掲載しました。</li> </ul>			
民生委員・児童委員	【市(健康福祉政策課・鈴鹿市民生委員児童 委員協議会への事業 福祉活動に対して支 表 活動支援状況	を 委員協議会連 費補助や、民	生委員・児童	
の活動支援		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	民児協連合会 三役会・役員会	23 回	25 回	
	主任児童委員部会	11 回	12 回	
	その他研修会等	3 回	3 💷	

	【市(健康福祉政策課)、市社協*】			
	・地域福祉活動の活性を	化や福祉意識	の啓発を促し	ました。
	表 ふれあい広場鈴鹿	・地域福祉講演	侵会の参加人数	
地域福祉意識の啓発		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域価値思識の合先	ふれあい広場鈴鹿	開催中止	開催中止	
	地域福祉講演会	開催中止	180 人	
	※新型コロナウイルス	感染症拡大防」	上対応のため、	令和3年度は
	開催中止。(ふれあし	ハ広場鈴鹿は令	和4年度も)	
	【市(教育指導課、文 <sup>/</sup>	化振興課)、市	5社協*】	
	・市社協*が実施する	「夏休み!こと	ごも福祉アカラ	デミー」への
	参加、福祉協力校担当者会議への出席を通して意見交換をす			
学校教育、社会教育	る等の支援を行いました。また、27 校の学校で、アイマスク			
における福祉教育の   推進	体験や手話体験、ユニバーサルデザインについて等の出前授			
1世)	業を行いました。			
	・放課後子ども教室や土曜体験学習事業を実施し、地域におけ			
	る子どもたちと高齢者との交流を図りました。			
	【市(健康福祉政策課)	)、市社協*】		
	・弁護士相談、司法書士相談、高齢者健康相談、一般相談を実			
	施し、身近な相談体制を整えました。			
ふれあい福祉総合相	表 ふれあい福祉相談	件数		
談の実施		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	弁護士相談	53件	93件	
	司法書士相談	33件	35 件	
	一般相談	18件	38件	

# 2 介護予防・生活支援の推進

活動指標2:通いの場や支え合いなどの介護予防活動に対し、市が支援を行った 地域づくり協議会の数

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	7地区	11 地区	15 地区
実績値	7地区	11 地区	

## (1) 社会参加をめざした支援体制づくり

	こした文法体制フトリ	中长北口			
主な取組	<b>V</b>	実施状況			
社会参加の促進	【市(健康福祉政策課)、市社協*】 ・生活支援コーディネーターが各地区において支え合い活動 への支援を行いました。令和4年度、11 地区(地域づくり 協議会単位)で生活支援サービスが運営されており、市内 131 か所でサロン活動が実施されました。				
生活支援に係る協議	【市(長寿社会課)】 ・生活支援に係る関係 て、協議体を設置し 表 協議体の設置数	、関係機関と	検討を行いま	した。	
体の設置		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	第1層	1か所	1 か所		
	第2層	8か所	8か所		
生活支援コーディネーターの配置	・第1層・2層の生活 おける生活支援の育 た。 表 生活支援コーディ	成、連携、調	整のための支		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	第1層	1人	1人		
	第2層	4人	4人		
公民館等の管理運営	【市(地域協働課)】 ・地域の特性やニーズに応じた事業を実施するとともに、地域住民の自主的なサークル活動等の場所の提供を行いました。 表 高齢者が参加できる教室の開催回数				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	開催回数	265 回	304 回		

主な取組	実施状況				
	【市(長寿社会課)】				
	・老人クラブ連合会や	単位老人クラ	ブへの助成を		
   老人クラブ連合会・	者の様々な社会活動の	の支援につな	げました。		
単位老人クラブへの	表 老人クラブ連合会	に加盟している	6単位老人クラ	ブの状況	
単位名人ノフノハの    運営支援		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
() () () () () () () () () () () () () (	加盟団体	88 団体	74 団体		
	会員	6,074人	5,001人		
	【市(産業政策課)】				
	・シルバー人材センタ·	ーの運営支援	を行い、働く	<b>急欲のある</b>	
	高齢者の就業機会の	確保に取り組	みました。	令和5年度	
高齢者の就労支援	表 シルバー人材セン				
		令和3年度	令和4年度		
	会員	784 人	755 人		
	【市(健康福祉政策課)、市社協*】				
	・点訳、音訳、手話に関				
	また、定期的に認知			ボランティア	
ボランティアセンタ	グループの活動をサ				
一の運営	表 ボランティアセン	,,,,	_		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	個人ボランティア	166 人	159 人		
	ボランティア団体	92 団体	99 団体		

# (2) 介護予防・生活支援サービスの推進

「市(長寿社会課)、広域連合】	主な取組		実施状況	2			
た。表 訪問型サービスの延べ利用者数		【市(長寿社会課)、広域連合】					
表 訪問型サービスの延べ利用者数		・要支援者等に対して、	、訪問による	サービスの提	供を行いまし		
おけっぱっぱ							
旧介護予防訪問介護		表。訪問型サービスの		\ \ \ - \ \ <del>- \</del>			
訪問型サービスの 提供     114人     135人       訪問型サービスB (第1層)     0人     11人       訪問型サービスB (第3層)     0人     11人       訪問型サービスC (口腔機能向上)     6人     6人       (栄養改善)     27人     8人       訪問型サービスC ((栄養改善)     6人     18人       「市(長寿社会課)、広域連合】     ・要支援者等に対して、通所によるサービスの提供を行いました。 表 通所型サービスの延べ利用者数       運所型サービスの提供を行いました。 表 通所型サービスA 通所型サービスA     11,909 人     12,399 人       サービス 通所型サービスB     0人     22 人       通所型サービスC     48 人     182 人			令和3年度	令和4年度	令和5年度		
訪問型サービスの 提供       (第1層)       114人       135人         訪問型サービスB (第3層)       0人       11人         訪問型サービスC (口腔機能向上)       6人       6人         訪問型サービスC (栄養改善)       27人       8人         訪問型サービスC (リハビリ指導)       6人       18人         通所型サービスの 提供       【市(長寿社会課)、広域連合】 ・要支援者等に対して、通所によるサービスの提供を行いました。 表 通所型サービスの延べ利用者数         予防通所介護相当 サービス 通所型サービスA 通所型サービスA 通所型サービスB の人       11,909 人       12,399 人         通所型サービスB 通所型サービスC       48人       182 人			5,396人	5,509人			
訪問型サービスB (第3層)			114人	135 人			
訪問型サービスC (口腔機能向上)       6人       6人         訪問型サービスC (栄養改善)       27人       8人         訪問型サービスC (リハビリ指導)       6人       18人         通所型サービスC (リハビリ指導)       6人       18人         通所型サービスの 提供       「中によるサービスの提供を行いました。 表 通所型サービスの延べ利用者数         予防通所介護相当 サービス 通所型サービスA 通所型サービスA 通所型サービスB の人       11,909 人       12,399 人         通所型サービスB 通所型サービスB 通所型サービスC       0人       22 人         通所型サービスC       48 人       182 人	提供		0人	11 人			
(栄養改善) 27人 8人		訪問型サービスC	6人	6人			
(リハビリ指導) 6人 18人 (リハビリ指導) (市 (長寿社会課)、広域連合】 ・要支援者等に対して、通所によるサービスの提供を行いました。 表 通所型サービスの延べ利用者数 令和3年度 令和4年度 令和5年度 予防通所介護相当 サービス 11,909人 12,399人 サービス 通所型サービスA 40人 174人 通所型サービスB 0人 22人 通所型サービスC 48人 182人			27 人	8人			
・要支援者等に対して、通所によるサービスの提供を行いました。表 通所型サービスの延べ利用者数         ・要支援者等に対して、通所型サービスの延べ利用者数         ・方防通所型サービスの 令和3年度 令和4年度 令和5年度 予防通所介護相当 サービス (11,909人) 12,399人 サービス (11,909人) 174人 (11,909人) 174人 (11,909) (11,909人) 174人			6人	18 人			
た。 表 通所型サービスの延べ利用者数  通所型サービスの 提供							
表 通所型サービスの延べ利用者数			、通所による	サービスの扱	<b>供を行いまし</b>		
通所型サービスの 提供令和3年度 令和3年度 令和4年度令和5年度予防通所介護相当 サービス 通所型サービスA 通所型サービスB 通所型サービスC11,909 人 40 人 0 人 22 人 182 人							
提供     予防通所介護相当 サービス     11,909 人     12,399 人       通所型サービスA     40 人     174 人       通所型サービスB     0 人     22 人       通所型サービスC     48 人     182 人		衣 地別至り ころの		<b>今和</b> 4年度	<b>今和5年度</b>		
通所型サービスB0人22人通所型サービスC48人182人			7 111 2 7 10 2		PHSTIX		
通所型サービス		通所型サービスA	40 人	174 人			
		通所型サービスB	0人	22 人			
7 1 1 No. 1 A 3		通所型サービスC	48 人	182 人			
		【広域連合】					
・要支援者等に対して、総合事業のサービス等が適切に提供で		・要支援者等に対して、総合事業のサービス等が適切に提供で					
きるようにケアマネジメントするとともに、調査・アセスメ		きるようにケアマネ	ジメントする	とともに、誰	査・アセスメ		
介護予防のケアマントを行い心身の状態の改善につなげました。				_			
ネジメント 表 介護予防のケアマネジメントの延べ人数 	ネジメント 	表の意子防のケアマ	ネジメントのジ	近べ人数			
令和3年度 令和4年度 令和5年度			令和3年度	令和4年度	令和5年度		
ケアマネジメント 8,925 人 9,348 人		ケアマネジメント	8,925 人	9,348人			

	【市(長寿社会課)】				
	・運動、口腔、栄養、	認知症等に関	する教室を実	施し、介護予	
	についての普及啓発	を図りました	. 0		
介護予防の普及啓	表の変形が教室の変	延べ参加者数			
発		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	出前教室	10,503 人	15,272 人		
	We b教室	308 人	549 人		
	【広域連合】				
介護予防の対象者	・地域包括支援センタ	7一が、日常業	務や民生委員	等からの情報	
の把握	提供、関係機関との	)連携の中で、	対象者を把握	量し、介護予防	
3-31-1	活動につなげました	<u>-</u>			
	【市(長寿社会課、健				
	・住民主体の介護予防		:行いました。		
	表に住民主体の介護予防活動				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	鈴鹿いきいきボラン	154 人	148 人		
地域における介護予	ティア登録人数	154 /	170 /\		
防活動の支援	ボランティア受入	63 施設	63 施設		
	施設数	03 // 68%	03 /JE6X		
	スクエアステップ	138 人	151 人		
	リーダー登録人数	130 人	131 /		
	ヘルスメイト登録	46 人	43 人		
	人数	40 人	43 八		
	【市(長寿社会課)、市社協*)】				
	・地域づくり協議会を中心とする通いの場の設置や支え合い事				
	業の運営を支援しました。また、ふれあいいきいきサロンな				
主民主体の通いの	ど歩いて通える住民主体の通いの場の設置や運営を支援しま				
場などの充実を促	した。				
<i>当</i> 5	表 ふれあいいきいき	きサロン実施団	体数		
_		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	ふれあいいきいき	122 ⊞/井	121 ⊞/★		
	サロン実施団体数	123 団体	131 団体	団体	

主な取組		実施状況	2	
一般介護予防事業 の評価	【広域連合】 ・第8期介護保険事業計画に定める目標値の達成状況などを検 証し、一般介護予防事業の評価を行いました。			
地域リハビリテー ション活動の支援	【市(長寿社会課)】 ・リハビリ専門職の講師関する出前講座を行い表 出前講座実施回数	いました。	本の通いの場等 令和4年度 61回	等で介護予防に 令和5年度 回
介護予防手帳の活 用	【市(長寿社会課)】 ・65 歳からの介護予防 帳)を作成し、市や[ とともに、住民への] た。	医療機関等の	関係機関の窓	口で配布する

## (3) 高齢者の健康づくりと介護予防

(3) 高脚名の健康プトリと打造予防						
主な取組	実施状況					
	・健康づくりに関	【市(健康づくり課)】 ・健康づくりに関する教室や相談会の開催、高齢者の健康管理 の支援を行いました。 表 健康づくりに関する教室の延べ参加人数				
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
高齢者に対する保 健事業の推進	保健センターで 介護予防教室	行う	75 人	118人		
	地域で行う介護予防 教室		498 人	437 人		
	表 歯周病検診	表 歯周病検診の受診状況				
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	歯周病 受	診率	14.0%	14.0%		
	検診	診者	1,481人	1,485人		

主な取組	実施状況						
			別治療を目的に	こ、年齢などの	の要件に該当		
	・がんの早期発見、早期治療を目的に、年齢などの要件に該当 する方に対し、各種がん検診を実施しました。						
	表 各種がん	検診事業の	D実施状況				
			令和3年度	令和4年度	令和5年度		
	EE 4 % / 10=0	受診率	6.9%	6.8%			
	胃がん検診	受診者	8,261人	8,151人			
	<b>-</b>	受診率	9.1%	9.1%			
各種がん検診によ	大腸がん検診	受診者	10,865人	10,894人			
る健康づくりの推	D±+5° / +A=A	受診率	11.5%	11.7%			
進	肺がん検診	受診者	13,718人	14,019人			
	前立腺がん	受診率	12.0%	12.2%			
	検診	受診者	5,214人	5,367人			
	乳がん検診	受診率	6.4%	6.1%			
		受診者	5,169人	4,955人			
	子宮がん検診	受診率	8.4%	8.5%			
		受診者	6,821人	6,952人			
		受診者	2,271人	2,418人			
	・市の広報紙で周知、健診の自己負担額の無料化、民間委託に						
	よる受診勧奨通知を導入し、受診率の向上を図りました。						
	表特定検診の実施状況						
   鈴鹿市国民健康保			令和3年度	令和4年度	令和5年度		
対応中国氏健康体	44-4-10-0	受診者	10,132人	10,507人			
特定保健指導	特定検診	受診率	42.3%	46.6%			
	表特定保健	指導の初回	回面接実施数				
			令和3年度	令和4年度	令和5年度		
	動機づけ支援		59 人	64 人			
	積極的支援		14 人	12人			
	<b>I</b> → (/□□△ ← △ =□) <b>I</b>						
	【市(保険年金 ・受診勧奨通知	· · · · -	チに トス巫≫年	加将を宝佐しま	<b>⊧</b> ∣. <i>†</i> -		
   糖尿病性腎症重症	表受診勧奨		コにのる文形性	╜ <del>大</del> で大肥∪o	N U / L 0		
化予防事業の実施	公 义妙助天	<b>人</b> 不从巴安人	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
	件数		69 人	80 人	人		
	11 20		3770	3070			

主な取組	実施状況				
	【市(福祉医療課)】 ・後期高齢者医療被保険 ための健康診査や口腔 を実施しました。 表 後期高齢者健康診査	空機能低下のう			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	受診者数	10,615人	11,421人		
	受診率	44.38%	45.39%		
後期高齢者に対す	表後期高齢者歯科健康診査の受診状況				
る各種健康診査		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
0日程度800日	対象者数	5,644人	6,270人		
	受診者数	964 人	1,159人		
	受診率	17.08%	18.48%		
	表 在宅訪問歯科検診の受診状況				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	対象者数	1,121人	1,112人		
	受診者数	42 人	38 人		
	受診率	3.7%	3.4%		
保健事業と介護予防の一体的な実施	【市(福祉医療課、保険年金課、長寿社会課、健康づくり課)】 ・高齢者の特性を踏まえた健康支援、健康相談、フレイル予防 を行うため、通いの場などへの積極的な関与及び高齢者に対 する個別的支援を行うなど、医療保険、介護保険、健康づく りの各部局の連携のもと、高齢者の保健事業と介護予防の一 体的な取組を実施しました。				

・高齢者が健康づくりのために自身の体力にあった様々なスポーツを行えるように、教室や大会などの機会を提供し、スポーツの振興を図りました。

### 表 スポーツ大会等の開催状況

## 高齢者スポーツの 振興

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鈴鹿いきいき健康ス ポーツクラブ	18 🛭	18 💷	
公民館ボッチャ	6 回	13 回	
ウォーク大会	1 🗇	1 🗇	

## 【市(農林水産課)】

ふれあい農園の活 用 ・ふれあい農園での農業体験を通じて「生きがいづくり」「健康 づくり」を促すため、市広報などで周知を行いました。

## 表 広報掲載回数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
広報すずか	3 💷	1 回	
鈴鹿市ホームページ	4 回	2 回	

## 3 認知症施策の推進

活動指標3:認知症サポーターの養成人数(累計)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	21,500人	23,500 人	25,500 人
実績値	21,057人	22,604 人	

### (1) 認知症の理解を深めるための普及啓発の推進

( 1 / 高心入口が上ワノル主角	1 = 2,1111 = 1 = 1				
主な取組		実施物	犬況		
認知症の普及啓発	【市(長寿社会課)】 ・世界アルツハイマー月間に合わせ認知症啓発市民イベントを開催しました。また「認知症フレンドリーシティ鈴鹿」を宣言し、広報すずかで周知しました。図書館において認知症に関する啓発展示、パンフレットを設置しました。				
認知症サポーター	【市(長寿社会課)】 ・認知症に関する正しい知識と理解を身につけた認知症サポーターやキッズサポーターを養成するための講座を開催しました。 表 認知症サポーター養成人数				
の養成		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	養成人数 (累計人数)	1,281 人 (21,057 人)	1,547 人 (22,604 人)		
	うちキッズサポーター数 (累計人数)178 人 (4, 298 人)2 人 (4, 300 人)				

# (2) 認知症の予防・早期発見・初期支援

主な取組	実施状況				
【市 (長寿社会課)】 ・認知症初期集中支援チームを設置し、認知症高齢者 支援を行いました。 表 認知症初期集中支援チームの活動状況					
援チームの充実		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	総相談件数	265 件	268 件		
	支援対象者数	147 人	163 人		
	訪問延べ回数	735 回	604 回		

主な取組		実施状況	2	
認知症ケアパスの活用	【市(長寿社会課)】 ・鈴鹿市の医療機関に対し認知症ケアパスの配布を行いました。また、世界アルツハイマー月間イベント時や図書館常設展示コーナーに設置しました。民生委員児童委員協議会連合会の改選に伴い、全委員に配付を行いました。			
介護予防に資する 通いの場への参加 の促進	【市(長寿社会課)】 ・65 歳からの介護予防 通いの場の周知啓発			)等を配布し、
認知症予防などに 関する民間サービ スの活用	【市(長寿社会課)】 ・認知機能などについて、インターネット上での簡易チェック システムを活用し、自己検査してもらうことで、認知症の早 期発見につなげました。 表 認知症チェックサイト利用者数 令和3年度 令和4年度 令和5年度			
	│ 利用者数	3,548 人	6,213人	

# (3) 地域で認知症高齢者等を支えるための体制づくり

主な取組	実施状況			
	【市 (長寿社会課)】 ・各日常生活圏域に認ポーター養成講座やし、地域において認るとともに、関係機表認知症地域支援推	認知症につい 知症高齢者を 関との連携を	ての啓発イベ 支援する体制 図りました。	ント等を実施 づくりを進め
認知症地域支援推 進員の充実	認知症地域支援推進員	令和3年度8人	令和4年度8人	令和5年度
	認知症連絡会の開催 回数	3回	4回	

主な取組	実施状況			
	【市(長寿社会課)】			
	・鈴鹿警察署と協力し	、行方不明高	齢者等の捜索	協力を市内の
行方不明高齢者な	店舗や事業所に依頼			
どのための安心ネ	表。行方不明高齢者等		_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
ットワーク	1300   13104   13	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		16件	16 件	THE TAX
	AUTAIT XA	1011	1011	
	【市(長寿社会課)】			
	・市内の民間業者等と	協力し、認知	症高齢者等の	見守り体制の
認知症高齢者の見	構築を推進しました。	0		
守り体制構築の推	表 見守り体制の協力	事業者数		
進		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	協力事業者数	34 事業者	34 事業者	
認知症カフェの支援	【市(長寿社会課)】 ・認知症に関する情報交換や交流の機会を提供することにより不安感や負担感の解消が図れるように、認知症カフェの活動を支援しました。 表 認知症カフェの登録数    令和3年度   令和4年度   令和5年度   認知症カフェ   17か所   16か所			
	【市(長寿社会課)】			
	・認知症サポータース			、新たに 31 人
	のチームオレンジ鈴鹿への登録を行いました。			
	令和3年のチームオレンジ鈴鹿設立当初は、拠点を設置しな			
認知症高齢者など	い個別支援型タイプでモデル的にスタートしましたが、生活			
の生活支援体制構				
築の推進	ました。			
	表のチームオレンジの		△和 4 左曲	<b>人</b> 和 5 左连
	T / +1 >:>>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	チームオレンジの登	54 人	85 人	
	録数			

## 4 医療・介護の連携の推進

活動指標4:鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム運営委員会の開催回数

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	4回	4回	4回
実績値	3回※	4回	

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対応のため、1回中止

### (1) 在宅医療・介護関係者の連携体制の構築

主な取組	でである。	実施状態	 :규		
地域の医療・介護の資源の把握	【市(長寿社会課)】 ・地域の在宅医療を実施する医療機関及び介護事業所などのリストを鈴鹿市在宅医療・介護支援センターのホームページに掲載し、マップ化の検討を行いました。				
在宅医療・介護連携 の課題抽出と対応 策の検討	【市(長寿社会課)】 ・多職種の顔の見える関係を構築するとともに、在宅医療と介 護の連携に係る課題とその対応について協議を行いました。				
医療・介護関係者の情報共有の支援	【市(長寿社会課)】 ・在宅医療と介護、双方の情報の共有化を図るために、ICTを活用したシステムを導入し、情報ネットワークの構築を図りました。 表 バイタルリンク参加事業所数				
在宅医療・介護連携に関する相談支援推進	【市(長寿社会課)】 ・医療・介護関係者や地域包括支援センター等からの相談に対応するため、在宅医療・介護連携支援センター(すずらん)を設置し、在宅医療・介護連携コーディネーターを配置し、医療・介護関係者の連携の支援を行いました。表を主医療・介護連携コーディネーターの配置数 令和3年度 令和4年度 令和5年度配置数 2人 2人				

主な取組		実施状態	況	
医療・介護関係者の	【市(長寿社会課)】 ・医療職と介護職が相互に知識を深めるために、合同研修を開催しました。 表 勉強会の開催状況			
研修		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	開催回数	2回	4回	
	テーマ	多職種連携	多職種連携 ACP	
切れ目のない在宅 医療と介護の提供 体制の構築推進	【市(長寿社会課)、広域連合】 ・公募により定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の選定 審査を行い、令和3年度は1事業者を選定しました。また、 令和4年度については選定審査を行った結果、非選定となり ました。			
在宅医療・介護連携 に関する関係市町 の連携	【市(長寿社会課)】 ・三重県が主催するでで、   交換会に参加し、   のでである。   でかられる。   ではないる。   ではないるないる。   ではないるないる。   ではないるないるないる。   ではないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるな			る研究会や意見

# (2) 住民意識向上のための普及啓発の推進

	7.00000日次日元071正2	_		
主な取組	実施状況			
	【市(長寿社会課)】 ・在宅医療の必要性や在宅での看取りなどについて理解を深めるため、講演会の開催やエンディングノートやパンフレットの配布による啓発活動、ACPの理解促進に努めました。表 在宅医療ケアシステムACP委員会開催回数			
在宅医療や看取り		令和3年度	令和4年度	令和5年度
などの知識の普及	開催回数	4回	4回	
啓発	表 鈴鹿ふくし大学/	への参加人数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	テーマ	終活	終活	
	参加人数	125 人	315人	

# 5 高齢者の尊厳を守るための施策の充実

活動指標5:権利擁護シンポジウムの開催回数

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	1 回	1 🗇	1 🗇
実績値	1 🗇	1 🗇	

# (1) 尊厳を守るための施策の充実

主な取組		実施状況	2	
人権の啓発活動	【市 (人権政策課)】 ・高齢者の人権についての理解を深めるため、講演会やイベントを開催しました。また、パネルの展示やパンフレットの配布により啓発を行いました。 表 人権尊重まちづくり講演会の開催回数			
	【市(長寿社会課)、広域連合】 ・警察や行政及び地域包括支援センター等と情報を共有し 待の未然防止に努めました。 ・介護施設従事者等に対して集団指導による虐待防止の指 行いました。 表 虐待への対応件数			
虐待の未然防止	家族等による虐待への対応	令和3年度 43件	令和4年度 37件	令和5年度
/	介護保険施設での虐 待の対応	2件	3件	
	表 介護施設従事者に	対する指導		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	集団指導	2件	0件	
	実地指導	9事業所	8事業所	

	【市(長寿社会課)】				
	・高齢者の虐待対応について、関係者間の連携を深め、知識を				
	高めるために研修や	会議により情	報共有・意見	交換を行いま	
古典老の取名 は	した。				
高齢者の緊急一時	・虐待等により必要と	判断した場合	に、一時的に	福祉施設等で	
保護 	保護を行いました。				
	表 緊急一時保護によ	る措置件数			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	緊急一時保護	4件	12 件		
	【市(長寿社会課、障	がい福祉課)、	市社協*】		
	・成年後見制度の利用を	が必要な方で、	一定の条件を	を満たす方に助	
	成を行い、利用支援	を行いました。	0		
	・権利擁護講演会を開	催し、制度の配	啓発を行うと	ともに、法福官	
	連携権利擁護研修を	行い、関係機関	目の連携強化と	:理解の促進を	
	図りました。				
成年後見制度利用	表の成年後見制度の利用支援件数				
の支援及び啓発		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	申立支援	0件	0件		
	報酬支援	16 件	16 件		
	表 権利擁護講演会の	開催回数			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	権利擁護講演会	1 🛽	1 🗇		
		 )・市社協*】			
	・中核機関を設置し、		進のため各関	係機関との連	
	携強化を図りました。				
  鈴鹿市後見サポー	一運営委員会を開催				
トセンターみらい	や制度周知及び支援体制などの構築を図りました。				
の運営					
<b>ツ</b> )(長白	× 21-120-1-120-71.	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	延べ相談件数	207件	208 件	. 12 1 12	
	うち法人後見受任	4件	4件		
		111	111		

地域における権利 擁護の推進	【市(健康福祉政策課・消費者被害、虐待防 具体例を提示した講 表 関係機関勉強会の	止、防災、成 座を開催しま		手、専門的かつ
37-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	開催回数	3回	3回	
鈴鹿日常生活自立 支援センターの運 営	2 対応口市工石日立又派でファーの利用に数			
	利用件数	令和3年度 185 件	令和4年度 207件	令和5年度
	延べ支援件数	5,157件	5,318件	

# (2) 高齢者福祉施策の充実

(乙)同图1919191911111111111111111111111111111	( · · ) · · · · · · · · · · · · · · · ·			
主な取組	実施状況			
ふとん丸洗いサー ビスの提供	市(長寿社会課)】 ・ふとん丸洗いを実施し、在宅で日常生活を送るための支援を行いました。 表 ふとん丸洗いの実利用人数			
訪問理美容サービスの提供	【市(長寿社会課)】 ・訪問理美容サービスを実施し、在宅で日常生活を送るための支援を行いました。 表 訪問理美容サービスの利用登録者数			

日常生活用具の給 付	【市(長寿社会課)】 ・日常生活用具給付を 援を行いました。 表 日常生活用具給付 日常生活用具給付			送るための支令和5年度
緊急通報システム の導入	【市(長寿社会課)】 ・緊急通報システムの設置を実施し、在宅で日常生活を送るための支援を行いました。 表 緊急通報システムの新規設置人数			
福祉有償運送への支援	【市(長寿社会課)】 ・福祉有償運送の手続支援を実施し、在宅で日常生活を送るための支援を行いました。 表 福祉有償運送事業の移送件数			

#### (3) 家族介護者への支援

主な取組	実施状況			
介護用品の支給	【市(長寿社会課)】 ・紙おむつ等支給を実施 行いました。 表 紙おむつ等支給の		3常生活を送る	るための支援を
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	紙おむつ等支給	546 人	531 人	

	【市(長寿社会課)】 ・GPSを利用した行方不明高齢者探索支援サービスを利用する際の初期導入経費の補助を行い、在宅で日常生活を送るための支援を行いました。また、令和4年度からは安心見守りシール、安心見守り保険事業を実施しました。				
	表 行方不明高齢者探	索支援サービス	スの新規利用人	数	
行方不明高齢者探		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
索の支援	行方不明高齢者探索 支援サービス	1人	5人		
	表 安心見守りシール	・安心見守り伊	保険の利用人数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	安心見守りシール	_	68 人		
	安心見守り保険	_	59 人		
配食サービスの支援	【市 (長寿社会課)】 ・高齢者配食サービスを接を行いました。 表 高齢者配食サービ			を送るための支 令和5年度	
在宅介護の継続の 支援	【市(長寿社会課)】 ・窓口や電話で寄せられる相談に対して丁寧に対応し、関係機 関へつなぐなどして家族の負担軽減に努めました。				
介護者のつどい	【広域連合】 ・介護する上での困りごとを一人で抱え込まないように、同じ悩みを抱えている人や経験した人同士で交流できる場を開催しました。 表 介護者のつどいの開催回数				

#### 6 住まいの確保

活動指標6:居住系サービスの施設の職員を含む介護従事者などに対し、介護や 福祉に関する研修やイベントなどを周知した回数

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	15 回	15 回	15 回
実績値	14 回	13 回	

#### (1)入所施設等の整備

( ) / """	
主な取組	実施状況
介護保険施設等の 整備	【市(長寿社会課)、広域連合】 ・広域連合と協議し、適正な整備計画を検討した上で、介護保 険事業計画で位置付けられている地域密着型サービスの整備 について、連携しながら事業者に必要な支援等を行いまし た。
養護老人ホームの 整備	【市(長寿社会課)】 ・施設管理者と連携し、スムーズな入所に対応できるように努 めました。

#### (2) 高齢者向け居住系サービスの整備

主な取組	実施状況
居住系サービスの 整備	【市(長寿社会課、都市計画課)】 ・居住者の生活利便性が高い市街化区域において、住所地特例の 対象である居住系サービスを誘導し、適正な整備に努めまし た。
居住系サービスの 質的向上	【市(長寿社会課)、広域連合】 ・三重県社会福祉協議会等からの依頼に基づき、広報やホームページで周知を行いました。また関係機関と連携して介護や福祉に関する各種研修などの周知を地域密着型サービス事業所に対して行いました。

#### (3) 居住環境の整備

主な取組		実施状況	ļ	
ユニバーサルデザ インまちづくり推 進事業	【市(障がい福祉課)】 ・三重県ユニバーサルー特定施設新築等(変更の普及やバリアフリー表 特定施設新設等(意協議申請適合証交付	更) 協議を実施 一化を推進し	拖し、ユニバ- ました。	ーサルデザイン
市営住宅への高齢者等の優先入居	【市(住宅政策課)】 ・目的別分散入居の導入を推進するとともに、高齢者世帯に対 し、抽選会での優先的な取り扱いを実施しました。			
住宅の相談支援	【市(住宅政策課)】 ・民間賃貸住宅相談会(り、高齢者の円滑な) 表 民間賃貸住宅相談会 住宅相談会	入居に関する		
住まいの有効活用 や処分に関する支 援	【市(住宅政策課)】 ・空き家ネットワークで 方、住宅などを所有 りの方に対して、空 き家の有効活用及び 表 空き家無料相談会 空き家無料相談会	していて、相 き家無料相談 空き家化の防	続、活用、処 会を開催し、	分などにお困 資産整理、空

### 7 安心・安全の体制づくり

活動指標7:災害時要援護者台帳の登録者数

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	9,700人	10,100人	10,500人
実績値	9,750人	9,982 人	

## (1) 防災等の対策の推進

主な取組		実施状況	2		
災害時要援護者 台帳の整備	【市(長寿社会課)】 ・災害時要援護者台帳の理解を深めるため、広報を行うととも に、民生委員・児童委員と連携し、登録の啓発を行いました。 表 災害時要援護者台帳登録者数				
H I K V JE IM		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	災害時要援護者台帳 登録者	9,750人	9,982人		
福祉避難所の充実	【市(長寿社会課)】 ・防災危機管理課と連携して、各施設において同日に開催した 一斉訓練の協力を行いました。 【市(消防課)】				
救急ネックレスの 普及	<ul><li>・救急情報ネックレス た、課題である形状な 共有を図りました。</li><li>表 救急情報ネックレ</li></ul>	や仕様につい <sup>・</sup>			
	救急情報ネックレス 配付数	440 本	0本		
防災知識の普及啓 発	【市 (防災危機管理課)】 ・高齢者・障がい者・子育て世帯・外国人・それらをケアする団体等に対して、災害時における対応についての出前講座を行いました。 表 出前講座の開催回数				
		77 回	134 回		

家具固定の普及	【市(防災危機管理課 ・大規模地震による被 実施しました。 表 災害時要援護者宅 実施件数	害を軽減する	D実施件数	倒防止対策を 令和5年度
重症化リスクの高 い感染症予防対策	【市(長寿社会課、健 ・感染症の拡大に際し 収集に努めるととも 療機関及び介護事業 た。	正しい対策が に、地域住民	取れるよう、 、地域で活動	正確な情報のする団体、医

## (2) 交通施策の推進

主な取組	実	施状況			
公共交通網形成構 築の推進	【市(都市計画課)】 ・まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成や再 構築、地域における輸送資源の最大限の活用など「鈴鹿市の公 共交通のあり方」を明らかにした『鈴鹿市地域公共交通計画』 を策定しました。また、持続可能な旅客輸送サービスの提供の 確保に努めました。				
地域の支え合い活動と一体的に行われる移動支援の研究	【市(長寿社会課)】 ・鈴鹿市地域公共交通会議に参加し、関係団体と情報の共有を 図りました。また、全国移動ネット等の関係団体からの情報 収集に努めました。				
ノンステップバス の導入	(本にあめなりた。【市 (都市計画課)】・コミュニティバスの車両更新時に、ノンステップバスを導入しました。表 ノンステップバス導入台数令和3年度令和4年度令和5年度導入台数2台1台				

## (3) 交通安全・防犯・消費者保護

主な取組		実施状況	兄		
交通安全・防犯意識	【市(交通防犯課)】 ・高齢者交通安全教室 しました。 表 高齢者交通安全教			ための啓発を何	促
の高揚		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	交通安全教室	25 回	26 回		
	延べ参加者人数	679 人	747 人		
鈴鹿亀山消費生活	【広域連合】 ・消費生活に関する相解決や被害拡大の防表 鈴鹿亀山消費生活	止を図りまし	た。	費者トラブルの	の
センターの運営		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	延べ相談件数	1,231件	1,333件		
	出前講座	36 回	38 回		

# 5 用語解説

あ行	
ICT(情報通信技術)	Information and Communication Technology の略。情報通信技術。
アウトリーチ	支援の対象となる人を相談の場に来させるのではなく、支援する 側が積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること。
アセスメント	事前評価、初期評価。介護サービス利用者が直面している問題や 状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助活動に先立 って行われる一連の手続き。
一般介護予防事業	介護予防・日常生活支援総合事業*(総合事業)のうち、第1号被保険者*すべてを対象とし、住民主体の通いの場における介護予防活動を中心とした介護予防事業。
ACP(アドバンス・ケア・プランニング)	Advance Care Planning の略。もしものときのために、本人が望む 医療やケアについて前もって考え、家族などや医療・ケアチーム と繰り返し話し合い、共有する取組のこと。
SNS	通信ネットワークを通じてつながりの場を提供するサービス。
NPO	営利を目的とせずに市民活動や公共的な活動を行う民間組織。
エンディングノート	人生の終末期に備えて、自身の希望を書き留めておくノート。

か行	
介護医療院	長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、日常的な医学管理や看取りやターミナルケアなどの医療機能と、生活施設としての機能とを兼ね備えた施設。平成30年4月に創設された。
介護支援専門員(ケ アマネジャー)	介護保険制度において、ケアマネジメント*を実施する有資格者。 要支援・要介護認定者及びその家族からの相談を受け、介護サービスの給付計画(ケアプラン)を作成し、他の介護サービス事業 者との連絡・調整などを行う。
介護保険施設	介護保険で被保険者である利用者にサービスを提供できる施設。 介護老人福祉施設*、介護老人保健施設*、介護医療院*、介護療養 型医療施設*がある。
介護予防・生活支援 サービス事業	要支援認定を受けた人・基本チェックリスト該当者を対象として、訪問又は通所などによって介護予防と生活支援サービス*とを一体的に提供し、自立した日常生活を支援するための事業。地域資源*を活かして、多様な主体による多様なサービスが提供されることを期待するものである。

介護予防・日常生活 支援総合事業(総合 事業)	一般介護予防事業*と介護予防・生活支援サービス事業*の二つの事業からなるもので、市町村が、地域の実情に応じて、多様な主体の参画による多様なサービスを充実することによって、地域の支え合い体制づくりと、要支援者に対する効果的・効率的な支援を行うことをめざすもの。
介護離職	家族の介護のために退職や転職をすること。
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	入所している要介護者に対して、介護などの日常生活上の世話や、 機能訓練、その他必要な世話を行う介護保険施設*。地域密着型を 含む。
介護老人保健施設	入所している要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、 看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な 医療並びに日常生活上の世話を行う介護保険施設*。
看護小規模多機能型 居宅介護	地域密着型サービス*の一つで、小規模多機能型居宅介護*と訪問 看護*を組み合わせて提供するサービス。
キッズサポーター	認知症を正しく理解し、認知症高齢者などやその家族を温かく見守る応援者である認知症サポーター*のうち、本市では、小中学生のサポーターのことをいう。
基幹型地域包括支援 センター	地域包括支援センター*のうち、センター間の総合調整、他センターの後方支援、地域ケア推進会議*の開催などの役割を担うもの。
協議体	市町村が主体となり、各地域における生活支援コーディネーター*と 生活支援などの提供主体などが参画し、定期的な情報共有及び連 携強化の場として、中核となる会議体。
協働	市民や行政といった、まちづくりの担い手である多様な主体が、 まちづくりに関する共通の目的を持ち、その実現に向け、お互い の信頼関係により、役割と責任を分担して協力し合い、まちづく りに取り組むこと。
緊急通報システム	65歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、又は身体に 重度の障がいがある人などを対象に、急病などの緊急時に迅速に 対応するためのシステム。
ケアマネジメント	心身の状況や置かれている環境などに応じて、適切なサービスが 提供されるよう必要な援助を行うこと。
ケアマネジャー(介 護支援専門員)	→介護支援専門員を参照。
広域連合(鈴鹿亀山 地区広域連合)	地方自治法上の独立した特別地方公共団体。鈴鹿市と亀山市を構成団体とし、介護保険事業、消費者行政及び両市との連絡調整を 行っている。
コーホート変化率法	一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域 の人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定 して、将来人口を算出する推計方法。

コミュニティソーシャルワーカー	地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する「個別支援」と、それらの人びとが暮らす生活環境の整備や住民の組織化などの「地域支援」をチームアプローチによって総合的に展開・実践する援助(コミュニティソーシャルワーク)を中心的に担う専門職。
コミュニティバス	地域住民の移動手段を確保するために、地方自治体などが実施するバス。本市では、C-BUSとして高齢化率が高く市街地から遠い西部地域・南部地域で運行を行っている。

さ行	
サービス付き高齢者 向け住宅(サ高住)	高齢者の居住の安定を確保することを目的として、「高齢者住まい法(高齢者の居住の安定確保に関する法律)」の改正により創設された医療・介護と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー*構造の住宅。
災害時要援護者	災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の 一連の行動をとるのに支援を要する人。
在宅医療・介護連携 支援センター	医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターを配置し、 在宅医療・介護連携に関する相談支援や、連携の支援を行う多職 種のための相談窓口。
サロン	地域での孤立・閉じこもり防止や健康・生きがいづくりを目的に、 ごく身近な地域を拠点として、参加する人とボランティアとが一 緒になって内容を企画し、住民主体で運営していく、楽しい仲間 づくり、ふれあい交流の場。
GPS	人工衛星を利用した、位置情報検索システム。
市街化区域	すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先 的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市社協(鈴鹿市社会 福祉協議会)	社会福祉法第109条に基づき地域福祉の推進を図ることを目的として、鈴鹿市に1956年に設立された民間の社会福祉法人*。
社会福祉士	身体上又は精神上の障がい、環境上の理由により、日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言・指導・福祉サービスの提供や、医師その他の保健医療サービス提供者などとの連携・調整などの援助を行う専門家。社会福祉士*及び介護福祉士法によって創設された福祉専門職の国家資格。
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人。
住所地特例	介護保険では、原則住所地市町村の被保険者となるが、被保険者 が他市町村の対象施設に入所・入居して、施設所在地に住所を変 更した場合は、引き続き従前の住所地市町村の被保険者とするこ とで、施設所在地の市町村に財政負担が偏ることを是正するため に設けられている制度。

重層的支援体制整備 事業	複雑化・複合化する福祉課題・支援ニーズに対応するため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を目指して、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3事業を一体的に実施するもの。この3事業を支えるための事業として、「アウトリーチ*等を通じた継続的支援」と「多機関協働*」の事業も設定されている。
小規模多機能型居宅 介護	地域密着型サービス*の一つで、「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせて受けられるサービス。
自立支援型地域ケア 会議	地域ケア会議*のうち、医療・介護の多職種が協働*して高齢者の個別課題の解決を図り、自立支援に資するケアマネジメント*につなげることをめざすとともに、これを通じて介護支援専門員*の支援及びスキルアップを図ろうとするもの。
シルバー人材センター	定年退職者などを会員として、その希望に応じた臨時的・短期的 な就業の機会を確保、 提供することを目的として設立された、都 道府県知事が指定する公益法人。
新型コロナウイルス 感染症	新型コロナウイルスである「SARS-CoV2」による感染症のこと。世界保健機関(WHO)は、2019年に発生したこの感染症を「COVID-19」と名付けた。
人生会議	ACP*の愛称。厚生労働省がその普及のために名付けたもの。
スクエアステップリ ーダー	25cm 角のマス目が書かれたマットを使い、パターンどおりにステップすることで転倒予防や認知機能の向上に効果的な運動であるスクエアステップを、地域で普及するボランティア。
鈴鹿いきいきボラン ティア	高齢者自身の社会参加活動を通した介護予防の推進を目的として、市が指定する受入施設にて地域貢献や社会参加活動をするボランティア。
鈴鹿おどり	市制20周年の時に制作された盆踊りで、現在も市民に親しまれ、 地域の夏祭り等で踊られている。
鈴鹿亀山消費生活セ ンター	鈴鹿市・亀山市の住民が身近なところで気軽に消費生活に関する相談を受けられるよう、2006年4月3日に鈴鹿亀山地区広域連合*が開設した相談機関。
鈴鹿亀山地区広域連 合(広域連合)	→広域連合を参照。
鈴鹿市後見サポート センターみらい	認知症、知的障がい、精神障がい等があっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、成年後見制度*の利用について支援する機関。
鈴鹿市高齢者施策推 進協議会	地域包括ケアシステム*の構築に向けた社会基盤の整備に関する 施策の推進に係る調査審議及び鈴鹿市高齢者福祉計画の策定その 他の高齢者福祉の推進に係る審議に関する事務を担任する鈴鹿市 の附属機関
鈴鹿市社会福祉協議 会(市社協)	→市社協を参照。

鈴鹿市地域包括在宅 医療ケアシステム運 営会議	在宅医療・介護・福祉などの関連職種が連携して支えるとともに、 研修会の開催などに携わる多職種が連携して在宅患者を支えるこ とを目的に、顔の見える関係づくりや、研修会の開催などにより 関係者のスキルアップを図るため、鈴鹿市医師会が中心となり設 置された会議体。
鈴鹿日常生活自立支 援センター	認知症や知的障がい、精神障がい等で、判断能力が不十分な人の 権利を擁護することを目的として、地域において自立した生活が 送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理などの支援 を行う機関。
生活支援コーディネ ーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目 的として、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築 に向けたコーディネート機能を果たす者。
生活支援サービス	日常生活に援助が必要な65歳以上の在宅高齢者の家庭を訪問し、家事や軽作業のお手伝いをするサービス。介護予防・日常生活支援総合事業*では、ホームヘルパーなどの専門職に限らず、地域住民やボランティアを始め、多様な主体によるサービス提供が期待されている。
制度の狭間	問題がありながらどの制度の対象にもならず、公的な対応だけで は解決が難しい課題のこと。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人が不利益を生じないよう、代理人を立てて契約を行ったり、 それを取り消したりできるようにする制度。
成年後見人	成年後見制度*において、家庭裁判所に選任され、認知症高齢者、 知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人を支援す る人。
世界アルツハイマー 月間	世界アルツハイマー病協会が、世界保健機関(WHO)と共同で制定しているもの。毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」、 9月を「世界アルツハイマー月間」とし、認知症の啓発活動を行っている。
総合事業	→介護予防・日常生活支援総合事業を参照。
相談支援包括化推進員	複合化・複雑化した課題に的確に対応するために配置され、世帯 全体の課題の把握や多職種・多機関のネットワーク化など、各制 度の相談支援機関を総合的にコーディネートする役割を担う。

た行	
第1号被保険者	65歳以上の人。
第2号被保険者	40歳から 65 歳未満の医療保険加入者。
多機関協働	重層的支援体制整備事業*の中で関係者の連携を円滑化したり、専門機関間の調整を行ったりするなど、支援の「司令塔」的な役割を担いながら「支援者を支援する」もの。

単位老人クラブ	高齢者が、仲間づくりや地域奉仕活動のために集まり地域ごとに 運営している自主的な組織。
団塊ジュニア世代	団塊の世代*の子どもの年代に当たる1971年から1974年の第二次ベビーブームに生まれた世代。
団塊の世代	戦後復興期の1947年から1949年の第一次ベビーブームに生 まれた世代。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや受け手支え手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域ケア会議	市又は地域包括支援センター*が主催し、設置、運営する会議体。 多職種の協働*により、困難事例などの支援を通じた地域支援ネットワークの構築、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント*支援、地域課題の把握などを行い、地域に必要な資源開発などの政策形成につなげる会議。
地域ケア圏域会議	地域ケア会議*のうち、個別事例に共通する課題であり、日常生活 圏域*レベルの地域課題の解決をめざして行うもの。
地域ケア個別会議	地域ケア会議*のうち、高齢者の個別課題の解決をめざして行うもの。
地域ケア推進会議	地域ケア会議*のうち、日常生活圏域*レベルでは解決が難しく、 市レベルでの課題解決をめざして行うもの。
地域資源	地域にある様々なニーズを充足するために用いられる制度、機関、 人材、資金、技術知識などの、有形無形のもの。
地域づくり協議会	地域に住む人や地域の各団体が協力・連携し、個人や各団体では 解決が難しい地域の様々な課題を解決したり、交流促進に取り組 む組織。
地域包括ケアシステ ム	団塊の世代*が75歳以上となる2025年を目処に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが包括的に確保される体制。
地域包括支援センター	地域住民の健康維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助・支援を包括的に行う地域の中核機関。保健師又は経験のある看護師、社会福祉士*、主任ケアマネジャー*を置き、介護予防ケアマネジメント*、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント*などを業務として行う。
地域密着型サービス	介護を必要とする人が住み慣れた地域で生活を継続するために、 地域の特性や実状に応じて計画的にサービスが提供できるよう、 保険者が指定・指導監督を行うサービス。
チームオレンジ	認知症サポーター*を中心にチームを組み、地域で暮らす認知症の 人やその家族に対して、早期から見守り、生活面での支援等を行 うもの。

な行	
日常生活圏域	鈴鹿亀山地区広域連合*介護保険事業計画において、鈴鹿亀山地区 広域連合*管内の住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的 条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付対象サービ スを提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案 して定めた圏域。
認知症カフェ	認知症高齢者などやその家族、地域住民や介護・福祉などの専門 家が集い、相談や情報交換を行う場。
認知症基本法	認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、2023(令和5)年6月に制定された法律。国、地方公共団体等の責務や基本的施策等が定められている。
認知症ケアパス	認知症の進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介 護サービスを受ければよいのかを示した手引き。
認知症高齢者の日常 生活自立度	高齢者の認知症の程度を踏まえた日常生活自立度の程度を表すもの。区分Ⅱは、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭外で多少見られる又は家庭内で見られるが、誰かが注意していれば自立できる状態。
認知症サポーター	認知症サポーター養成講座を受講した人で、認知症を正しく理解 し、認知症高齢者などやその家族を温かく見守る応援者。
認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が家族などの訴えなどにより認知症が疑われる人や 認知症高齢者などやその家族を訪問し、自立生活のサポートを行 うチーム。
認知症施策推進大綱	認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」をめざし、「認知症バリアフリー*」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を政府一丸となって進めていくことをめざし、令和元年6月18日に閣議決定されたもの。
認知症地域支援推進員	認知症について専門的な知識を有する人で、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援や、認知症高齢者などやその家族を支援する相談業務を行う役割を持つ人。
認知症フレンドリー シティ	すべての市民が暮らしやすい鈴鹿市を目指して、すべての人が参画できる認知症施策の推進のために行った宣言。認知症の人や家族が、住み慣れた地域で自分らしく希望を持って日常生活を送るため、「認知症フレンドリーな地域づくり」、「居場所づくり」、「地域の応援者を増やす」といった取り組みを市ぐるみで進めるもの。

は行	
バリアフリー	高齢者や障がい者にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁 を除去すること。
福祉協力校	市内の小学校,中学校,高等学校が参画しており,社会福祉への 理解と関心を高め、ボランティア・社会連帯の精神を養うととも に、地域社会との連帯を深めることを目的として、社会福祉に関 する学習を実践している。
福祉有償運送	NPO*法人や社会福祉法人*など、国土交通省に自家用有償旅客 運送の登録を行った団体が、障がい者や高齢者など一人で公共交 通機関を利用することが困難な人を対象に行う有償移送サービ ス。
フレイル	加齢により心身が老い衰えた状態のこと。健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味し、早く介入して対策を行えば元の健常な状態に戻る可能性があることから、介護予防において近年重要視されている。
法人後見	社会福祉法人*や社団法人、NPO*などの法人が、成年後見人*、保佐人、又は補助人になること。

ま行	
三重県居住支援連絡会	高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯など、住宅の確保に特に配慮を必要とする人に対して、トラブル仲裁や緊急対応の案内といった必要な支援を行うために設立した団体。本市を始め、不動産関係団体、居住支援団体、行政で構成している。
民生委員・児童委員	地域住民の様々な相談に応じ、行政などの適切な支援やサービス へのつなぎ役としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者 世帯、子どもの見守りなどを行う人。すべての民生委員は児童委 員を兼ねている。

や行	
有料老人ホーム	高齢者が入居し、食事の提供やその他の日常生活上必要な便宜を 受けられる施設。
ユニバーサルデザイ ン	「すべての人のためのデザイン」をいう。障がいのある人や高齢者、国籍、性別など、それぞれの違いを越えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていこうとする考え方。
養護老人ホーム	65歳以上で、家庭環境や経済的理由などにより、在宅での生活が困難な人が入所できる施設。

ら行	
レセプト	医療機関が保険者に請求する診療報酬明細書のこと。その情報を 分析することによって、疾病予防などに役立てることができる。
老人クラブ連合会	市内にある老人クラブによって組織されており、健康に関する知識等の普及・啓発事業や高齢者の孤立を防ぐ友愛活動、会員メンバーの活動発表会等を行っている。

#### 6 地域ケア会議の流れとその他の会議及び取組に関する相互作用のイメージ図

